

はじめに

近年、我が国では、犯罪被害者の問題について国民の関心が急速に高まっている。平成12年5月に「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」及び「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」が公布されるなど、国としての施策が講じられている。

ところで、我が国の犯罪被害実態を把握するためには、従来から、警察庁の「平成〇年の統計（犯罪統計書）」や最高裁判所の「司法統計年報」等が用いられてきた。しかし、このような刑事司法機関による公的統計は、いわば刑事司法機関の活動記録にほかならず、その背後にある「暗数」が欠如している等の欠点が指摘されている。

このような欠点を補足するものとして、どのような犯罪が、実際にはどのくらい発生しているかという、警察に届けられていない「暗数」をも対象とした調査が、主要先進国においては実施されている。アメリカでは1972年から National Crime Survey（1990年に、National Crime Victimization Survey に変更）が、連合王国では1983年から British Crime Survey が、いずれも定期的実施されている。我が国でも近年になってようやく、犯罪被害及び犯罪被害者に関する小規模な調査が実施され始めた^{(*)1}。

以上は、一国における調査であるが、国際犯罪被害実態調査（International Crime Victimization Survey：ICVS）は、より正確な犯罪動向（罪種別の犯罪被害の有無、警察への申告の有無、犯罪被害に対する不安等）を把握するとともに、犯罪被害実態に関する国際比較を行うことを目的とする、一般市民を対象とした、国際的な調査である。ICVSは、1989年にオランダ司法省により第1回調査が実施され、その後、オランダ、連合王国及び国連犯罪司法研究所（UNICRI）の犯罪学者から構成される委員会の監督の下に、オランダ、連合王国、カナダ、国連開発計画（UNDP）等の後援により、第2回調査（1992年）、第3回調査（1996年）が実施され、2000年に行われた第4回調査は、先進17か国を含む約50の国及び地域で行われた。

我が国の調査結果については既に、「法務総合研究所研究部報告10」^{(*)2}で詳細に論じており、平成12年版「犯罪白書」で概要を紹介している。国際比較については、第3回調査は11年・12年版、第4回調査

(*)1 例えば、財団法人都市防犯研究センターが平成元年及び4年に実施した「犯罪の被害者発生実態に関する調査」及び「犯罪の被害と防犯意識等に関する調査」（詳細は、財団法人都市防犯研究センター（1990・1993）を参照。）や、「犯罪被害者実態調査研究会」が5年に実施した「犯罪被害者の実態調査」（詳細は、犯罪被害者実態調査研究会（1995）及び宮澤ら（1996）を参照。）は、比較的大規模な調査といえる。

また、「交通事故被害実態調査研究委員会」（1999）は、茨城県及び埼玉県内において、交通事故の遺族及び被害者1,135名に対して質問紙調査を実施しており、東京都生活文化局女性青少年部（1998）は、東京都民2,819名に対して、女性に対する暴力被害に関する質問紙調査を実施している。

さらに、「世論調査」においても同種調査が実施されている（詳細は、内閣府大臣官房政府広報室（2001a）を参照）。

(*)2 浜井浩一・安東美和子・立谷隆司・横地 環・岡田和也（2000）「第1回犯罪被害実態（暗数）調査」, 法務総合研究所研究部報告10

は13年版の各「犯罪白書」で紹介している他、各種学会において、その一部を発表している^(*)。本報告書は、以上を踏まえた上で、国際比較を中心とした分析結果について、詳細に報告したものである。

本報告書中には一部、「法務総合研究所研究部報告10」と重複する記述又はデータがあるが、これは読者の便を考えて、あえて重複掲載したものである。

なお、本稿中、評価及び意見にわたる部分は、筆者らの個人的見解であることを予めお断りしておく。

(*) 3) 日本被害者学会第12回学術大会(平成13年6月23日, 専修大学), 浜井浩一・岡田和也「第4回国際犯罪被害実態調査に表れた我が国犯罪被害の特徴について」

日本犯罪心理学会第39回大会(平成13年9月1・2日, 吉備国際大学), 浜井浩一・岡田和也「『安全神話の崩壊』の真実と虚構」

日本犯罪社会学会第28回大会(平成13年10月13・14日, 京都大学), 岡田和也・浜井浩一「第4回ICVSに表れた我が国の犯罪不安とその形成要因について」, 浜井浩一「増加する刑務所人口の背景要因と刑事政策的な意味についての一考察」

アメリカ犯罪学会第53回大会(2001年11月7~10日, ジョージア州アトランタ), Hamai, K., "Losing Confidence in its Safety: Is Japan Still the Safest Country in the Industrialized World?"

詳細は、各学会大会報告書等を参照されたい。

第1 研究の実施概要

1 目的

本研究は、第4回国際犯罪被害実態調査に参加した国のデータを分析することにより、犯罪被害等の実情を国際比較するとともに、我が国の特徴を概観することを、目的とする。

2 方法

(1) 我が国における調査対象及び方法

法務総合研究所では、第4回国際犯罪被害実態調査に参加する形で、平成12年2月4日から同月29日にかけて、無作為に選ばれた全国の16歳以上の男女3,000人を対象として、質問紙に基づく面談での聞き取り方式による調査を実施した。

我が国における本調査対象者のうち、個人及び世帯を単位とした犯罪被害について回答が得られた者は2,211人で、その内訳は、男1,073人（48.5%）、女1,138人（51.5%）で、回答率は73.7%であった。

(2) 国際比較の分析対象及び方法

2000年に行われた第4回国際犯罪被害実態調査に参加した先進国17か国のうち、選定した比較対象国は、比較可能なデータのそろっている、オーストラリア、カナダ、連合王国（ただし、イングランド及びウェールズに限る。以下、「イギリス」という。）、フィンランド、フランス、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スウェーデン、スイス及びアメリカの11か国である。

1-1表は、国際比較に使用した国名、並びにそれらの国の調査対象者数及び調査方法を一覧にしたものである。

1-1表 調査方法の概要

国名	調査対象者数	回答率（%）	調査方法
日本	2,211	73.7	面接調査
オーストラリア	2,005	57.8	CATI
カナダ	2,078	56.9	CATI
イギリス	1,947	56.9	CATI
フィンランド	1,783	77.2	CATI
フランス	1,000	45.3	CATI
オランダ	2,001	57.8	CATI
ポーランド	5,276	78.3	面接調査
ポルトガル	2,000	56.0	CATI
スウェーデン	2,000	66.5	CATI
スイス	4,234	65.2	CATI
アメリカ	1,000	60.4	CATI

注 1 「イギリス」は、イングランド及びウェールズに限る。

2 「CATI」（Computer Assisted Telephone Interview）とは、電話調査の一種である。

(3) 調査及び分析項目

ア 項目

調査及び分析項目は大別して、

- ① 12か国の基礎集計をもとにした、「犯罪被害の有無及び実情」、「犯罪被害の申告及び警察に関する認識」、「犯罪・防犯等に関する認識及び態度」の3点についての国際比較

- ② 12か国のクロス集計分析をもとにした、「犯罪被害に遭った比率（被害率）」及び「犯罪被害に対する不安（犯罪不安）」に関連する要因抽出
- ③ 12か国の多変量解析をもとにした、「犯罪被害に遭った比率（被害率）」及び「犯罪被害に対する不安（犯罪不安）」に影響を与える要因分析

の3点にある。

イ 罪種の分類及び定義

(ア) 分類

「犯罪被害」について、本調査では「世帯犯罪被害」及び「個人犯罪被害」に分類して調査している。個人犯罪被害ではさらに、「暴力犯罪被害」を抽出している。

世帯犯罪被害：世帯単位での犯罪被害の有無を調査するもので、「あなた又はあなたの世帯で……の犯罪被害に遭いましたか。」という聞き方をしており、調査対象罪種は、自動車盗、車上盗、自動車損壊、バイク盗、自転車盗、不法侵入及び不法侵入未遂の7罪種である。

個人犯罪被害：個人単位での犯罪被害の有無を調査するもので、「あなた自身が……の犯罪に遭いましたか。」という聞き方をしており、調査対象罪種は、強盗、窃盗、性的暴行及び暴行・脅迫の4罪種である。

暴力犯罪被害：個人犯罪被害のうち、犯人と直接接触する粗暴犯的な犯罪被害(ICVSでは、これらをcontact crimesと言っている。)を指し、調査対象罪種は、強盗、性的暴行及び暴行・脅迫の3罪種である。

(イ) 定義

11罪種をそれぞれ、以下のとおり定義している。

自動車盗 (theft of cars)：過去5年間に自家用の乗用車、バン、トラック（以下、「自家用車」という。）を保有していた世帯を調査対象としており、自家用車を盗まれる被害を指す。

車上盗 (theft from cars)：過去5年間に自家用車を保有していた世帯を調査対象としており、自家用車の中に置いてあった物（例えばカーラジオなど）又は自家用車の部品（例えば車のミラーやタイヤなど）を盗まれる被害を指す。

自動車損壊 (vandalism to cars)：過去5年間に自家用車を保有していた世帯を調査対象としており、自家用車に対する故意の破損（交通事故によるものを除く。）の被害を指す。

バイク盗 (motorcycle theft)：過去5年間に原付自転車、スクーター、オートバイ（以下、「バイク」という。）を保有していた世帯を調査対象としており、バイクを盗まれる被害を指す。

自転車盗 (bicycle theft)：過去5年間に自転車を保有していた世帯を調査対象としており、自転車を盗まれる被害を指す。

不法侵入 (burglary with entry)：「過去5年間に、誰かがあなたの家又はアパートに許可なく入り込み、何かを盗んだ、又は盗もうとしたことがありましたか。」と質問し、これに該当するものを不法侵入の被害としている。

不法侵入未遂 (attempted burglary)：前記の不法侵入とは別に、「過去5年間に、誰かがあなたの家又はアパートの中に侵入しようとした形跡がありましたか。例えば、鍵やドア、窓が壊されたり、鍵の周りに傷跡などがありましたか。」と質問し、これに該当するものを不法侵入未遂の被害としている。

強盗 (robbery)：「過去5年間に、あなたは暴力又は脅迫により何かを盗まれたことがありますか。また、誰かに暴力や脅迫によって何かを奪われそうになったことがありますか。」と質問し、これに該当するものを強盗の被害としている。したがって、我が国の刑法上という「強盗」のほか、恐喝やいわゆる

ひったくり窃盗も含まれている。

窃盗 (theft of personal property)：「窃盗は、暴力を伴う強盗とは異なり、スリや財布、衣類、宝石、スポーツ用具を盗むことなど様々です。これらは職場、学校、飲食店、公共の交通機関、海岸、町中などで起こり得ます。すでにお聞きした家での被害を除いて、過去5年間にあなた自身がこれらの盗難の被害者となったことがありますか。」と質問し、これに該当するものを窃盗の被害としており、自動車盗等、前記世帯犯罪被害として取り上げたものを除く、不法侵入を伴わないものを窃盗の被害としている。

性的暴行 (sexual incidents)：「人は、しばしば性的な目的のために他人を^{つか}掴んだり、触ったり、暴行を加えたりすることがあり、それが実に許し難い場合があります。これは家又はその他の場所、飲食店、町中、学校、公共の交通機関、映画館、海岸、職場などで起こり得ます。過去5年間に、あなたはこれらの行為による被害を受けたことがありますか。……家庭内の性的暴行を含めてお考えください。」と質問し、これに該当するものを性的暴行の被害としている。したがって、強姦(rape)、強制わいせつ(sexual assaults)に限らず、いわゆる痴漢やセクハラなど許し難い行為 (offensive sexual behavior) も含まれている。なお、本項目では、質問対象を女性のみとしている。

暴行・脅迫 (assaults and threats)：「過去5年間に、家又は飲食店、町中、学校、公共の交通機関、海岸、あなたの職場などで、本当に恐怖を感じるような暴行や脅迫を受けたことがありますか。家庭内暴力を含めてください。」と質問しており、男性に対する性的暴力の被害も含め、これに該当する体験を暴行・脅迫の被害としている。

上記11罪種のほか、以下の2罪種についても調査している。

消費者詐欺 (consumer fraud)：「昨年(1999年)あなたは消費者詐欺に遭いましたか。言い換えれば、誰かからあなたが物を買うときやサービスを受けるときに、商品やサービスの質や量について騙されたことがありますか。」と質問し、これに該当するものを消費者詐欺の被害としている。

汚職 (corruption)：「一部の国では、政府又は公務員の汚職が問題となっています。1999年中に、あなたは、公務員、たとえば税関職員、警察官、検査官・監督官等から、サービスを受けるために、賄賂を支払うように要求されたり、又はそれを期待されたことがありますか。」と質問し、これに該当するものを汚職としている。

第2 結果と分析1 (基礎的分析)

1 犯罪被害の有無及び実情

ここでは、11罪種すべてに共通している項目である「犯罪被害に遭った比率」及び「事件の重大性の認識」のほか、国際比較では、さらに「昨年の被害回数」、「被害場所」及び「犯人・凶器等」について取り上げる。

(1) 罪種別被害率

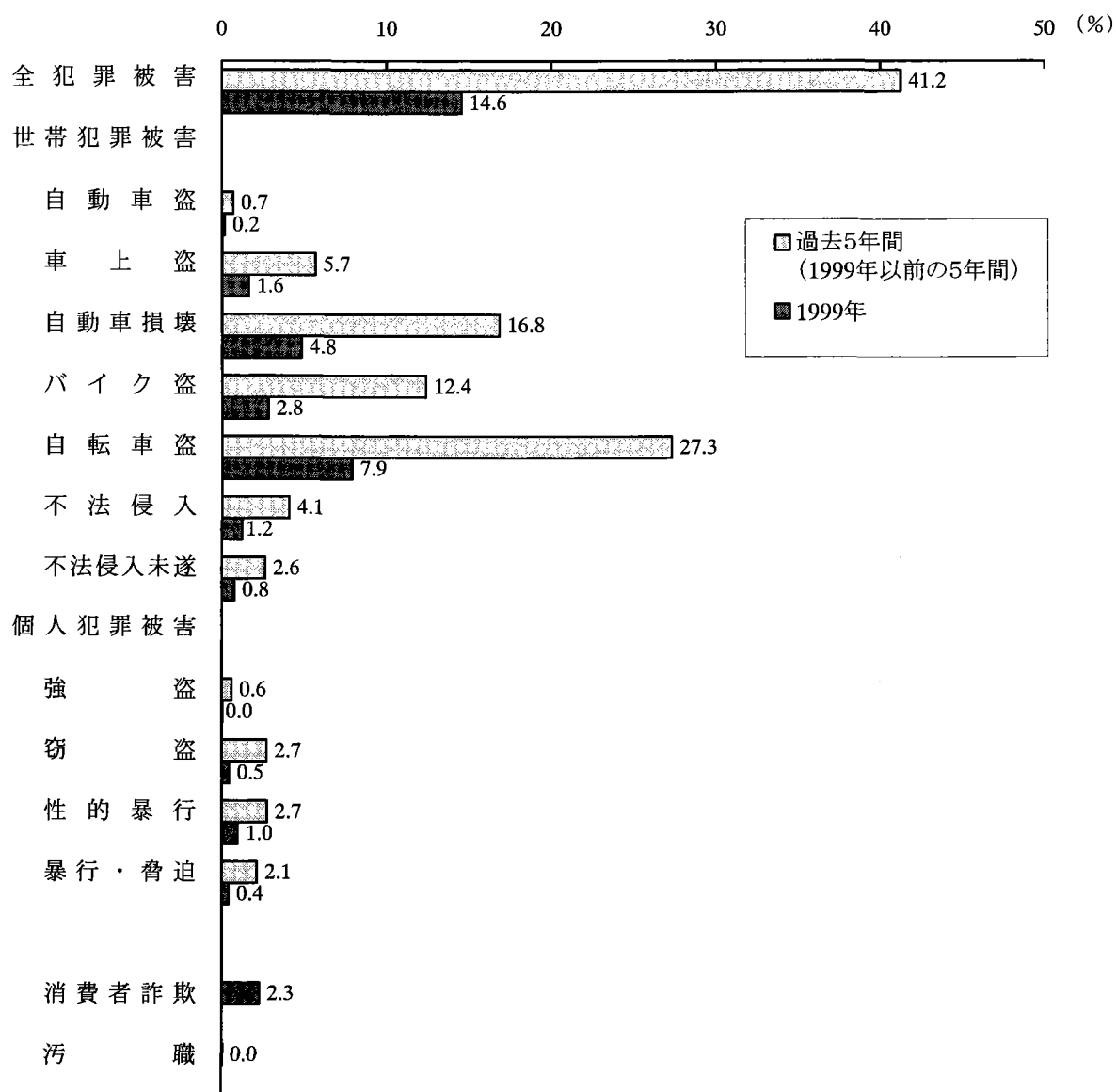
2-1図は、我が国について、過去5年間及び1999年1年間に、それぞれ1回以上犯罪被害に遭った比率（以下、「被害率」という。）を、罪種別に示したものである。この図からうかがえる我が国の特徴は以下のとおりである。

- ① 世帯犯罪被害は、全体的に、個人犯罪被害よりも被害率が高い。
- ② 世帯犯罪被害のうち、自転車盗や自動車損壊といった比較的軽微な犯罪については、過去5年間の被害率がいずれも15%を超えている。自転車盗については、自転車を所有している世帯の4世帯に1世帯、バイク盗については、バイク所有世帯の8世帯に1世帯、不法侵入については、25世帯に1世帯が、それぞれ被害に遭っていることになる。
- ③ 個人犯罪被害は、世帯犯罪被害と比較して、全体的に被害率が低く、過去5年間で見ても、最も被害率の高い窃盗や性的暴行でも2.7%、約37人に1人である。
- ④ ただし、個人犯罪被害の中では、性的暴行が、窃盗や暴行・脅迫よりも、過去5年間及び1999年1年間ともに被害率が高くなっている。
- ⑤ 消費者詐欺及び汚職については、1999年の被害のみを調査対象としているが、消費者詐欺の被害率は2.3%と低く、汚職に遭ったと回答した者は1人（0.0%）であった。

2-2図は、12か国について、罪種別の被害率を国別に示したものである。この図からうかがえる特徴は以下のとおりである。

- ① 我が国では、全体的に、世帯犯罪被害に比べて個人犯罪被害の方が、被害率が低くなっているが、他の比較対象国では、個人犯罪被害の中でも、窃盗及び暴行・脅迫については、世帯犯罪被害と同程度に比較的被害率が高くなっている。
- ② 全犯罪被害については、我が国は、過去5年間及び1999年1年間ともに、ポルトガルに次いで低い。
- ③ 自転車盗については、我が国は、過去5年間及び1999年1年間ともに、比較対象国中で最も高く、バイク盗については、1999年1年間においてイギリスに次いで高い。一方、自動車盗、車上盗、不法侵入未遂、強盗、窃盗及び暴行・脅迫については、過去5年間及び1999年1年間ともに、比較対象国中で最も低くなっている。
- ④ 暴力犯罪被害については、我が国は比較対象国中で最も低くなっている。
- ⑤ 消費者詐欺の被害については、我が国は比較対象国中で最も低くなっている。また、汚職についても、我が国の被害率が最も低くなっているが、ほとんどの比較対象国で1%未満の被害率となっており、他の罪種と比較して、被害そのものが極端に少なくなっている。その中で、ポーランドの比率が抜きん出て高いことが特徴である（詳細は、参考資料1（Q23）を参照。）。

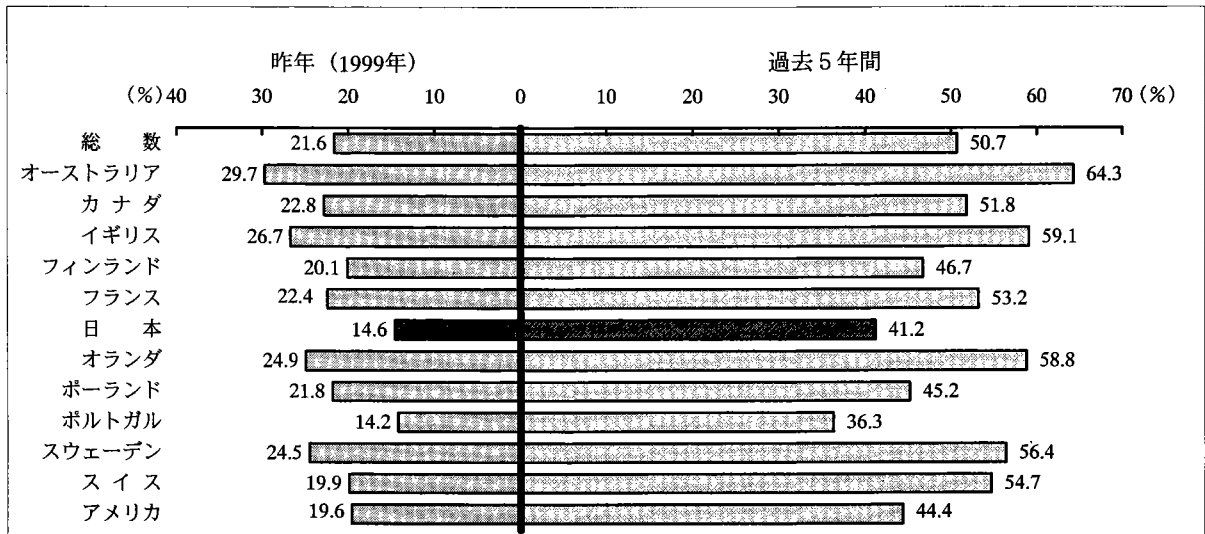
2-1図 罪種別・過去5年間及び1999年の被害率（日本）



注 1 「全犯罪被害」は、「世帯犯罪被害」及び「個人犯罪被害」11罪種のうち、いずれかの被害に遭った者の比率である。
 2 「自動車盗」「車上盗」「自動車損壊」、「バイク盗」及び「自転車盗」は、それぞれ、自家用車、バイク及び自転車保有世帯に対する比率であり、「性的暴行」は、女性回答者に対する比率である。
 3 「消費者詐欺」及び「汚職」は、1999年の被害のみを調査対象としている。

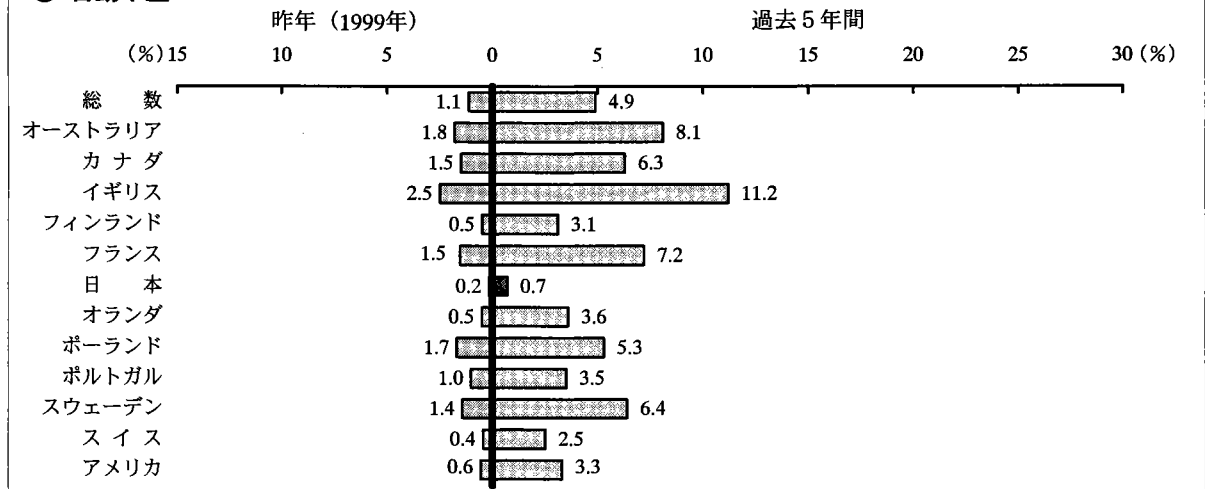
2-2 図 罪種別被害率 (国別)

(1) 全犯罪被害

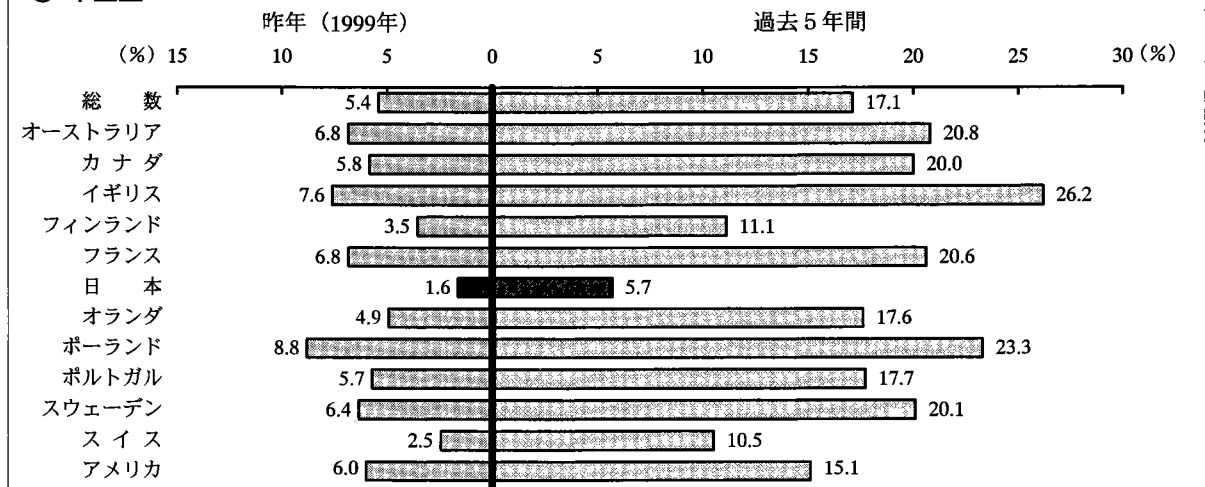


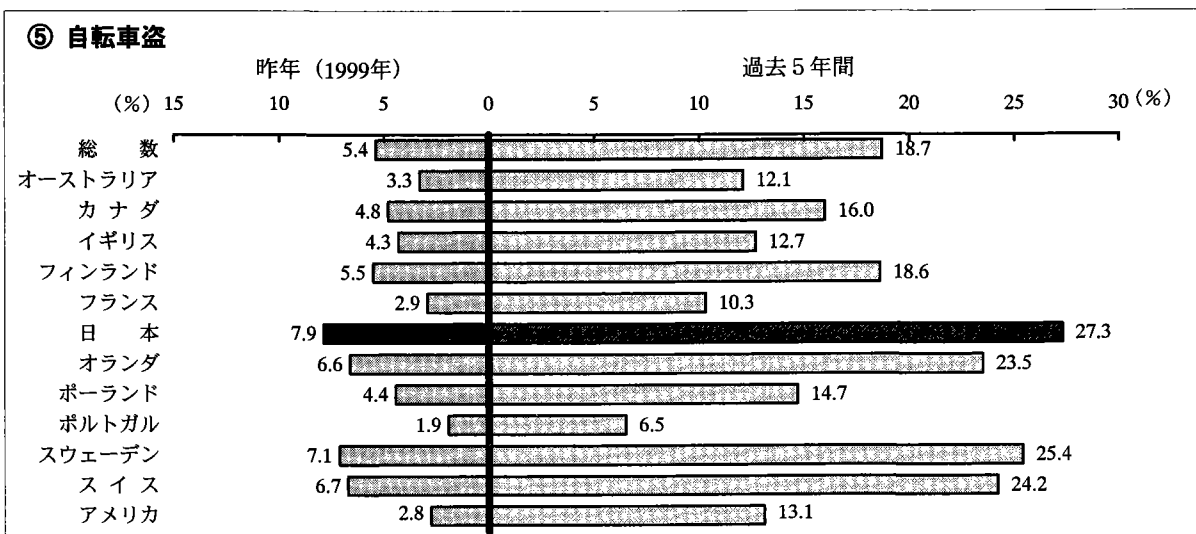
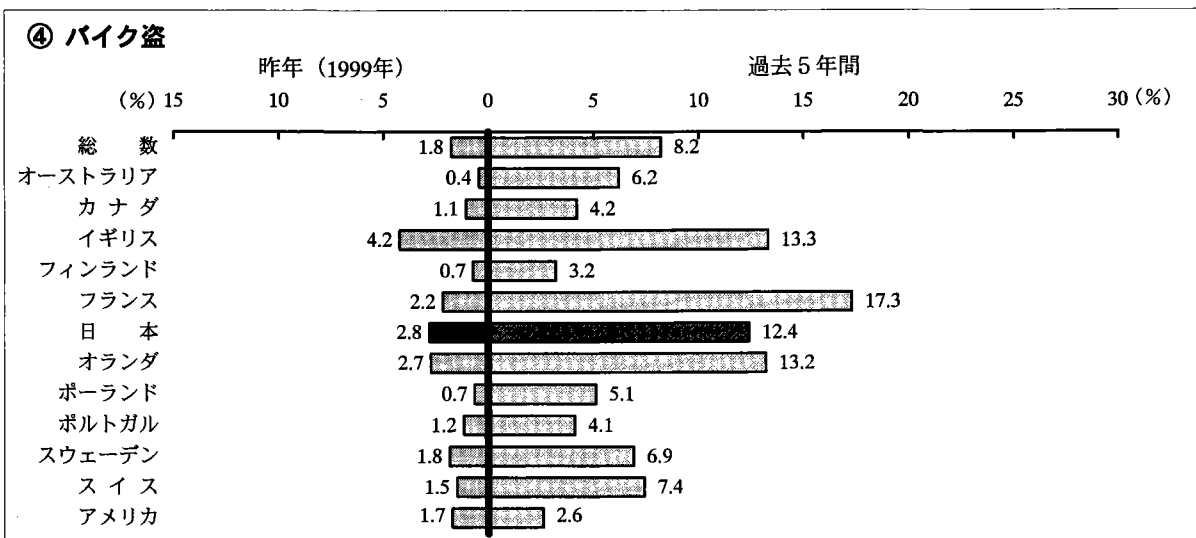
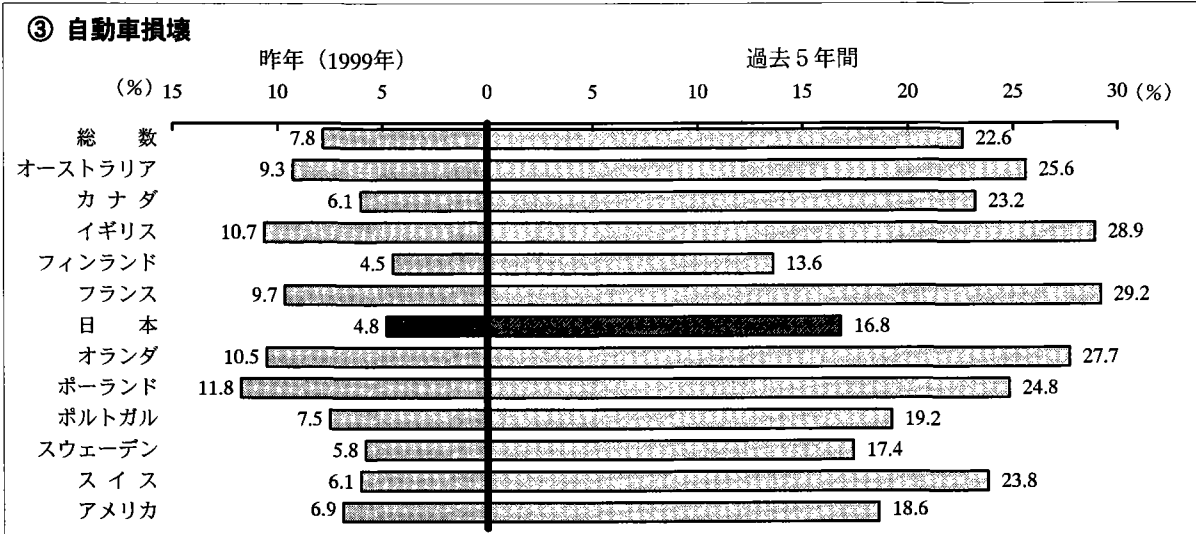
(2) 世帯犯罪被害

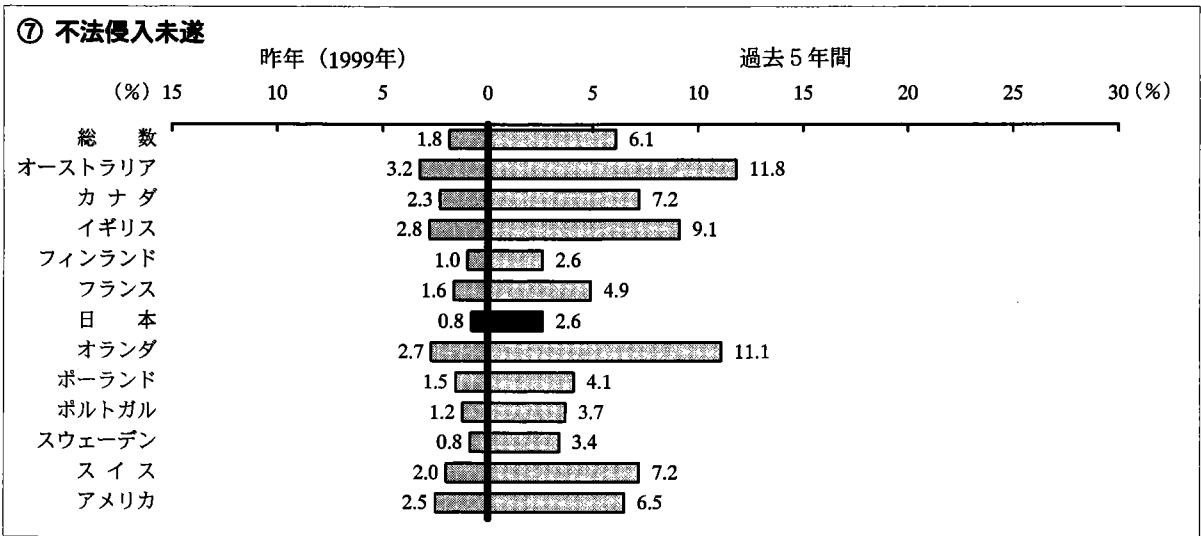
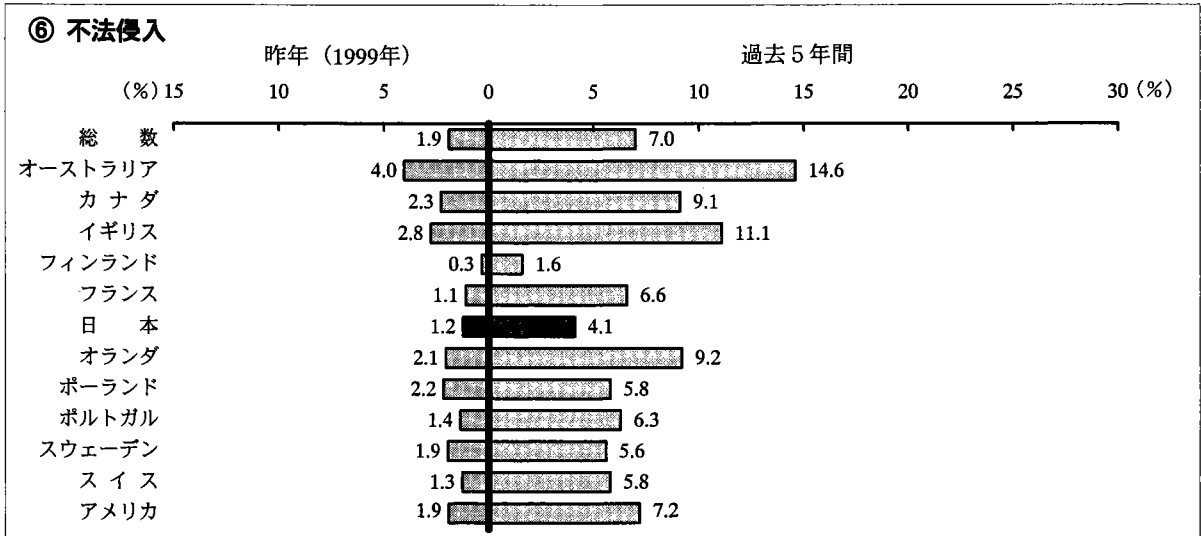
① 自動車盗



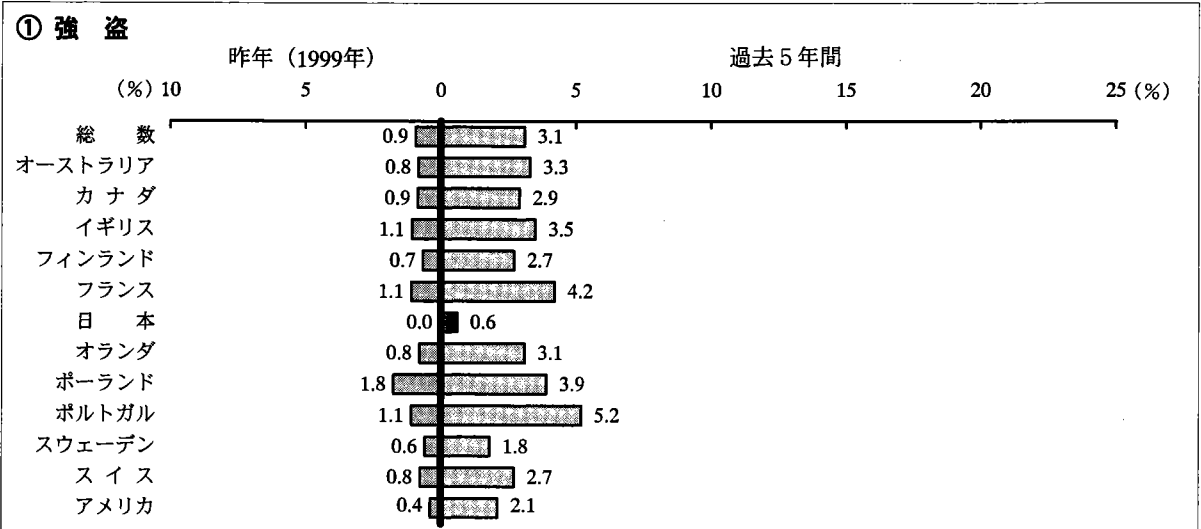
② 車上盗

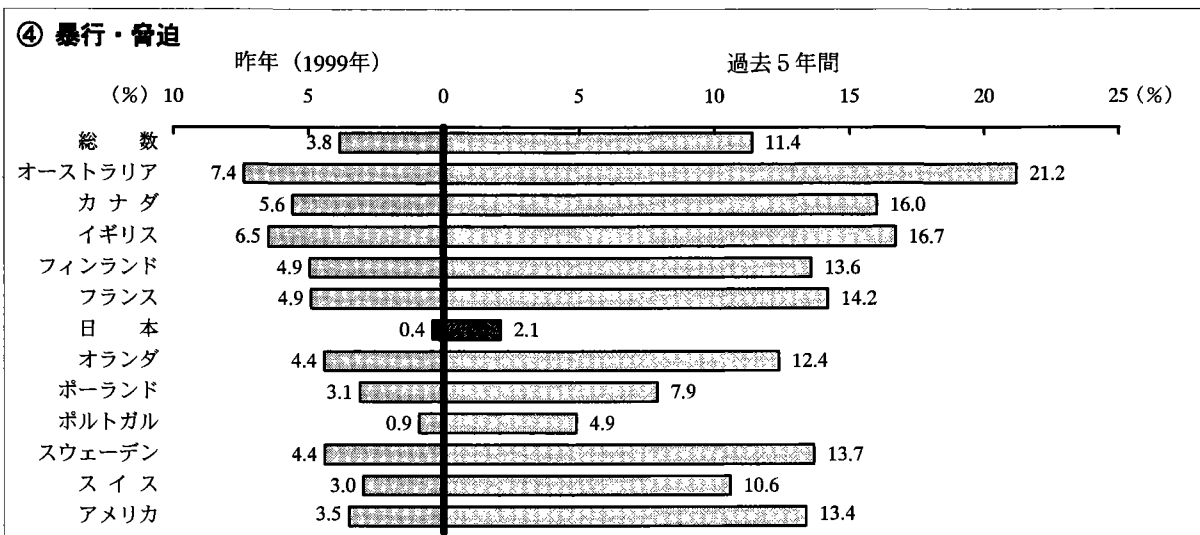
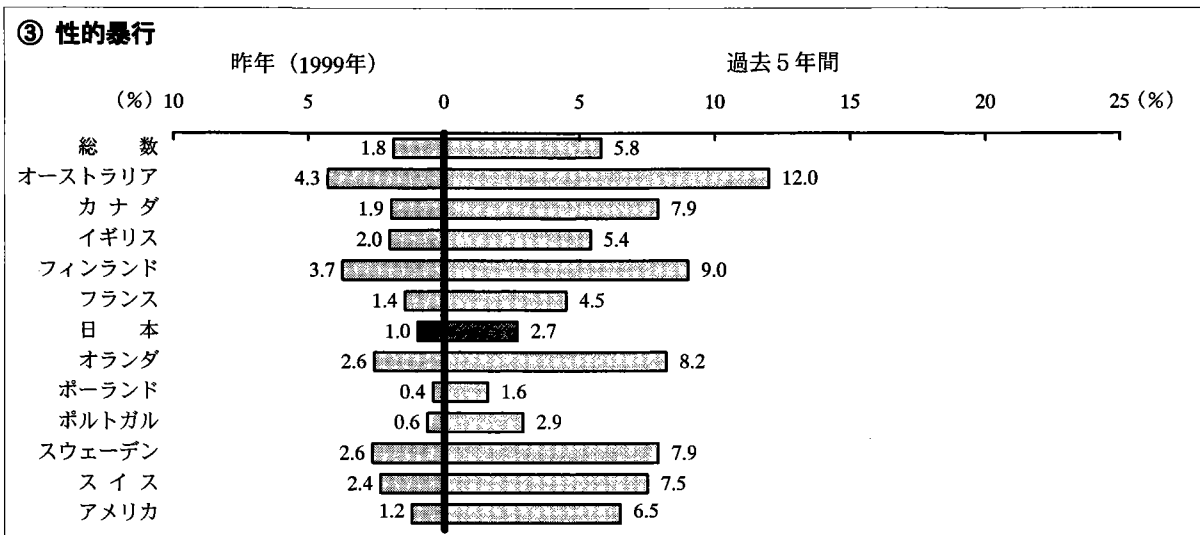
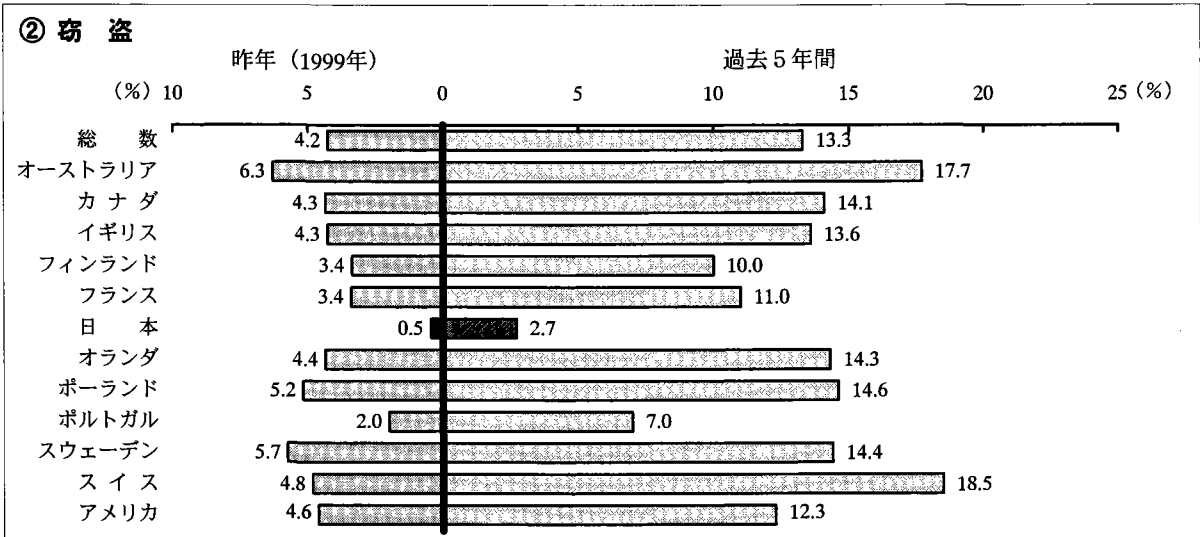




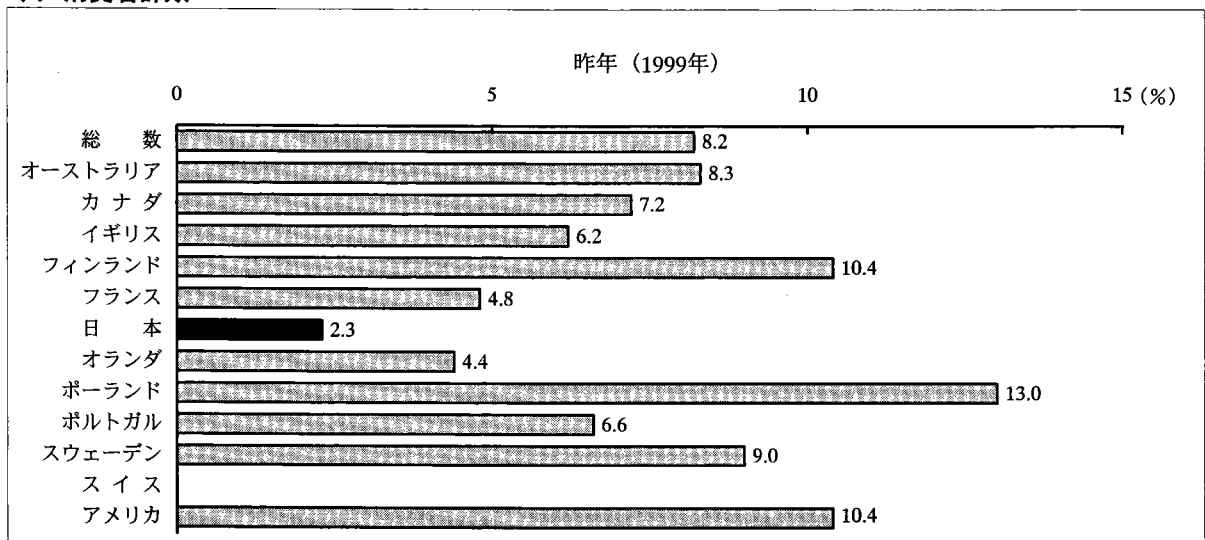


(3) 個人犯罪被害

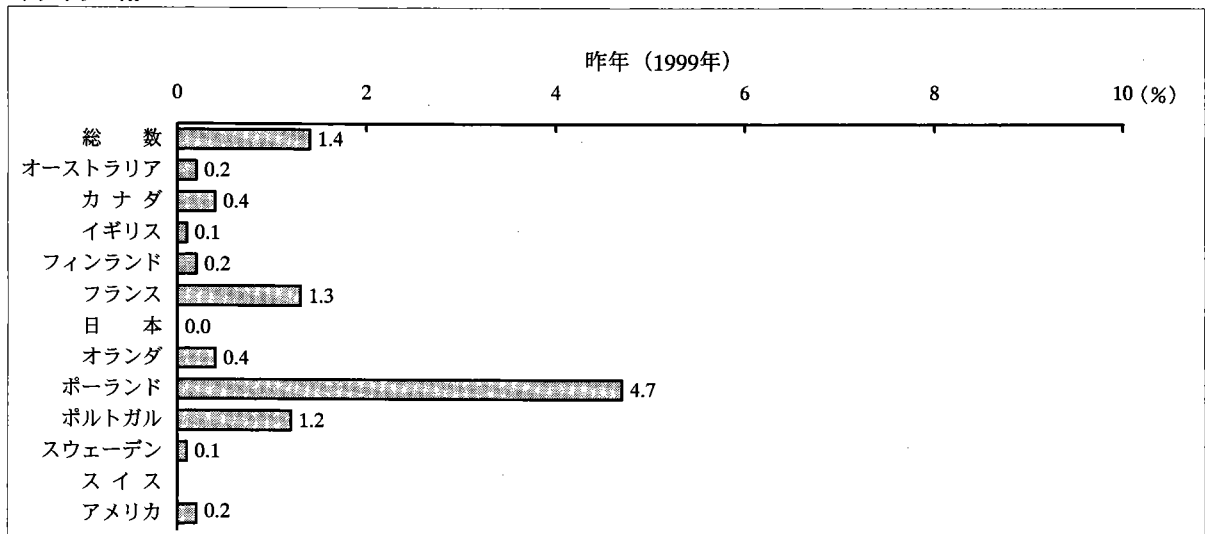




(4) 消費者詐欺



(5) 汚職



- 注 1 「(1) 全犯罪被害」は、「(2) 世帯犯罪被害」及び「(3) 個人犯罪被害」11罪種のうち、いずれかの被害に遭った者の比率である。
- 2 「自動車盗」「車上盗」「自動車損壊」, 「バイク盗」及び「自転車盗」は、それぞれ、自家用車、バイク及び自転車保有世帯に対する比率であり、「性的暴行」は、女性回答者に対する比率である。
- 3 「暴行・脅迫」は、ポルトガル以外の国では、自分が知っている相手からによるものを含む。
- 4 「(4) 消費者詐欺」及び「(5) 汚職」は、1999年の被害のみを調査対象としており、スイスは未調査である。

(2) 事件の重大性の認識

2-3図は、我が国について、過去5年間に犯罪被害に遭った世帯及び個人につき、直近の被害に関し、その事件の重大性について尋ねた結果を、罪種別に示したものである。強盗を除く罪種で、50%以上の者が事件を重大である（「とても重大」又は「ある程度重大」と回答した者の合計の比率）をとらえている。

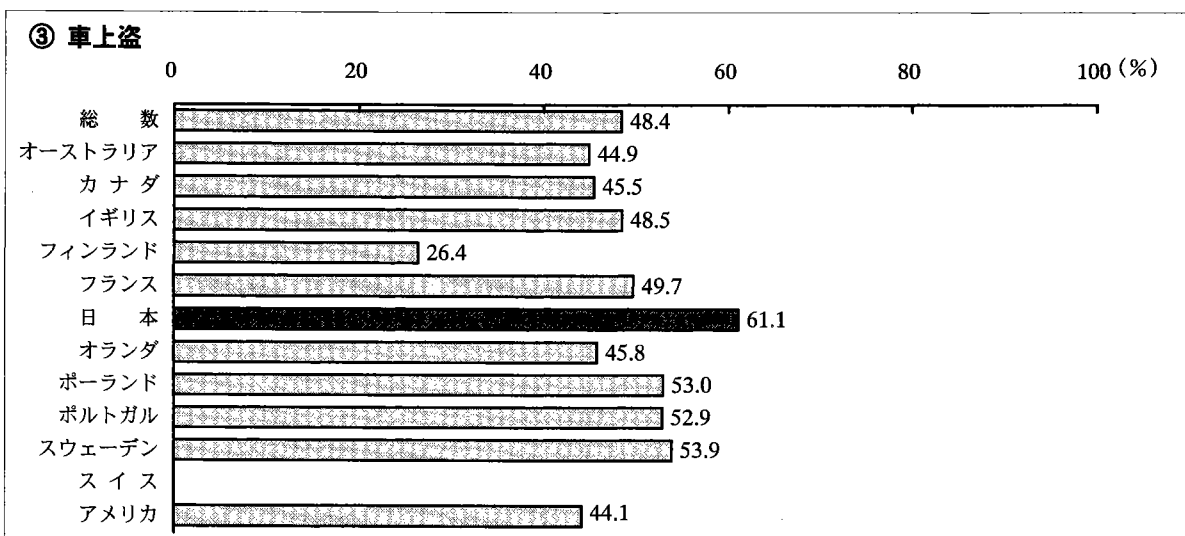
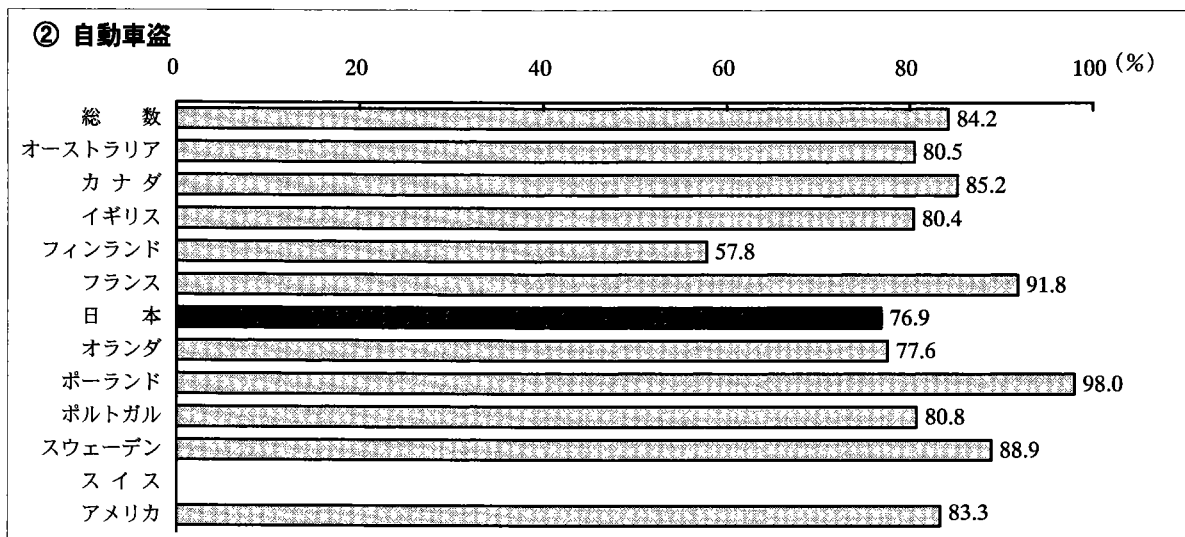
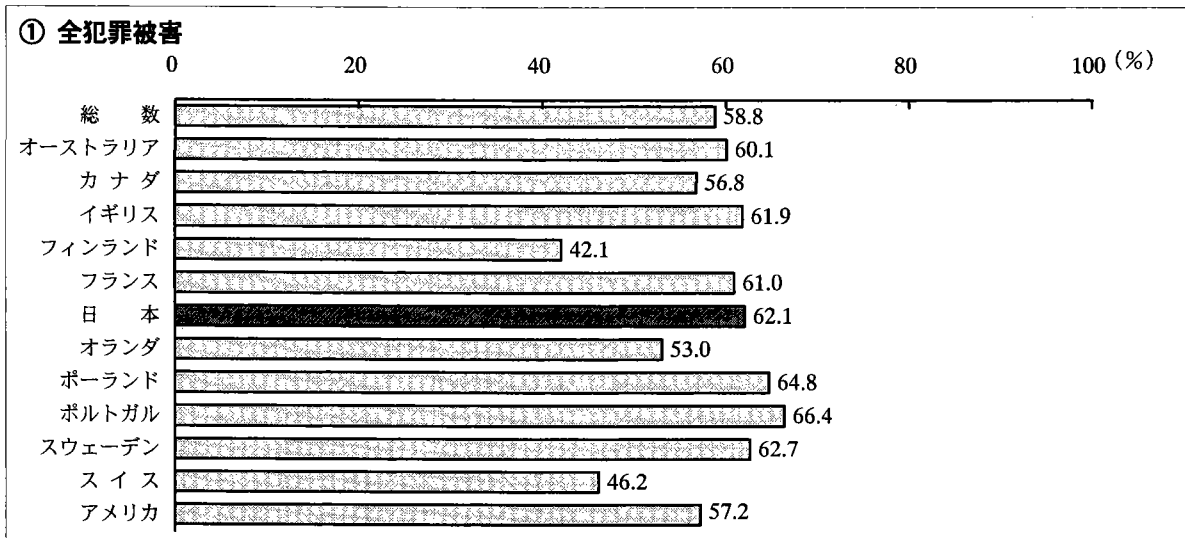
2-4図は、12か国について、罪種別・事件の重大性の認識を国別に示したものである。この図からうかがえる特徴は以下のとおりである。

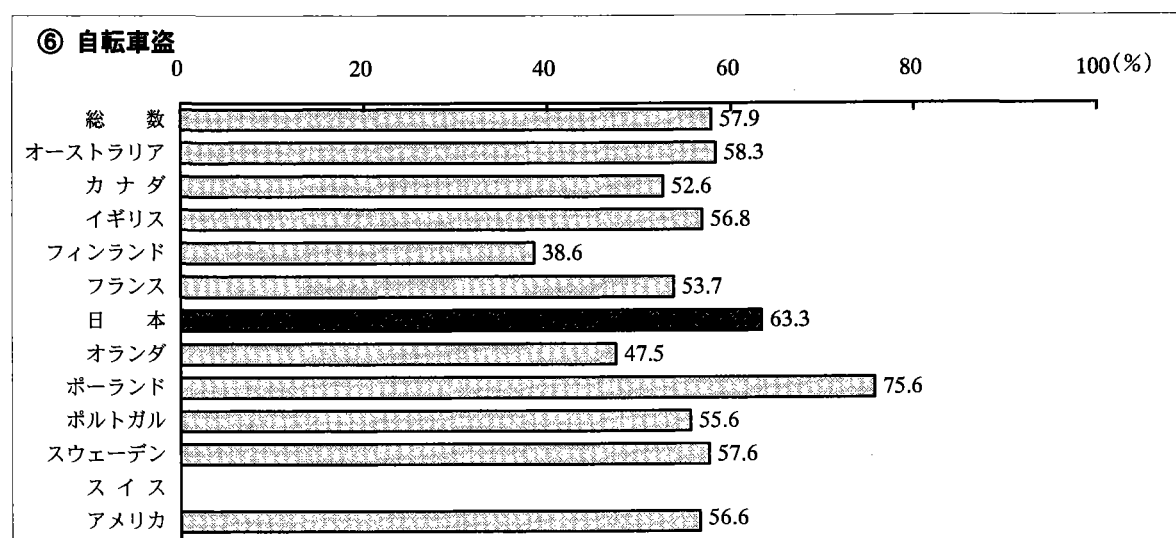
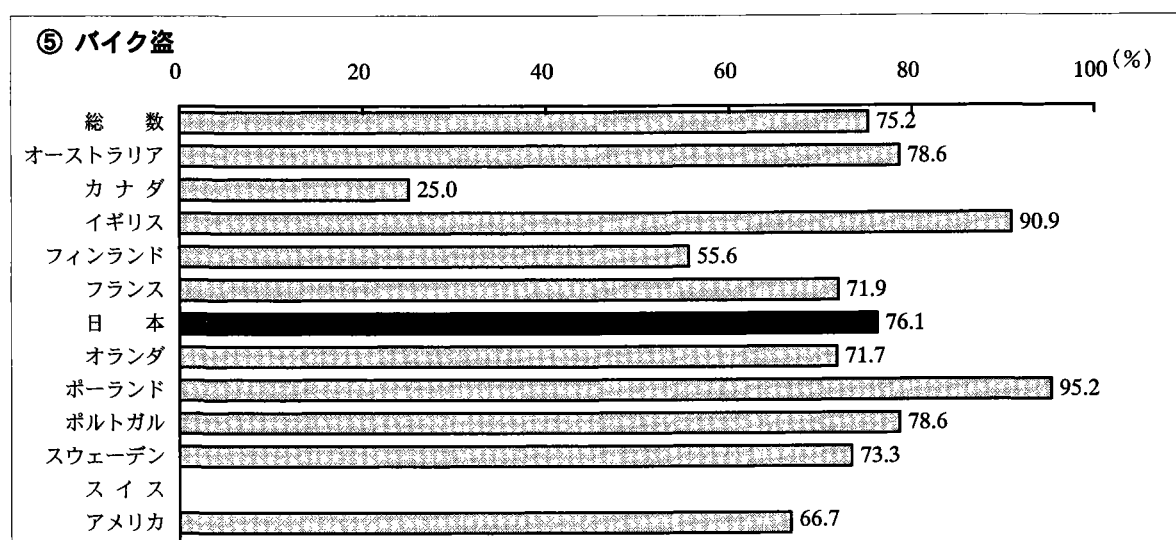
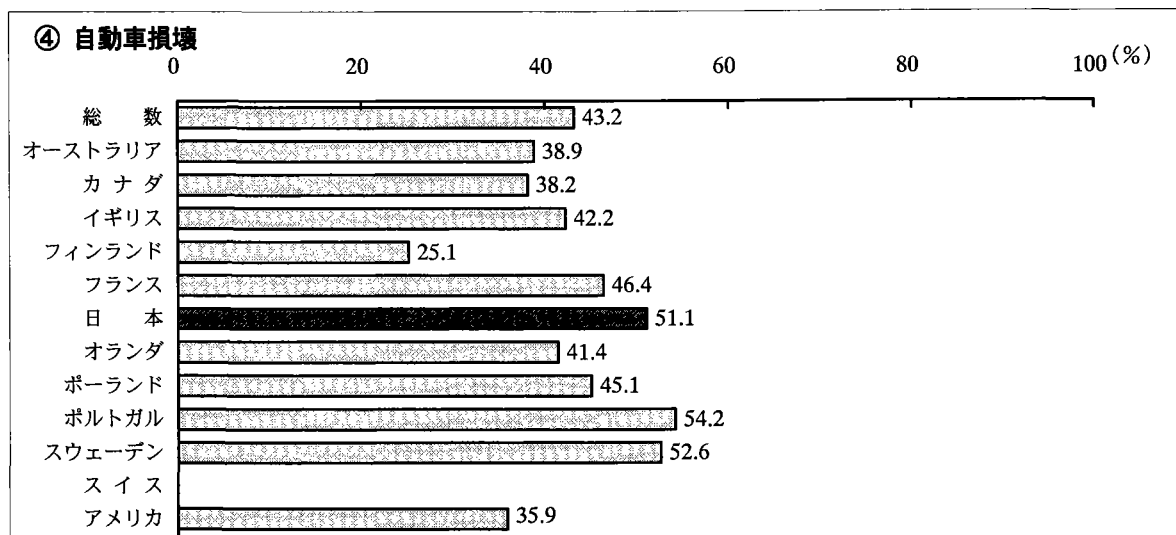
- ① 我が国は、車上盗及び窃盗については、被害率では比較対象国中で最も低くなっているものの、事件を重大であると認識している者の比率が、比較対象国中で最も高い。この要因として、我が国の場合は被害額が高額であった（例えば、安易に高価な物品を車内に放置していたり、不用意に高価な貴金属を持ち歩いていたりして、被害を大きくしてしまった。）ことが考えられるが、両罪種とも、被害額に関する質問項目を設けていないため、データからは判明しない。
- ② なお我が国は、強盗について、事件を重大であると認識している者の比率が、比較対象国中で最も低くなっている。しかも、他の比較対象国では、他の罪種よりも事件を重大であると認識している者の比率が高い（スウェーデン及びアメリカでは、11罪種の中で最も高い。）傾向を示している中、我が国のみ、11罪種の中で最も低くなっている。しかし、(1)強盗については、被害に遭った者の実数そのものが少ないこと、(2)窃盗の被害とは異なり、未遂事件も含まれていることなどから、事件の重大性の判断に迷いが生じたこと、(3)その結果、「わからない」又は「無回答」の比率が高くなったことなどから、このような結果が生じた可能性もあるので、「我が国では、強盗被害が重大視されていない。」と一般論を導くことは短絡的であろう。

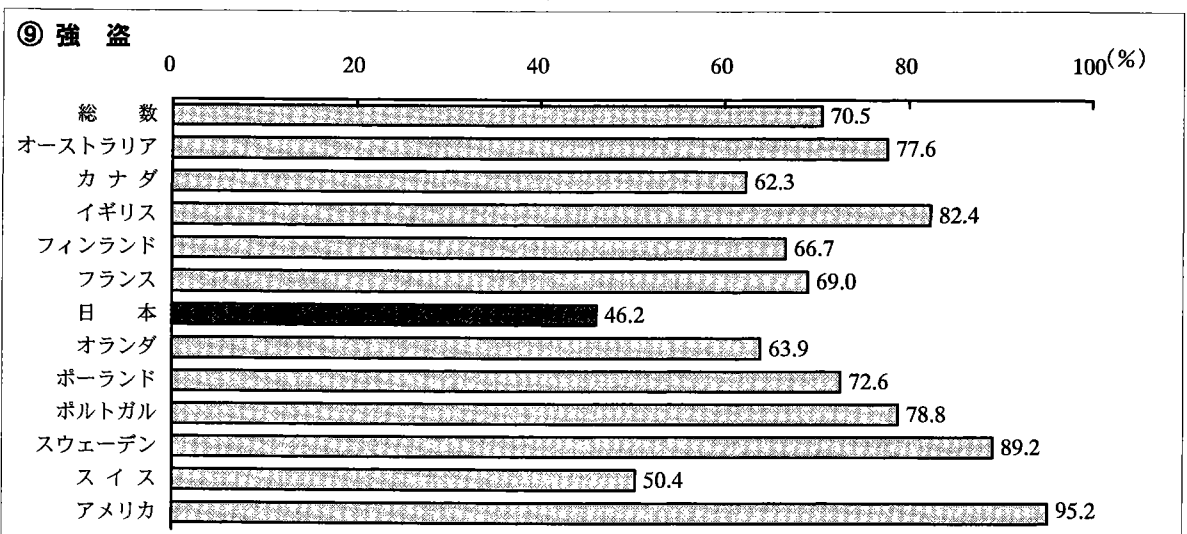
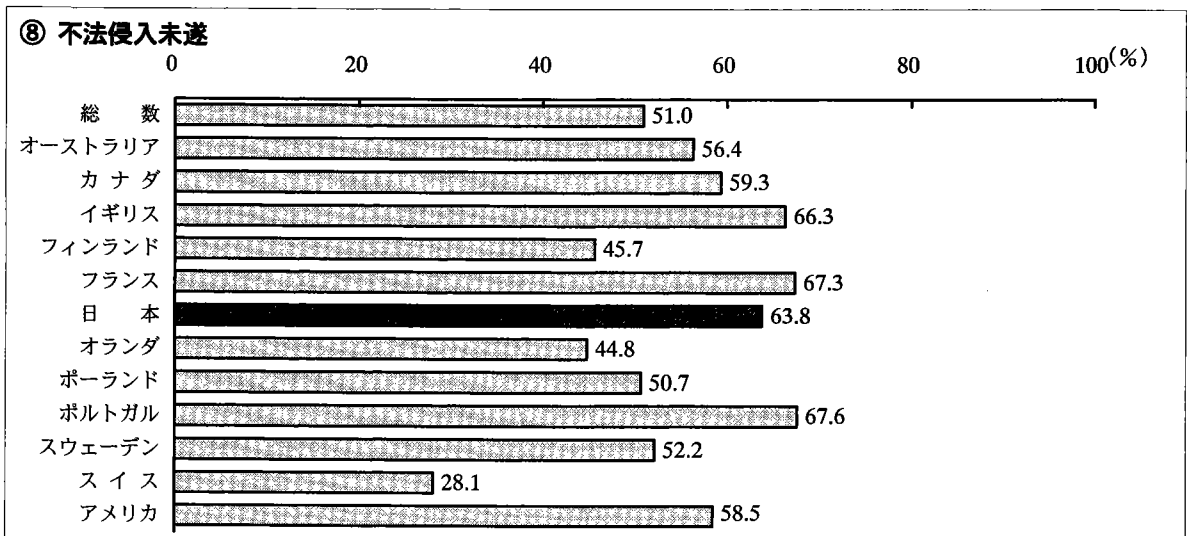
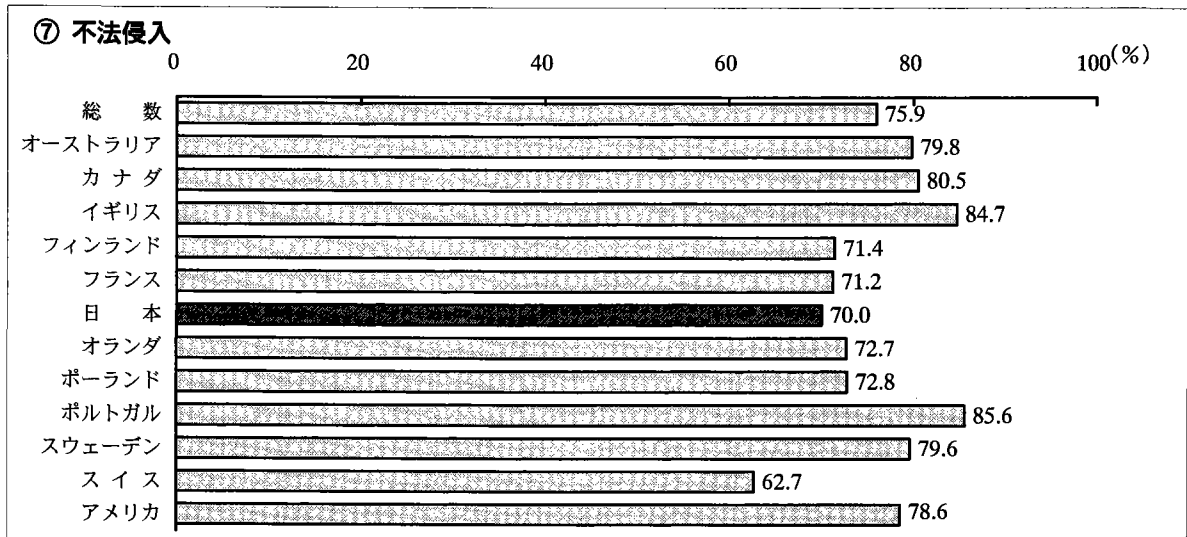
2-3図 罪種別・事件の重大性の認識（日本）

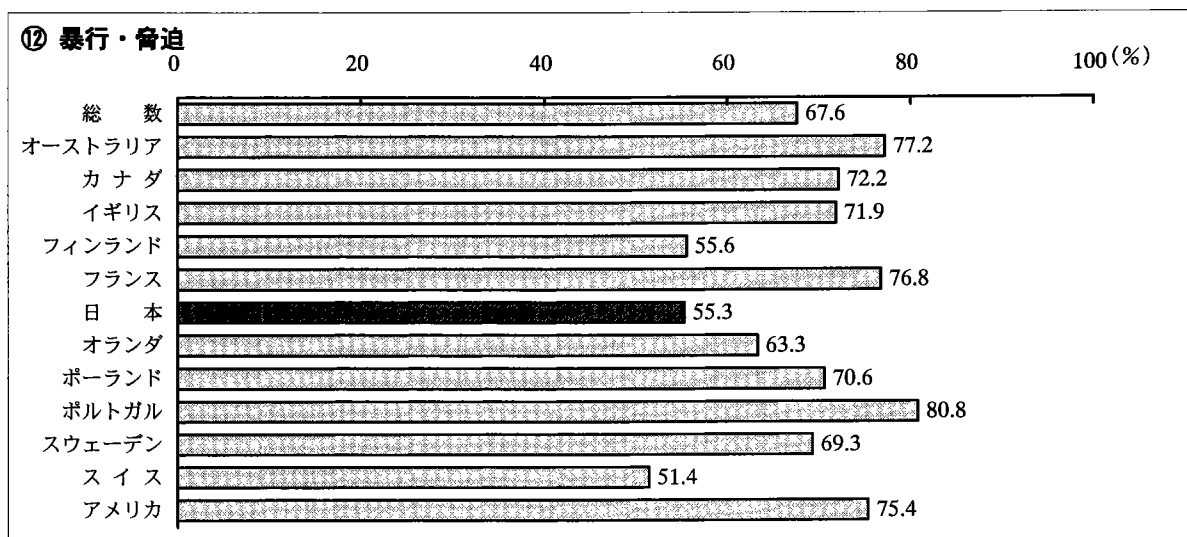
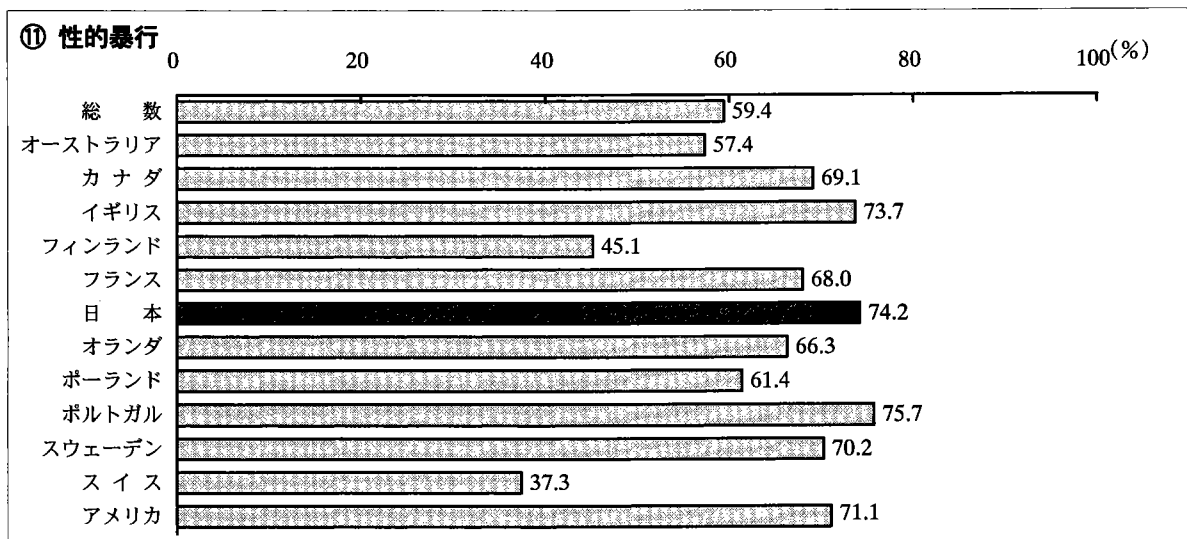
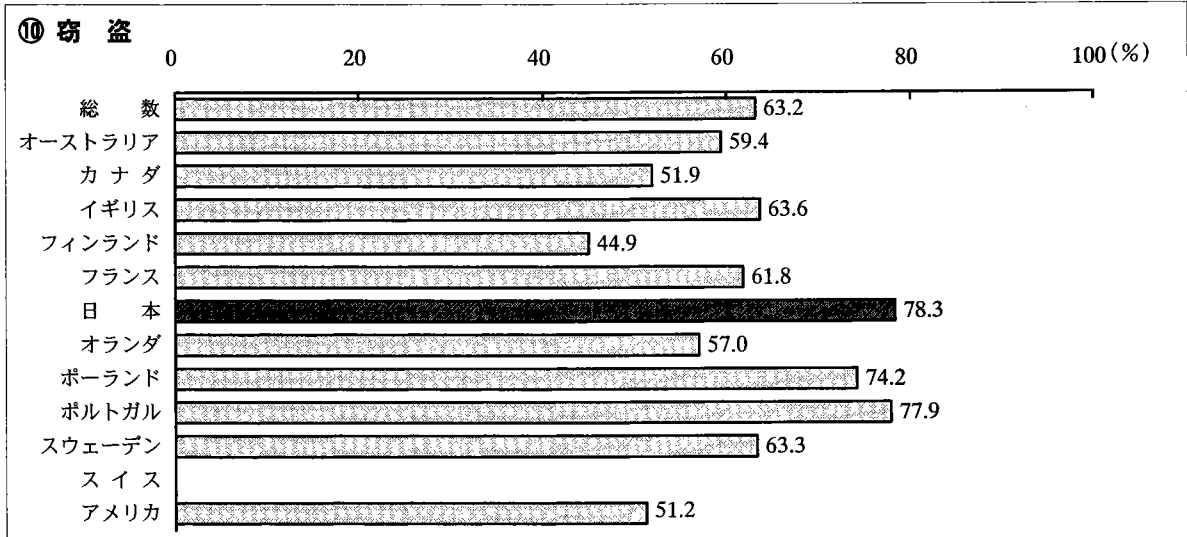
	とても重大	ある程度重大	それほど重大ではない	わからない／無回答
全犯罪被害	22.2	39.9	32.7	5.2
自動車盗	38.5	38.5	0	23.1
車上盗	25.0	36.1	33.3	5.6
自動車損壊	13.7	37.4	47.4	1.6
バイク盗	34.1	42.0	21.6	2.3
自転車盗	17.8	45.5	33.8	2.9
不法侵入	36.7	33.3	22.2	7.8
不法侵入未遂	25.9	37.9	17.2	19.0
強盗	23.1	23.1	30.8	23.1
窃盗	43.3	35.0	11.7	10.0
性的暴行	19.4	54.8	22.6	3.2
暴行・脅迫	36.2	19.1	23.4	21.3

2-4 図 罪種別・事件の重大性の認識 (国別)









注 1 「とても重大」又は「ある程度重大」と回答した者の比率を示したものである。

2 スイスは、自動車盗、車上盗、自動車損壊、バイク盗、自転車盗及び窃盗については、未調査である。

(3) 昨年の被害回数

被害に遭った者について、昨年1年間の被害回数について尋ねたところ、我が国の特徴は以下のとおりである。

- ① バイク盗については全員が、車上盗についても93.5%が、昨年1年間の被害回数は1回のみであった（自動車盗、強盗及び窃盗についても、被害回数は1回のみであるが、被害に遭った者は10名以下である。）。また、自動車損壊については75%以上が1回のみで、複数回被害に遭っている場合も相当な割合を占めるものの、バイク盗、車上盗、自動車損壊のいずれも、他の比較対象国と比べて少ないか又は同程度である。
- ② しかし、不法侵入及び不法侵入未遂については、前者の約30%、後者の約40%が複数回であり、他の比較対象国が両者ともおおむね20%以下であるのと比べると、複数回被害に遭っている場合が多くなっている。この理由に関しては、本調査のデータだけでは明確な答えは出せないが、我が国の場合、後で指摘するように、自宅に特別な防犯対策を施している世帯が少なく、不法侵入による盗難以外の財産上の損害（例えば、建物の一部が破壊された。）が少ないことなどから、不法侵入に対する防衛手段が脆弱であることが考えられるかもしれない。
- ③ 実数はそれ程多くないが、女性における性的暴行について、複数回被害に遭っている者は54.5%であり、他の比較対象国が30~40%であるのと比べると、被害者一人あたりの被害回数が多い傾向がうかがえる。ただし、事件の内容を見ると、我が国の性的暴行の8割以上が痴漢、セクハラなどの許し難い行為であるのに対し、他の比較対象国では、レイプ、レイプ未遂、強制わいせつといった深刻な内容の比率が比較的高いので、この結果から直ちに一般論を導くことは困難であろう。

(4) 被害場所

不法侵入及び不法侵入未遂を除く9罪種の被害に遭った者について、被害場所を尋ねたところ、我が国の特徴は以下のとおりである。

- ① 世帯犯罪被害については、当然の結果ではあるが、約半数が「自宅」又は「自宅付近」となっており、他の比較対象国と同様である。
- ② また、暴行・脅迫については、他の比較対象国と同様に、自宅（27.7%）、職場（14.9%）など、比較的身近な生活領域で被害が発生している。
- ③ 被害場所が「海外」である場合に焦点を当てると、自動車盗、車上盗、自動車損壊、バイク盗、自転車盗及び性的暴行については皆無であったが、強盗は15.4%（2人）、窃盗は6.7%（4人）、暴行・脅迫は2.1%（1人）であった。日本人の国外における犯罪被害の一端がうかがえる^(*)。他の比較対象国では、車上盗、自動車損壊、強盗、窃盗及び暴行・脅迫において、すべての国で海外での被害経験が申告されており、他国と国境を接し、車両及び人の国外への移動が日常化している国の特徴が見られる。

(5) 犯人（加害者との関係）・凶器等

暴力犯罪被害3罪種（強盗、性的暴行及び暴行・脅迫）において、犯人・凶器等について尋ねたところ、我が国の特徴は以下のとおりである。

- ① 犯人との面識に関して、我が国では実数は少ないものの、強盗については、面識のある者、面識

(*) 1 在外公館が邦人保護業務を通して把握した日本人の国外における犯罪被害状況をみると、平成11年（本調査対象期間内）には、件数が6,676件（前年比2.9%増）、人員が7,591人（同1.7%増）となっている。被害の大半は窃盗で、平成11年は、総件数の78.3%を占めており、次いで、強盗（14.1%）、詐欺（4.7%）となっている（なお数値は、「犯罪白書（平成12年版）」、p31による。）。

のない者がそれぞれ約40%となっているが、他の比較対象国では、約70%が面識のない者となっている。一方、性的暴行については、我が国では、面識のある者の場合は約20%となっているが、他の比較対象国では約25～70%、多くは40～50%程度となっており、我が国よりも比率が高くなっている。

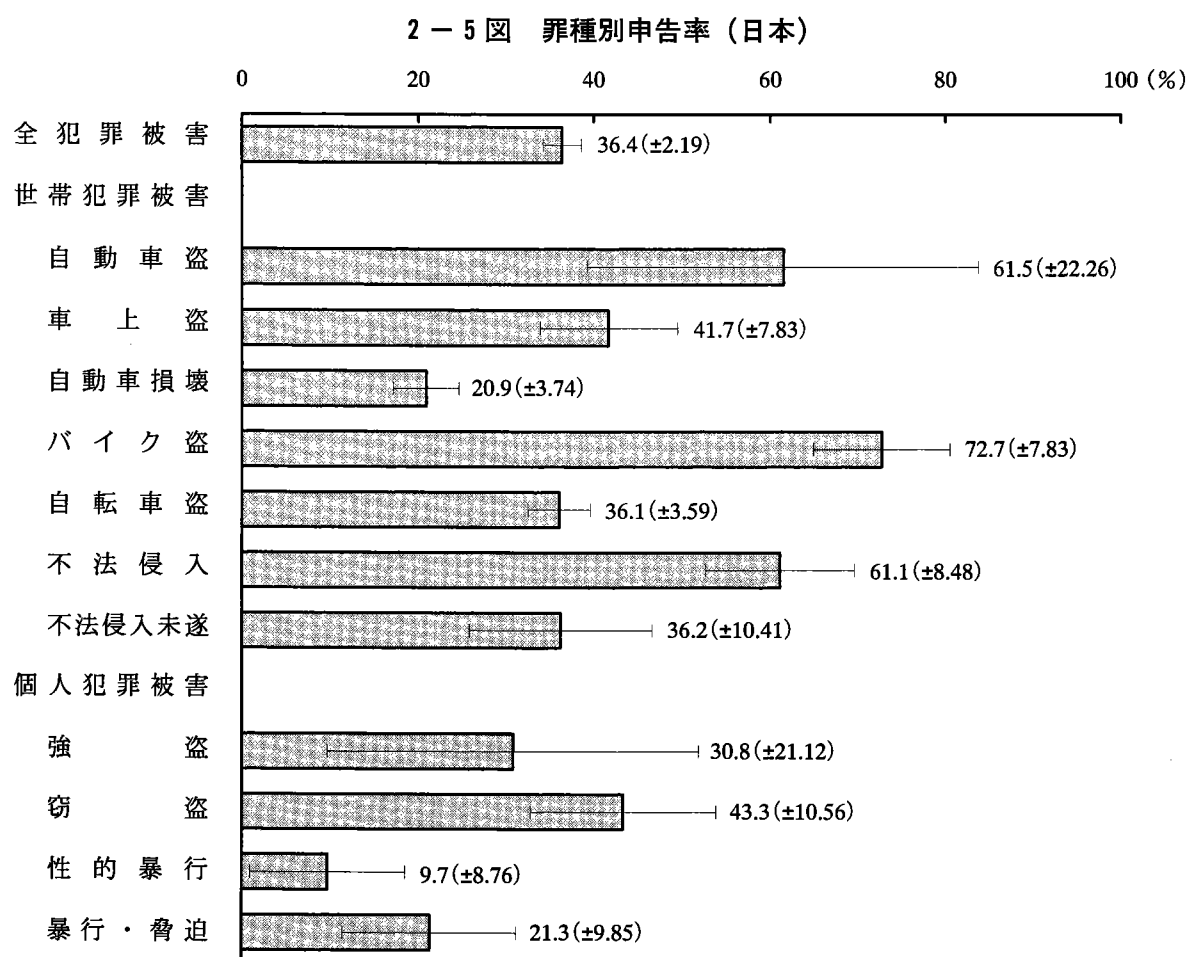
- ② 犯人の凶器に関して、凶器を所持していたものは、3罪種の延べ合計で7.5%（6人）であるのに対して、我が国を除く比較対象国合計では、17.9%となっている。凶器の種類に関しては、「ナイフ」16.7%（1人）、「（ナイフ、銃以外の）その他の凶器／棒」50.0%（3人）、「凶器になりそうな物」33.3%（2人）であったが、我が国を除く比較対象国では、「ナイフ」46.2%、「銃」13.8%となっている。したがって、我が国の場合は「用法上の凶（兇）器」が多く、他の比較対象国では「性質上の凶（兇）器」が多いという特徴が見られる。

2 犯罪被害の申告及び警察に関する認識

ここでは、当該犯罪被害に関する「被害を警察に届けた比率」, 「警察に申告した又は申告しなかった理由」, 「警察の対応に対する満足度」及び「犯罪被害者専門機関からの援助」に関する項目のほか、「警察活動に関する認識」について取り上げる。

(1) 罪種別申告率

2-5図は、我が国について、過去5年間に犯罪被害に遭った世帯及び個人につき、直近の被害を警察に届け出た比率（以下、「申告率」という。）を、罪種別に示したものである。この図からうかがえる我が国の特徴は以下のとおりである。



注 グラフ中の線分及び（ ）内の数値は、信頼確率90%における誤差範囲である。

- ① 全体的に、個人犯罪被害よりも世帯犯罪被害の方が、申告率が高い傾向にある。
- ② もともと犯罪被害に遭った者の実数が少ないために、いくつかの罪種では相当範囲で誤差の生じる可能性がある(*2)が、誤差を勘案したとしても、申告率が50%を超えるのはバイク盗及び不法侵入のみ（誤差がプラスであった場合は、自動車盗、強盗及び窃盗も加わる。）であり、自動車損壊及び

(*2) これを標準誤差 (standard error: SE) と言うが、本分析では、90%信頼区間における標準誤差 (σ) を採用し、以下の計算式を使用した。

$$\sigma = 1.65 \times \sqrt{p(100-p)/n} \quad (\text{ただし、} p: \text{比率, } n: \text{サンプル数})$$

詳細は、「2000年 ICVS 報告書」, p125を参照のこと。

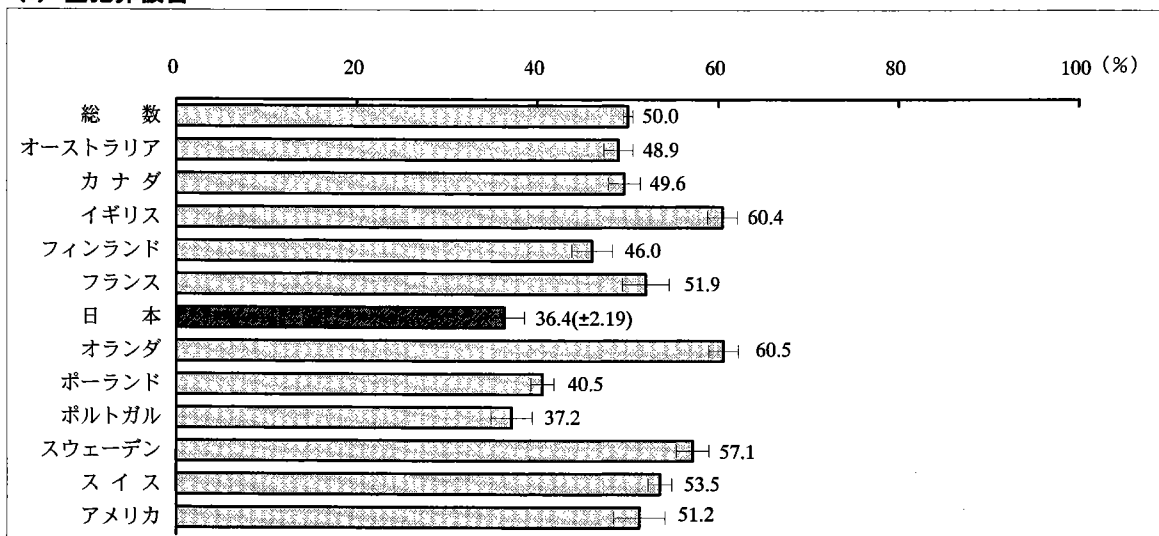
性的暴行については、申告したのは4～5人に1人以下となる。全犯罪被害でも、約3人に1人の計算となる。

2-6図は、12か国について、過去5年間の被害に関する申告率を、国別に示したものである。この図からうかがえる特徴は以下のとおりである。

- ① 我が国と同様に、他の比較対象国でも、全体的にみると、個人犯罪被害よりも世帯犯罪被害の方が、申告率が高い。
- ② もともと犯罪被害に遭った者の実数が少ないために、いくつかの罪種では相当範囲で誤差の生じる可能性があるが、誤差を勘案したとしても、全犯罪被害、自動車損壊及び自転車盗については、比較対象国中で最も低いポルトガルに次いで、申告率が低くなっている。
- ③ 不法侵入と不法侵入未遂を比較すると、いずれの国においても、既遂である不法侵入の申告率が高くなっている。

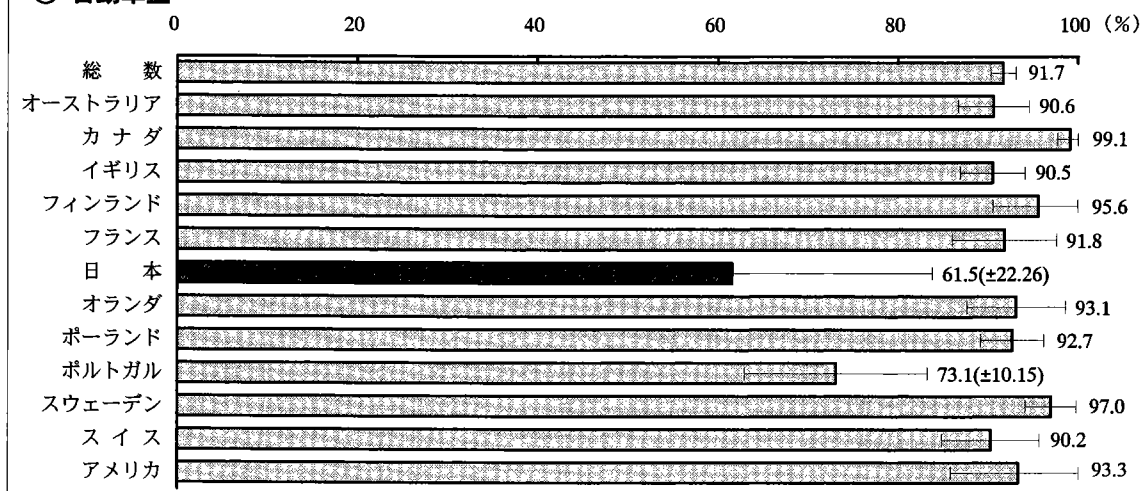
2-6 図 罪種別申告率 (国別)

(1) 全犯罪被害

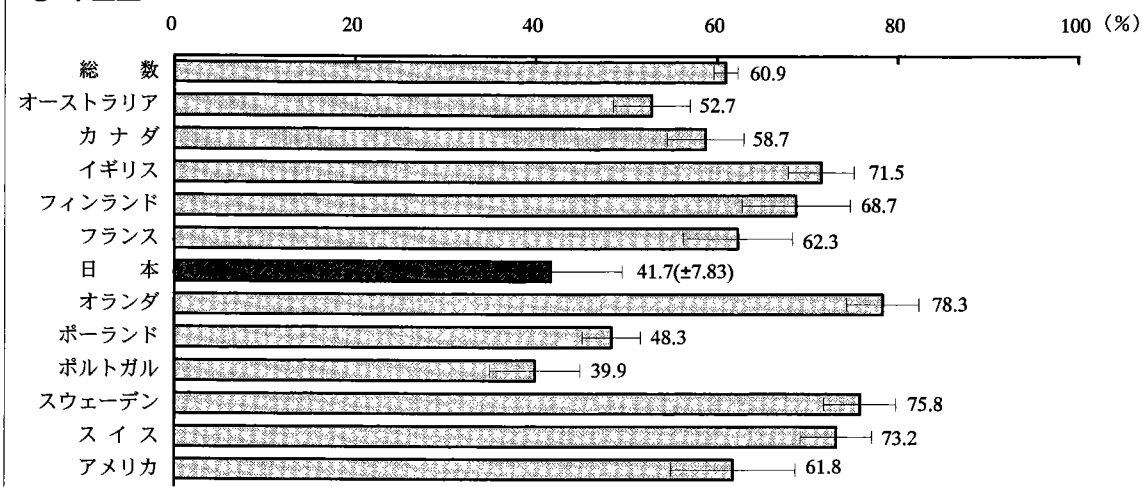


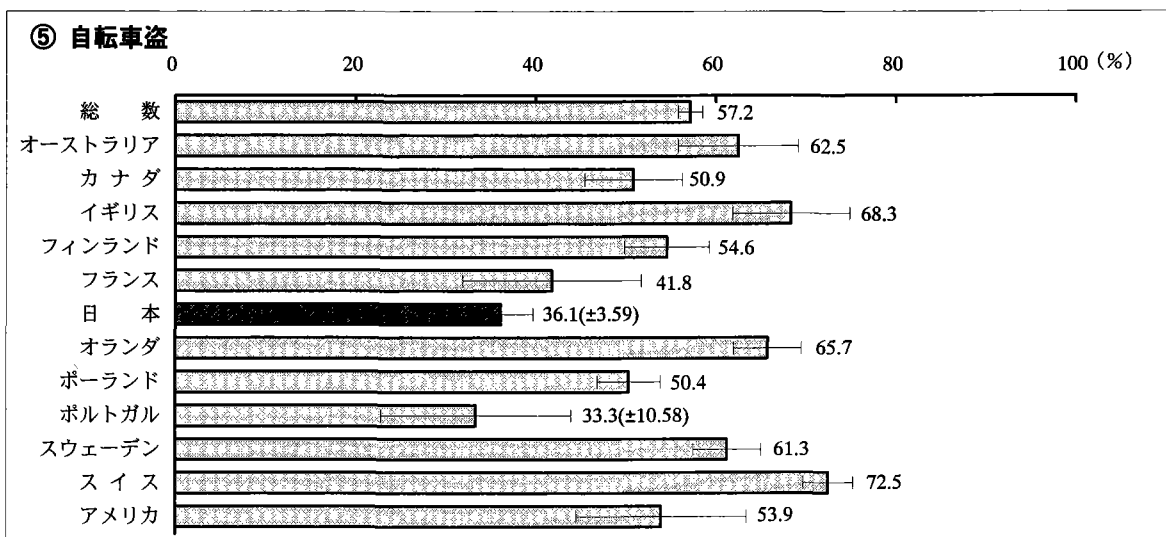
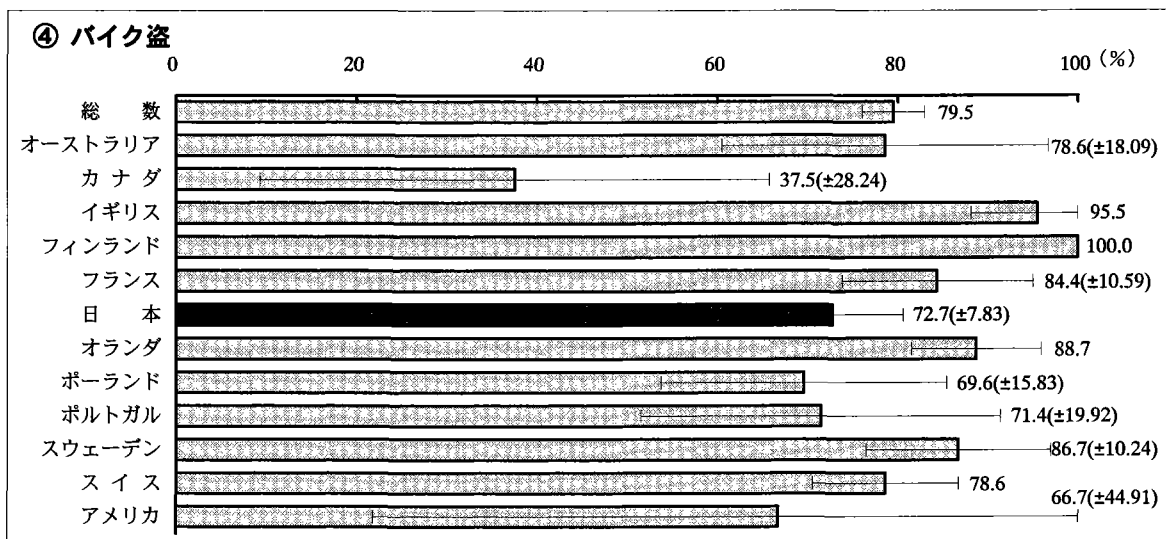
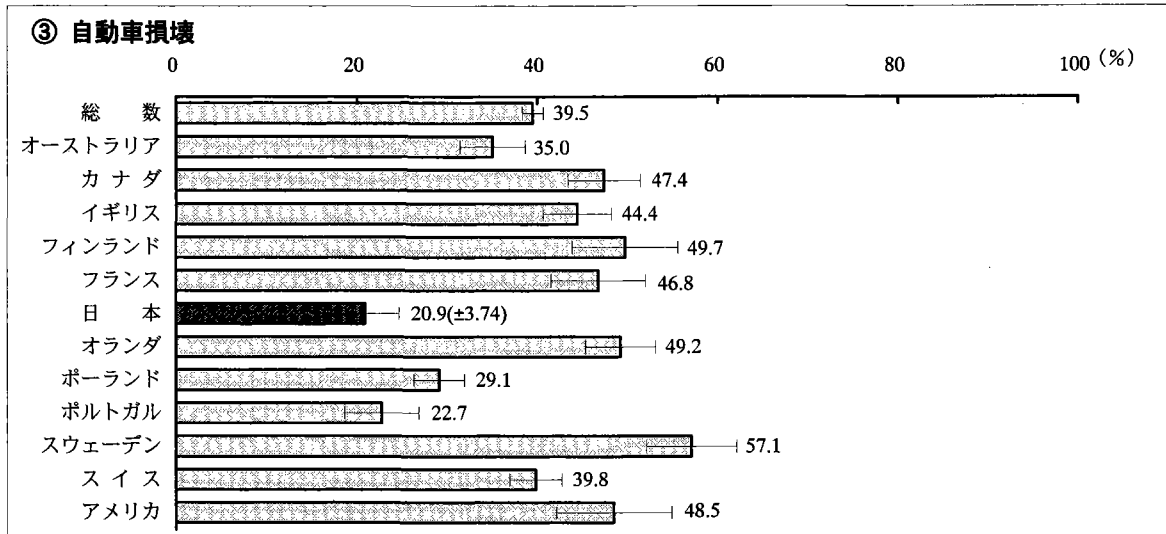
(2) 世帯犯罪被害

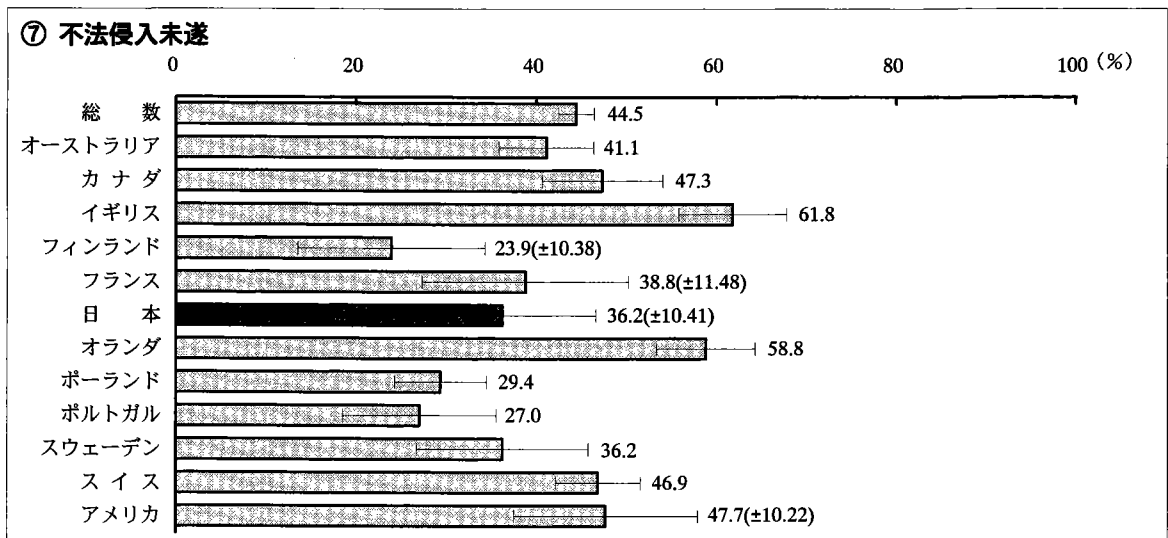
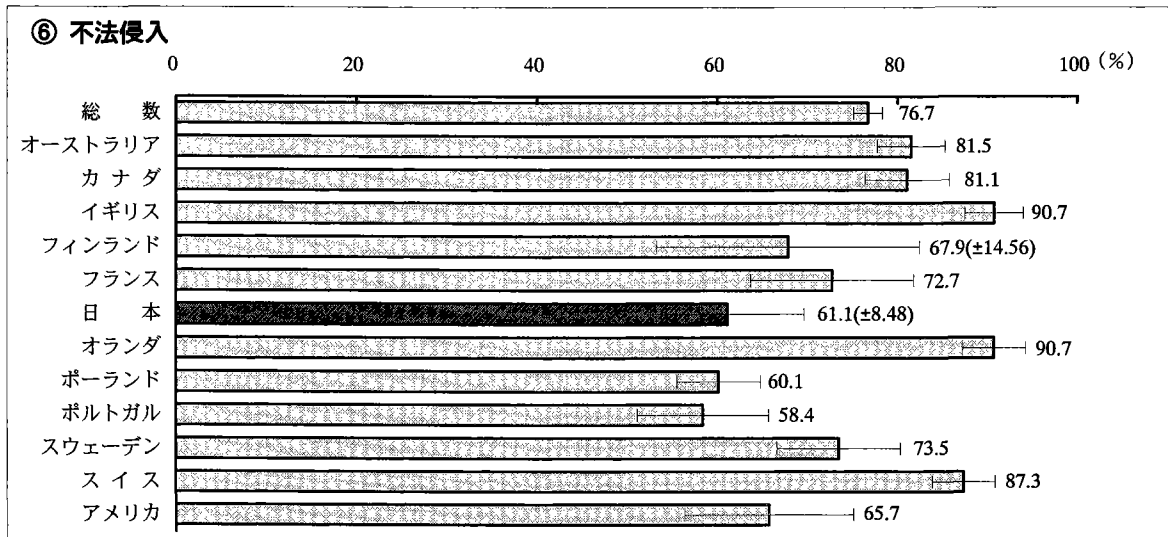
① 自動車盗



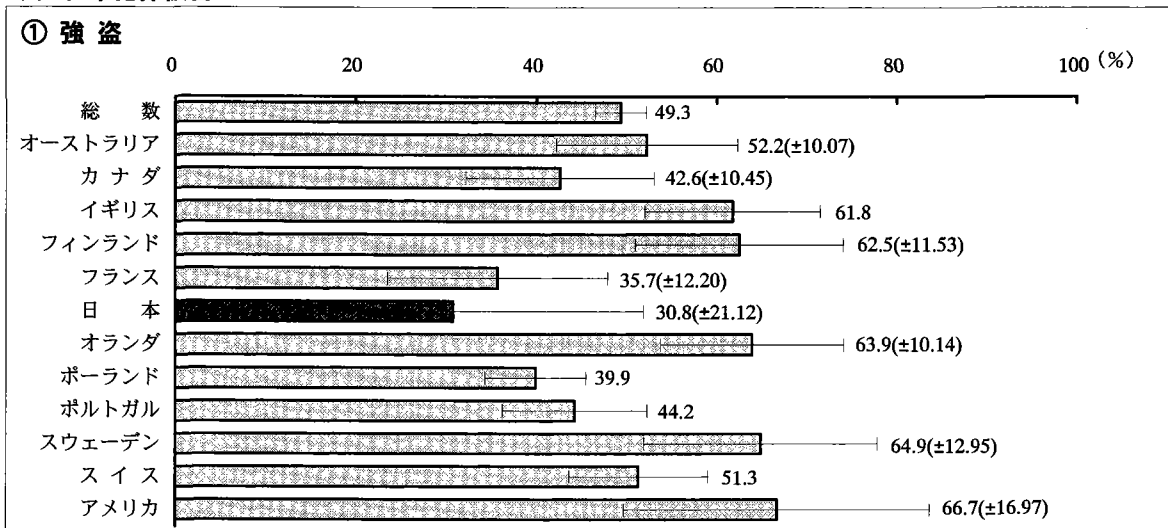
② 車上盗

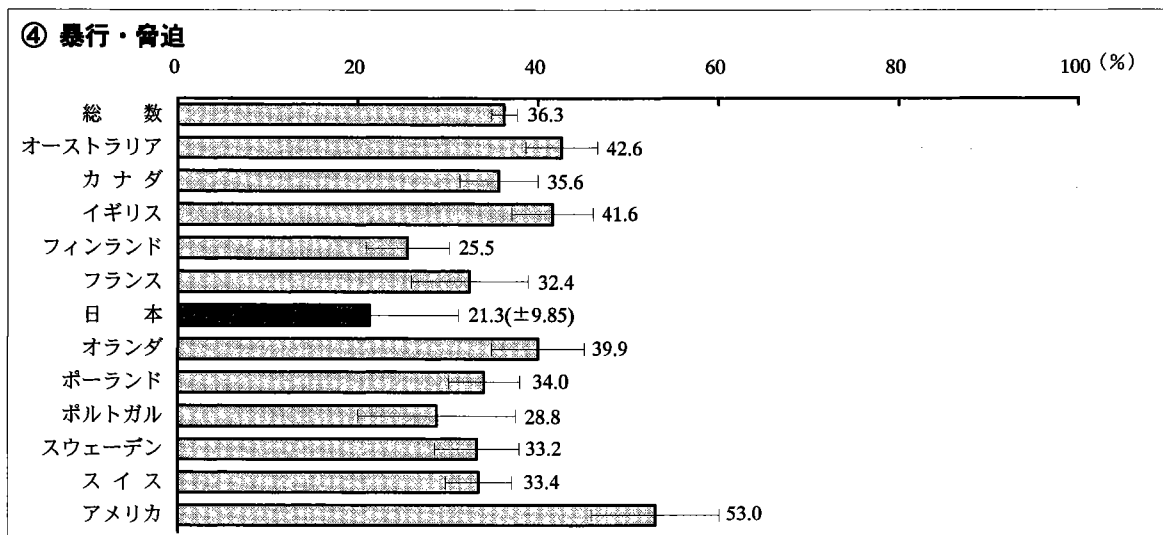
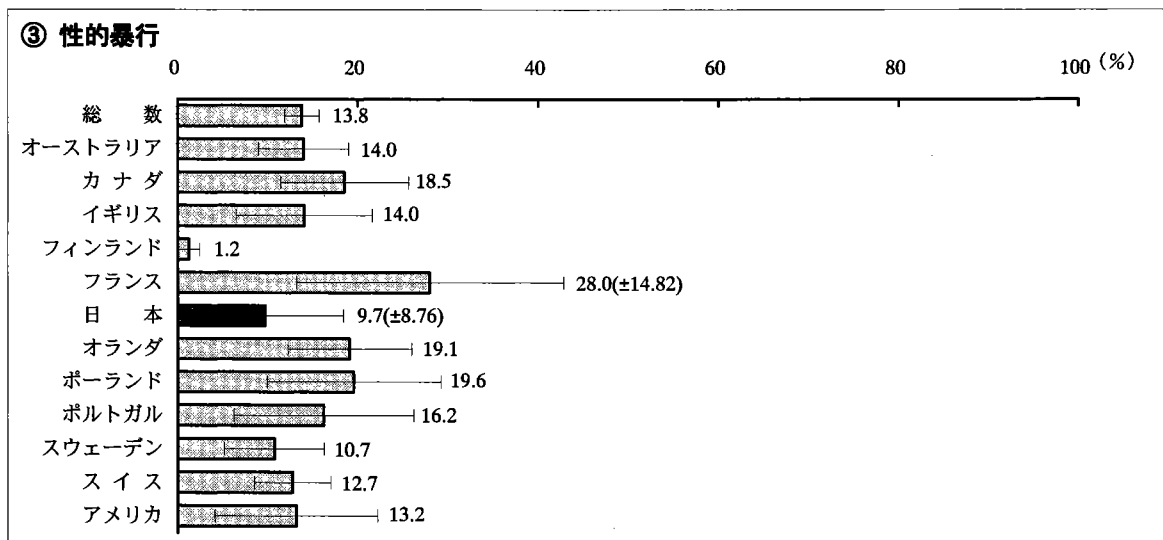
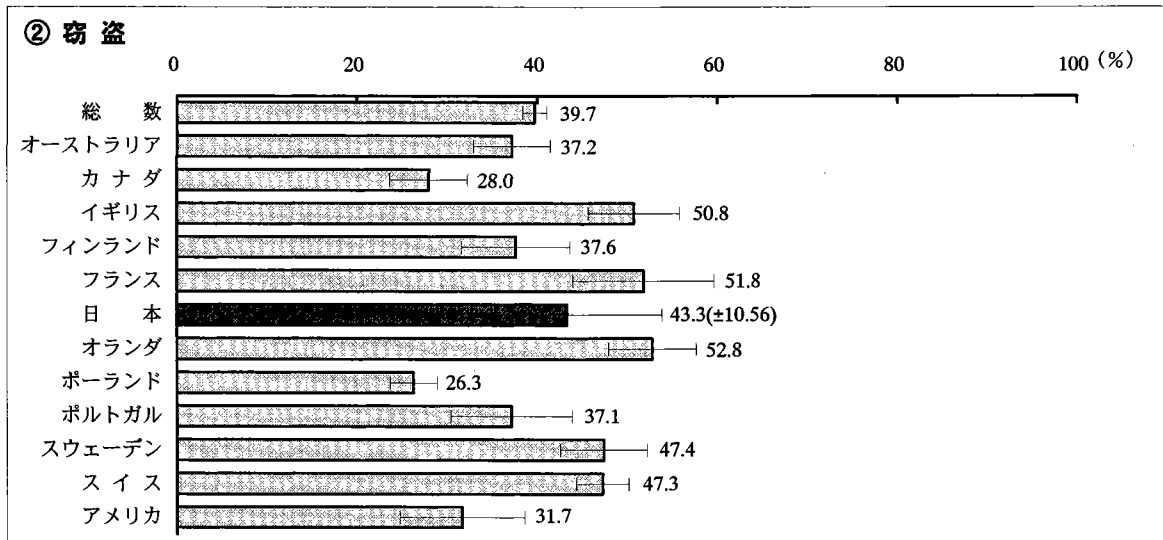






(2) 世帯犯罪被害





注 グラフ中の線分及び（ ）内の数値は、信頼確率90%における誤差範囲である。ただし誤差範囲の数値は、日本の全罪種及び±10%を超える場合のみ付している。

(2) 警察に申告した又は申告しなかった理由

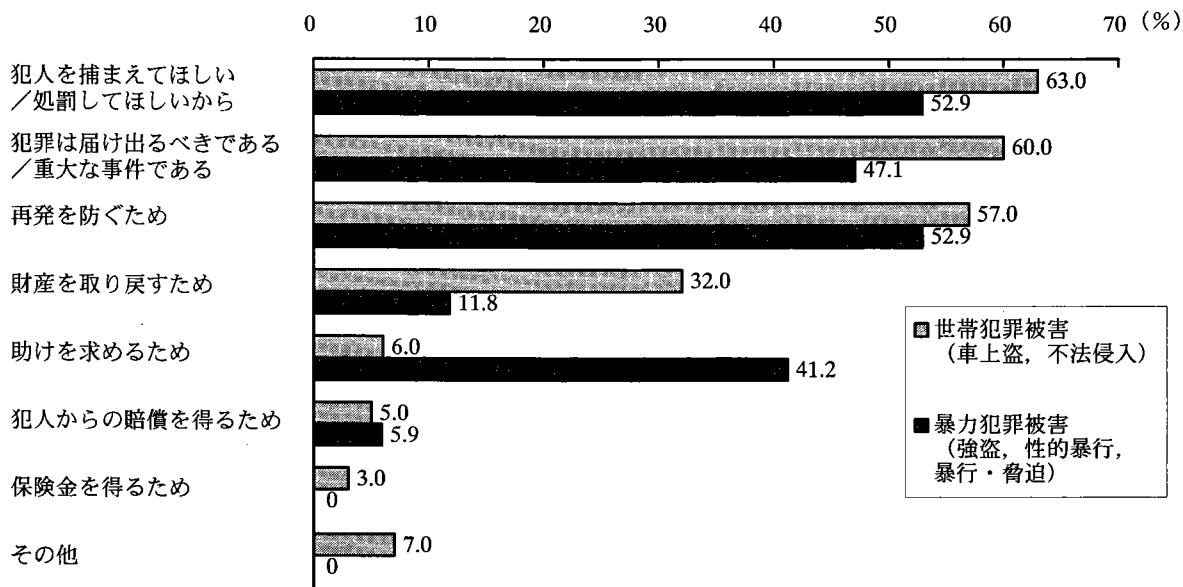
世帯犯罪被害のうち車上盗及び不法侵入、並びに暴力犯罪被害3罪種（強盗、性的暴行及び暴行・脅迫）においては、警察に申告した又は申告しなかった者に対してその理由を尋ねている。

2-7図は、我が国について、警察に申告した者（世帯犯罪被害100人、暴力犯罪被害17人）及び警察に申告しなかった者（世帯犯罪被害89人、暴力犯罪被害61人）に対して、それぞれその理由を、世帯犯罪被害、暴力犯罪被害の別に示したものである。この図からうかがえる我が国の特徴は以下のとおりである。

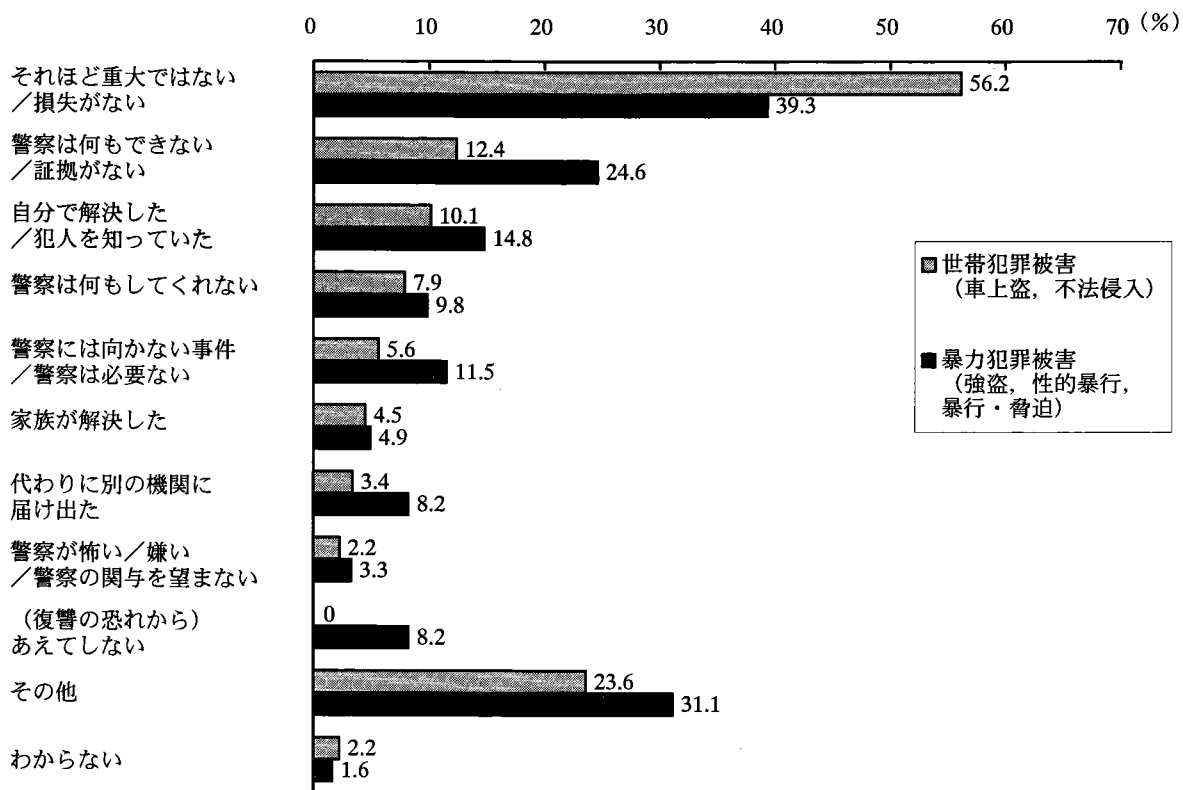
- ① 警察に申告した理由に関しては、世帯犯罪被害、暴力犯罪被害ともに、「犯人を捕まえてほしい／処罰してほしいから」、「犯罪は届け出るべきである／重大な事件である」及び「再発を防ぐため」が約50%以上を占め、事件の解決や犯人の検挙に関連する、警察に治安維持を求める内容のものを選択していることがうかがえる。その他、暴力犯罪被害においては、「助けを求めるため」も、40%以上の者が選択している。
- ② 警察に申告しなかった理由に関しては、世帯犯罪被害、暴力犯罪被害ともに、「それほど重大ではない／損失がない」が最も多く選択されている。
- ③ そこで、1(2)で述べた「事件の重大性の認識」と申告率との関連を、罪種別に見ると、自動車盗、バイク盗及び窃盗の3罪種については、「とても重大」と回答した場合は申告した者が有意に多かった。また、車上盗、自動車損壊、自転車盗、不法侵入、不法侵入未遂及び暴行・脅迫の6罪種については、「とても重大」と回答した場合は申告した者が有意に多く、逆に「それほど重大ではない」と回答した場合は申告しなかった者が有意に多かった。
- ④ 以上から、被害者にとって、事件そのものが重大であったり、犯人の検挙を望んでいる場合には、警察に申告する行動に出るが、被害による損失がないなど、事件が重大ではないと認識された場合には、申告しないという行動傾向がうかがえる。

2-7図 罪種別・警察に申告した又は申告しなかった理由（日本）

① 警察に申告した理由



② 警察に申告しなかった理由



注 1 「世帯犯罪被害」「暴力犯罪被害」それぞれにおいて、いずれかの被害に遭い、かつ警察に申告した又は申告しなかった者に対する、各理由を選択した者の比率（重複選択による。）を示したものである。

2 「性的暴行」については、「① 警察に申告した理由」において、「財産を取り戻すため」及び「保険金を得るため」の選択肢はない。

2-8表は、12か国について警察に申告した理由を、2-9表は警察に申告しなかった理由を、それぞれ世帯犯罪被害、暴力犯罪被害の別に示したものである。この表からうかがえる特徴は以下のとおりである。

- ① 警察に申告した理由に関しては、我が国では、世帯犯罪被害、暴力犯罪被害ともに、「犯人を捕まえてほしい／処罰してほしいから」、「犯罪は届け出るべきである／重大な事件である」及び「再発を防ぐため」が約50%以上を占め、事件の解決や犯人の検挙等治安維持に関連するものを選択する者が多い。他の比較対象国では、暴力犯罪被害については我が国と同様、事件の解決や犯人の検挙に関連するものを選択する者が多いが、世帯犯罪被害については「犯罪は届け出るべきである／重大な事件である」のほか、「財産を取り戻すため」及び「保険金を得るため」といった、損害回復に関連するものも選択されており^(*)、我が国とは異なった傾向がうかがえる。
- ② 上記では、各国ごとに申告理由の多いものを比較してみたが、それぞれの項目について、我が国と他の比較対象国とを比較してみると、世帯犯罪被害については、「犯罪は届け出るべきである／重大な事件である」、「犯人を捕まえてほしい／処罰してほしいから」、「再発を防ぐため」が、ポーランドと並んで他国よりもかなり高い比率となっている一方で、「保険金を得るため」は、極端に低くなっている。また、暴力犯罪被害については、前記三つに加えて、「助けを求めため」が、やはりポーランドと並んで他国よりは高い比率を示している。この理由を解明するためには、より詳細な分析が必要と思われるが、一つ言えるとしたら、犯罪被害に遭った場合に、我が国とポーランドでは、他国以上に警察に何とかしてもらいたいという期待感(警察に任せれば何とかしてくれると思っているわけではないのは、不申告理由を見ると明らかである。)が高いのかもしれない。
- ③ 警察に申告しなかった理由に関しては、我が国と同様に、他の比較対象国でも、世帯犯罪被害、暴力犯罪被害ともに、「それほど重大ではない／損失がない」を選択する者が圧倒的に多い。また、我が国の場合、世帯犯罪被害でみると、「警察は何もできない／証拠がない」及び「警察は何もしてくれない」といった回答は、他国よりも低くなっている一方で、暴力犯罪被害では、他国よりも高くなっている。

(*) 3) これは、盗難保険への加入率と深く関連していると思われる。森下(1992)は、「盗難保険への加入率が高い国にあっては、窃盗・強盗等の被害者から警察への届け出が多くなる。ドイツでは、器物損壊罪の認知件数の多いことが記録されている。これらの場合には、警察に被害届をしたことの証明書がないと、保険金を請求することができないからである。届け出が多くなれば、認知件数が多くなり、反面、低い検挙率が記録される。」と述べている。

詳細は、森下(1992), p21を参照のこと。

2-8表 罪種別・警察に申告した理由（国別）

① 世帯犯罪被害（車上盗，不法侵入）

国名	総数	財産を取り戻すため	保険金を得るため	犯罪は届け出るべきである／重大な事件である	犯人を捕まえてほしい／処罰してほしいから	再発を防ぐため	助けを求めため	犯人からの賠償を得るため	その他	わからない
総数	3,407	(36.8)	(34.3)	(39.6)	(30.4)	(20.1)	(8.2)	(5.1)	(11.8)	(1.1)
オーストラリア	440	(38.4)	(17.3)	(30.0)	(13.6)	(17.5)	—	(0.9)	(13.2)	(5.0)
カナダ	367	(26.7)	(26.7)	(37.3)	(15.0)	(6.3)	(5.2)	(1.4)	(31.1)	—
イギリス	497	(25.8)	(33.8)	(42.9)	(21.3)	(14.3)	(6.6)	(2.6)	(19.1)	(1.8)
フィンランド	112	(35.7)	(47.3)	(25.0)	(26.8)	(7.1)	(4.5)	(4.5)	(2.7)	—
フランス	157	(31.2)	(56.7)	(10.2)	(27.4)	(10.8)	(7.6)	(2.5)	(6.4)	—
日本	100	(32.0)	(3.0)	(60.0)	(63.0)	(57.0)	(6.0)	(5.0)	(7.0)	—
オランダ	390	(23.8)	(43.8)	(25.6)	(25.6)	(9.0)	(4.6)	(2.1)	(12.3)	—
ポーランド	505	(65.7)	(21.6)	(68.3)	(66.9)	(51.1)	(27.1)	(19.4)	(3.0)	—
ポルトガル	178	(59.0)	(14.6)	(53.4)	(28.1)	(11.2)	(2.2)	(1.1)	(2.8)	—
スウェーデン	318	(34.0)	(67.3)	(35.5)	(29.6)	(14.8)	(6.0)	(2.5)	(6.6)	(0.6)
スイス	213	(26.3)	(57.7)	(23.0)	(27.2)	(16.9)	(6.1)	(5.2)	(3.3)	(2.8)
アメリカ	130	(34.6)	(30.0)	(46.2)	(29.2)	(27.7)	(9.2)	(9.2)	(13.8)	—

② 暴力犯罪被害（強盗，性的暴行，暴行・脅迫）

国名	総数	財産を取り戻すため	保険金を得るため	犯罪は届け出るべきである／重大な事件である	犯人を捕まえてほしい／処罰してほしいから	再発を防ぐため	助けを求めため	犯人からの賠償を得るため	その他	わからない
総数	1,654	(11.4)	(5.3)	(31.8)	(35.8)	(36.2)	(19.6)	(4.1)	(18.2)	(0.8)
オーストラリア	234	(6.0)	(3.4)	(18.4)	(8.1)	(23.1)	(23.5)	—	(38.0)	(4.3)
カナダ	160	(4.4)	(2.5)	(31.9)	(21.3)	(21.3)	(21.3)	(0.6)	(48.1)	—
イギリス	186	(6.5)	(1.6)	(30.1)	(27.4)	(31.2)	(13.4)	(1.1)	(33.3)	—
フィンランド	93	(10.8)	(2.2)	(22.6)	(44.1)	(23.7)	(22.6)	(3.2)	(5.4)	—
フランス	68	(20.6)	(8.8)	(19.1)	(52.9)	(51.5)	(14.7)	(4.4)	(10.3)	—
日本	17	(11.8)	—	(47.1)	(52.9)	(52.9)	(41.2)	(5.9)	—	—
オランダ	155	(9.7)	(5.8)	(24.5)	(49.0)	(21.9)	(7.1)	(4.5)	(11.6)	—
ポーランド	224	(17.9)	(4.9)	(55.8)	(65.2)	(73.2)	(43.3)	(11.2)	(3.1)	—
ポルトガル	73	(38.4)	(1.4)	(38.4)	(23.3)	(19.2)	(8.2)	(2.7)	(4.1)	—
スウェーデン	124	(12.9)	(10.5)	(33.9)	(43.5)	(42.7)	(15.3)	(1.6)	(11.3)	—
スイス	230	(10.0)	(11.3)	(29.6)	(31.7)	(33.9)	(7.4)	(7.8)	(1.7)	(1.7)
アメリカ	90	(7.8)	(5.6)	(36.7)	(40.0)	(47.8)	(24.4)	(3.3)	(16.7)	—

注 1 「世帯犯罪被害」「暴力犯罪被害」それぞれにおいて、いずれかの被害に遭い、かつ警察に申告した者に対する、各理由を選択した者の比率（重複選択による。）を示したものである。

2 「① 世帯犯罪被害」では、フィンランドは車上盗のみ、スイスは不法侵入のみの数値である。

3 「② 暴力犯罪被害」の性的暴行には、「財産を取り戻すため」及び「保険金を得るため」の選択肢はない。

4 網掛け部分は、各国で選択された比率の上位1位・2位（「その他」を除く。）を示す。

2-9表 罪種別・警察に申告しなかった理由(国別)

① 世帯犯罪被害(車上盗, 不法侵入)

国名	総数	それほど重大ではない/損失がない	自分で解決した/犯人を知っていた	警察には向かない事件/警察は必要ない	代わりに別の機関に届け出た	家族が解決した	保険に入っていない	警察は何もできない/証拠がない	警察は何もしてくれない	警察が怖い/警察の関与を望まない	(復讐の恐れから)あえてしない	その他	わからない
総数	1,671	(46.6)	(6.5)	(9.8)	(1.1)	(1.8)	(2.9)	(21.2)	(18.0)	(1.4)	(1.1)	(15.3)	(2.6)
オーストラリア	215	(60.9)	(2.3)	(4.2)	-	-	(0.5)	(12.6)	(9.3)	(0.9)	-	(20.5)	(4.7)
カナダ	178	(50.0)	(8.4)	(5.1)	(2.2)	(2.8)	(1.7)	(9.0)	(8.4)	-	-	(23.6)	(4.5)
イギリス	132	(49.2)	(7.6)	(15.2)	(1.5)	(3.0)	(1.5)	(19.7)	(16.7)	(0.8)	(0.8)	(18.9)	(2.3)
フィンランド	59	(59.3)	(3.4)	(3.4)	(3.4)	-	(6.8)	(13.6)	(15.3)	-	-	(10.2)	-
フランス	81	(44.4)	(3.7)	(7.4)	-	-	(2.5)	(13.6)	(12.3)	-	(2.5)	(18.5)	(3.7)
日本	89	(56.2)	(10.1)	(5.6)	(3.4)	(4.5)	-	(12.4)	(7.9)	(2.2)	-	(23.6)	(2.2)
オランダ	77	(32.5)	(3.9)	(13.0)	-	-	-	(10.4)	(20.8)	-	-	(28.6)	(3.9)
ポーランド	434	(38.2)	(6.5)	(12.2)	(0.9)	(1.2)	(6.7)	(43.3)	(36.6)	(4.1)	(3.2)	(6.9)	(1.6)
ポルトガル	207	(48.8)	(8.7)	(12.1)	(1.0)	(1.4)	(0.5)	(10.6)	(10.6)	-	(1.0)	(7.7)	(1.4)
スウェーデン	100	(42.0)	(5.0)	(18.0)	(1.0)	(5.0)	(6.0)	(15.0)	(12.0)	-	-	(20.0)	-
スイス	26	(57.7)	(19.2)	(3.8)	-	(7.7)	-	(19.2)	(3.8)	-	-	(3.8)	(3.8)
アメリカ	73	(32.9)	(8.2)	(6.8)	-	(2.7)	(1.4)	(23.3)	(11.0)	-	-	(19.2)	(5.5)

② 暴力犯罪被害(強盗, 性的暴行, 暴行・脅迫)

国名	総数	それほど重大ではない/損失がない	自分で解決した/犯人を知っていた	警察には向かない事件/警察は必要ない	代わりに別の機関に届け出た	家族が解決した	保険に入っていない	警察は何もできない/証拠がない	警察は何もしてくれない	警察が怖い/警察の関与を望まない	(復讐の恐れから)あえてしない	その他	わからない
総数	3,022	(38.1)	(15.4)	(10.3)	(3.3)	(2.0)	(0.1)	(11.3)	(8.7)	(3.2)	(6.5)	(21.7)	(2.5)
オーストラリア	375	(36.8)	(13.9)	(3.2)	(6.7)	(2.1)	-	(5.6)	(3.7)	-	(4.3)	(38.9)	(1.3)
カナダ	312	(35.3)	(16.7)	(6.7)	(3.8)	(2.9)	-	(4.2)	(3.2)	(2.6)	(6.4)	(36.2)	(5.1)
イギリス	258	(24.4)	(11.6)	(8.5)	(3.9)	(1.2)	-	(10.1)	(7.8)	(3.1)	(5.4)	(29.1)	(5.0)
フィンランド	280	(55.0)	(19.6)	(5.7)	(3.9)	(1.4)	-	(6.1)	(3.9)	(0.4)	(3.6)	(13.9)	-
フランス	139	(33.8)	(20.1)	(9.4)	(0.7)	(1.4)	-	(8.6)	(10.1)	(1.4)	(7.2)	(15.8)	(1.4)
日本	61	(39.3)	(14.8)	(11.5)	(8.2)	(4.9)	-	(24.6)	(9.8)	(3.3)	(8.2)	(31.1)	(1.6)
オランダ	232	(30.2)	(15.5)	(8.2)	(2.2)	(0.4)	-	(6.0)	(5.6)	-	(3.4)	(33.2)	(3.4)
ポーランド	387	(51.7)	(14.2)	(18.9)	(2.6)	(1.6)	-	(31.3)	(26.9)	(10.1)	(16.3)	(3.1)	(1.3)
ポルトガル	140	(30.0)	(9.3)	(6.4)	(1.4)	(3.6)	(0.7)	(15.7)	(7.9)	(4.3)	(6.4)	(20.0)	-
スウェーデン	267	(34.1)	(18.7)	(16.5)	(1.1)	(3.0)	-	(9.4)	(9.0)	(3.4)	(3.7)	(16.1)	(2.6)
スイス	470	(40.2)	(15.5)	(13.0)	(1.3)	(1.7)	(0.6)	(10.2)	(5.5)	(2.8)	(5.3)	(12.1)	(4.0)
アメリカ	101	(22.8)	(10.9)	(14.9)	(10.9)	(4.0)	-	(7.9)	(8.9)	(8.9)	(5.0)	(25.7)	(1.0)

注 1 「世帯犯罪被害」「暴力犯罪被害」それぞれにおいて、いずれかの被害に遭い、かつ警察に申告しなかった者に対する、各理由を選択した者の比率(重複選択による。)を示したものである。

2 「① 世帯犯罪被害」では、スイスは不法侵入のみの数値である。

3 「② 暴力犯罪被害」の性的暴行では、「保険に入っていない」はスイスのみの選択肢である。

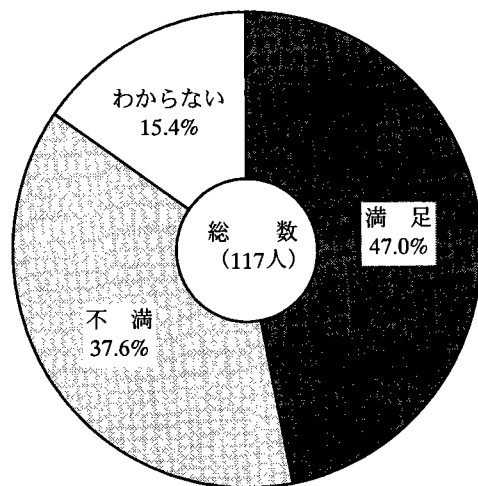
4 網掛け部分は、各国で選択された比率の上位1位・2位(「その他」を除く。)を示す。

(3) 警察の対応に対する満足度

上記(2)と同様、世帯犯罪被害のうち車上盗及び不法侵入、暴力犯罪被害3罪種（強盗、性的暴行及び暴行・脅迫）においては、警察に申告した者に対して警察の対応に対する満足度を尋ねている。

2-10図は、我が国について、警察の対応に対する満足度を5罪種の延べ合計の比率で示したものである。おおむね半数の者が「満足」と回答している。さらに、警察の対応に対して「不満」と回答した者（44人）について、その理由を尋ねたものが、2-11図である(*4)。

2-10図 警察の対応に対する満足度（日本）

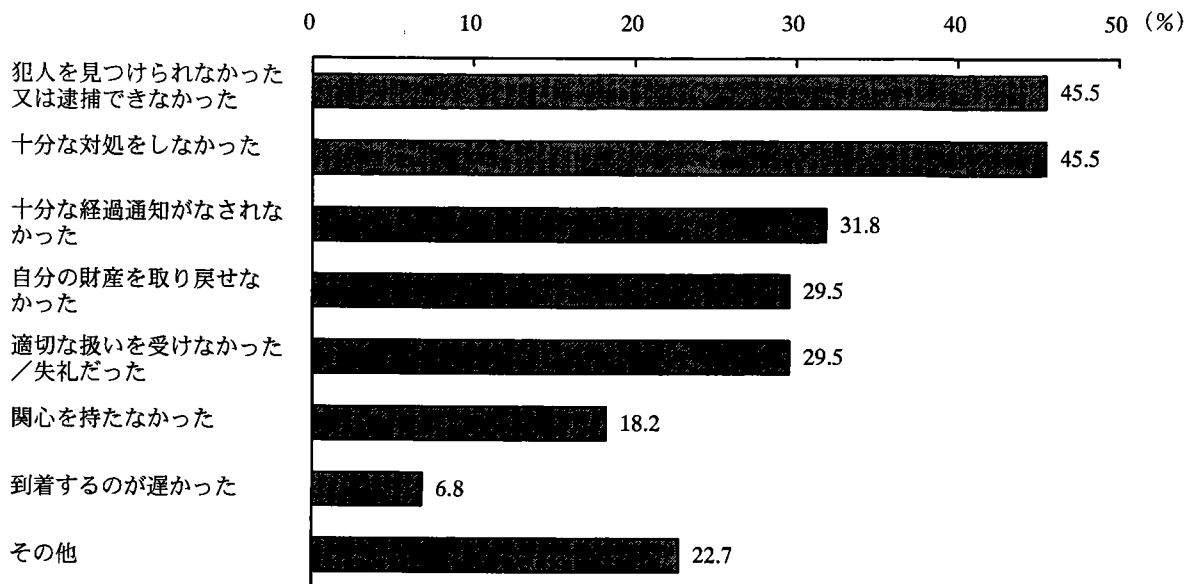


- 注 1 世帯犯罪被害のうち車上盗及び不法侵入、並びに暴力犯罪被害（強盗、性的暴行及び暴行・脅迫）を対象としている。
- 2 上記5罪種のいずれかの被害に遭い、かつ警察に申告した者に対する比率を示したものである。

(*4) 警察庁が実施した「刑事警察に関する意識調査」（平成12年6月に、全国の20歳以上の男女を層化二段無作為抽出法により2,000人抽出し、個別面接形式により1,418人を対象として実施された。）では、犯罪被害を警察に届けた者（106人）に対して、「警察の対応への満足度」及び「満足又は不満だった点」を質問している。その結果、「警察の対応への満足度」に関しては、「たいへん満足」「満足」と回答した者は39.6%（42人）、「不満」「たいへん不満」と回答した者は55.7%（59人）であった。また、「不満だった点」に関しては、「結局、犯人を検挙することができなかった」45.3%、「結局、被害金品等をすべて取り戻すことができなかった」39.6%、「警察官のことば遣い、配慮等が不適切だった」15.1%、「警察官が、なかなか来ず、対応してくれなかった」7.5%という結果であった（重複回答による）。

警察庁調査と本暗数調査とは、対象罪種は異なるものの、サンプリング手法及び調査方法は同様であり、比較・参照が可能と思われるが、警察庁調査においても、本暗数調査と同様の傾向がうかがえる。詳細は、「警察白書（平成12年版）」、p49を参照のこと。

2-11図 警察の対応の不满理由（日本）

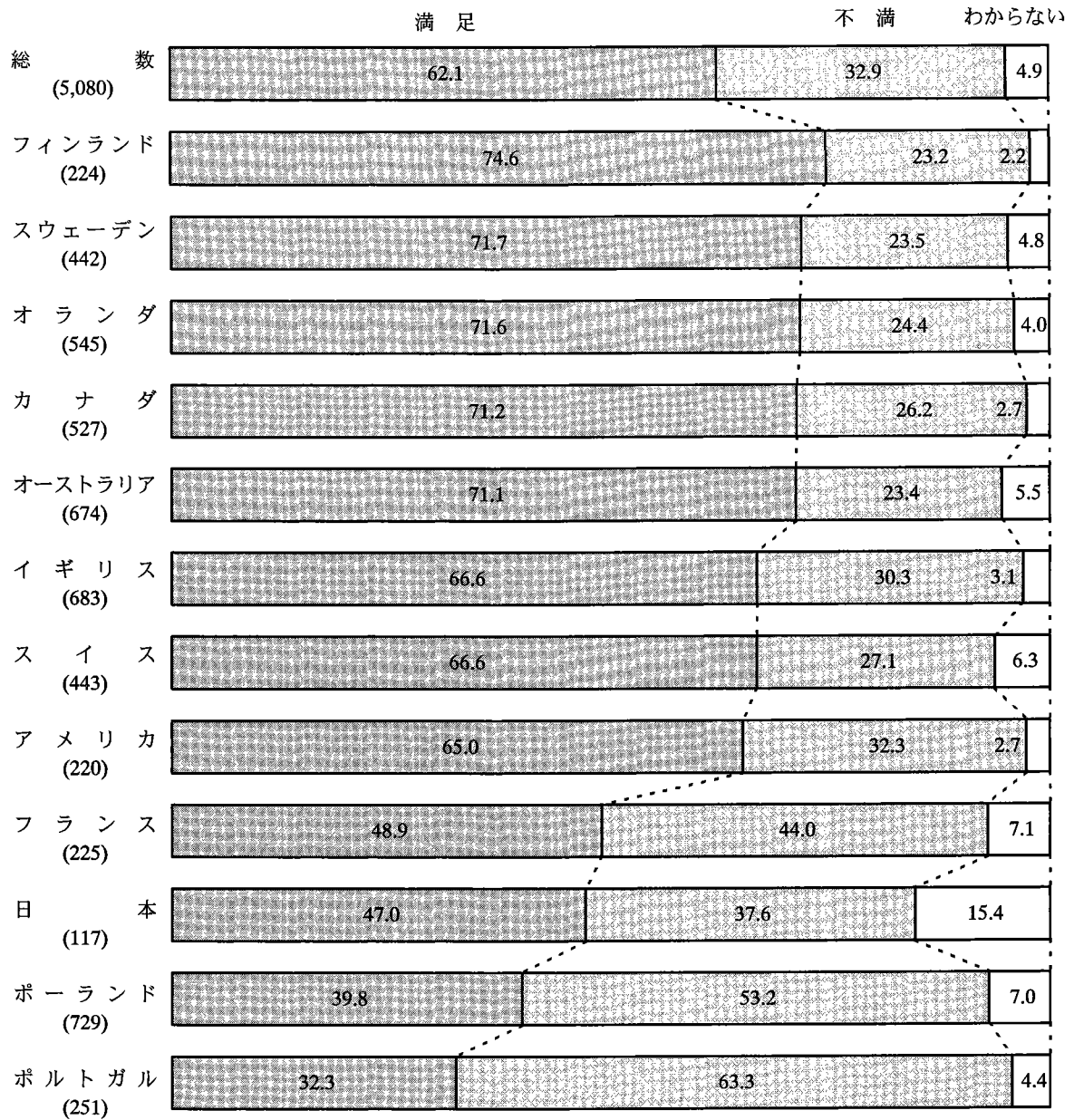


- 注 1 世帯犯罪被害のうち車上盗及び不法侵入、並びに暴力犯罪被害（強盗、性的暴行及び暴行・脅迫）を対象としている。
- 2 上記5罪種のいずれかの被害に遭い、警察に申告し、かつ警察の対応に「不満」と回答した者に対する、各理由を選択した者の比率（重複選択による。）を示したものである。
- 3 「性的暴行」については、「自分の財産を取り戻せなかった」の選択肢はない。

2-12図は、12か国について、警察の対応に対する満足度を5罪種の延べ合計で示したものである。さらに、警察の対応に対して「不満」と回答した者について、その理由を尋ねたものが、2-13表である。この図及び表からうかがえる特徴は以下のとおりである。

- ① 警察の対応に対する満足度に関しては、我が国は、ポルトガル、ポーランドに次いで、「満足」と回答した者の比率が低い。
- ② 警察の対応の不满理由に関しては、全体的には、「十分な対処をしなかった」又は「関心を持たなかった」の比率が高い。比較対象国と比べた場合、「十分な経過通知がなされなかった」、「適切な扱いを受けなかった/失礼だった」の項目で、我が国の比率が最も高くなっている。
- ③ 加えて、「不満」と回答した者の比率が高かったポルトガル、ポーランド、我が国の3国に共通するのは、「犯人を見つけれなかった又は逮捕できなかった」の比率が高くなっている点にある。

2-12図 警察の対応に対する満足度（国別）



注 1 世帯犯罪被害のうち車上盗及び不法侵入，並びに暴力犯罪被害（強盗，性的暴行及び暴行・脅迫）を対象としている。

2 上記5罪種のいずれかの被害に遭い，かつ警察に申告した者に対する，比率を示したものであり，（ ）内は，その延べ合計人数をさす。

3 「満足」の比率が多い順に，並べかえている。

2-13表 警察の対応の不满理由（国別）

国名	総数	十分な対処をしなかった	関心を持たなかった	犯人を見つけられなかった又は逮捕できなかった	自分の財産を取り戻せなかった	十分な経過通知がなされなかった	適切な扱いを受けなかった／失礼だった	到着するのが遅かった	その他	わからない
総数	1,673	(48.8)	(31.6)	(28.1)	(21.0)	(12.4)	(13.0)	(12.0)	(20.4)	(0.7)
オーストラリア	158	(31.6)	(16.5)	(14.6)	(1.9)	(7.6)	(10.1)	(13.3)	(34.8)	(1.9)
カナダ	138	(50.0)	(26.8)	(15.9)	(11.6)	(6.5)	(19.6)	(5.8)	(47.1)	(0.7)
イギリス	207	(36.2)	(40.1)	(14.5)	(9.2)	(8.2)	(3.4)	(8.2)	(35.7)	(1.0)
フィンランド	52	(44.2)	(44.2)	(21.2)	(11.5)	—	(11.5)	(9.6)	(13.5)	—
フランス	99	(40.4)	(31.3)	(13.1)	(20.2)	(7.1)	(16.2)	(10.1)	(10.1)	—
日本	44	(45.5)	(18.2)	(45.5)	(29.5)	(31.8)	(29.5)	(6.8)	(22.7)	—
オランダ	133	(33.8)	(15.0)	(8.3)	(7.5)	(12.0)	(15.0)	(9.8)	(29.3)	(1.5)
ポーランド	388	(61.1)	(32.7)	(63.7)	(50.0)	(18.0)	(14.9)	(18.3)	(9.0)	(0.3)
ポルトガル	159	(64.8)	(32.1)	(32.1)	(25.2)	(8.8)	(4.4)	(4.4)	(5.0)	—
スウェーデン	104	(54.8)	(40.4)	(18.3)	(15.4)	(14.4)	(23.1)	(26.0)	(8.7)	—
スイス	120	(55.8)	(44.2)	(8.3)	(2.5)	(13.3)	(10.8)	(8.3)	(12.5)	(0.8)
アメリカ	71	(42.3)	(39.4)	(18.3)	(16.9)	(23.9)	(15.5)	(12.7)	(19.7)	(1.4)

注 1 世帯犯罪被害のうち車上盗及び不法侵入、並びに暴力犯罪被害（強盗、性的暴行及び暴行・脅迫）を対象としている。

2 上記5罪種のいずれかの被害に遭い、警察に申告し、かつ警察の対応に「不満」と回答した者に対する、各理由を選択した者の比率（重複選択による。）を示したものである。

3 スイスは、車上盗を除く数値による。

4 「性的暴行」については、「自分の財産を取り戻せなかった」の選択肢はない。

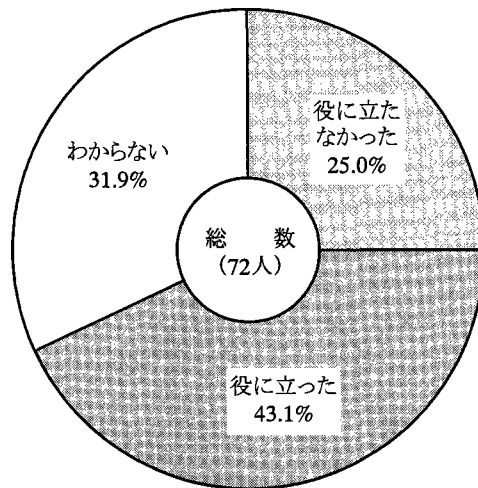
5 網掛け部分は、各国で選択された比率の上位1位・2位（「その他」を除く。）を示す。

(4) 犯罪被害者専門機関からの援助

世帯犯罪被害のうち不法侵入，暴力犯罪被害3罪種（強盗，性的暴行及び暴行・脅迫）においては，警察に申告した者に対して，犯罪被害者専門機関^(※5)に関する2つの質問を実施している。第1は，犯罪被害者専門機関から援助を受けたかどうかについて，第2は，第1で援助を受けていない者に対して，「犯罪被害者を支援する専門機関のサービスは，それがあれば，あなた又はあなたの世帯にとって役に立ったと考えますか。」と尋ね，犯罪被害者専門機関から援助を受けていた場合の有用性について，それぞれ質問している。

我が国について，4罪種の延べ合計72人全員が，犯罪被害者専門機関からの援助はを受けていなかった。犯罪被害者専門機関から援助を受けていた場合の有用性を4罪種の延べ合計の比率で示したものが，2-14図である。40%以上の者が「役に立った」と回答している。

2-14図 犯罪被害者専門機関からの援助（日本）



- 注 1 世帯犯罪被害のうち不法侵入，及び暴力犯罪被害（強盗，性的暴行及び暴行・脅迫）を対象としている。
 2 上記4罪種のいずれかの被害に遭い，かつ警察に申告した者に対する比率を示したものである。

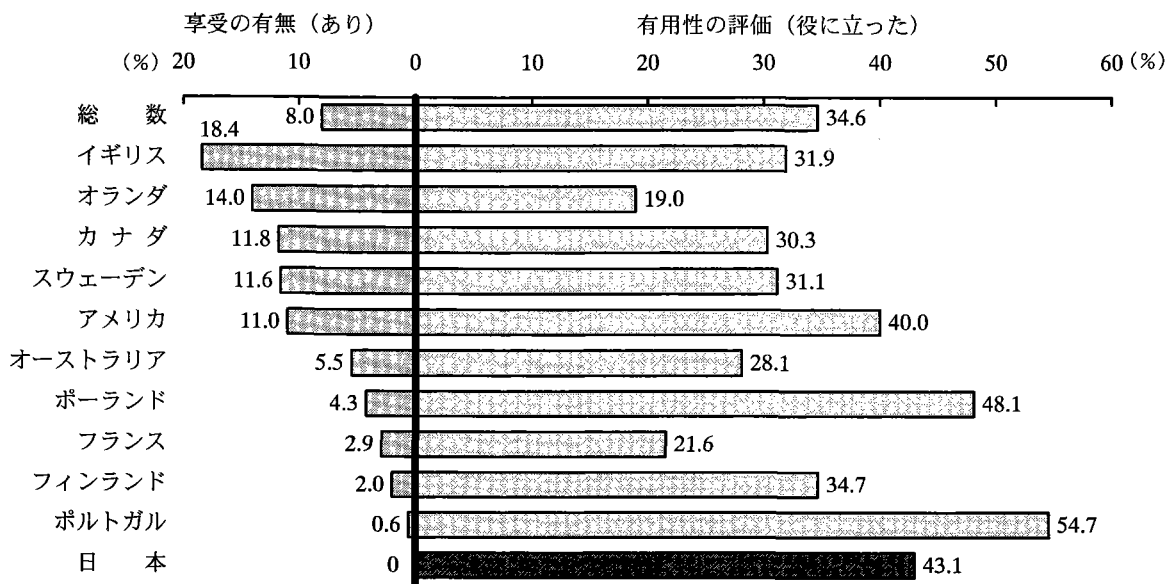
(※5) ここでは，犯罪被害者に対して，情報提供，危機介入，カウンセリング，法廷へのエスコートサービスなどの支援・援助活動を行う，民間の非営利団体又は刑事司法機関の関係団体の総称を指している。欧米諸国では1970年代から組織化が活発に行われており，比較対象国中では例えば，イギリスにおける犯罪被害者援護協会(Victim Support: VS)，フランスにおける国立被害者援助・仲裁センター (Institut National d'Aide aux Victimes et de Médiation: INAVEM)，アメリカにおける全米被害者援助機構 (National Organization for Victim Assistance: NOVA) 及び全米犯罪被害者センター (The National Center for Victims of Crime: NCVIC) などが知られている。我が国では，専門家組織としては，1992年に東京医科歯科大学難治疾患研究所に，犯罪被害者相談室が開設された。民間ボランティア組織としては，まず1995年に水戸被害者援助センター，翌年に大阪(YWCA)被害者相談室が発足して，その後も開設が続いた。そして1998年には，これら民間ボランティア組織相互の連携を目的として，全国被害者支援ネットワークが構築され，全国で20団体が加盟している（平成13年5月現在）。

詳細は，諸澤（1998），宮澤・國松ら（2000a）（2000b），法務総合研究所（2000），警察庁のホームページを参照のこと。

2-15図は、スイスを除く11か国について、犯罪被害者専門機関からの援助に関する4罪種の延べ合計の比率を、享受を受けた比率と有用性の評価の2側面を対比して示したものである。この図からうかがえる特徴は以下のとおりである。

- ① 享受を受けた比率に関しては、比較対象国間で格差が大きく、イギリスでは5～6人に1人、オランダでは7人に1人が援助を受けている計算になる。1人も援助を受けていないのは我が国だけである。
- ② 有用性の評価に関しては、これも比較対象国間で格差が大きく、最も高いポルトガルと、最も低いオランダとでは、約36ポイントの開きが見られる。
- ③ 我が国やポルトガルのように、享受を受けた比率が低い国は、有用性の評価が高く、逆に、オランダのように享受を受けた比率が高い国は、有用性の評価が低い傾向が見出せる。我が国やポルトガルでは、本調査を実施した時点では、犯罪被害者に対する援助活動はそれ程活発ではなく、援助機関に対する期待感やニーズが、数値に表れたと推測できよう。

2-15図 犯罪被害者専門機関からの援助（国別）



- 注 1 世帯犯罪被害のうち不法侵入、及び暴力犯罪被害（強盗、性的暴行及び暴行・脅迫）を対象としている。
- 2 上記4罪種のいずれかの被害に遭い、かつ警察に申告した者（一部の国では、被害にあった者全員）に対する比率を示したものである。
- 3 ポーランドは不法侵入を除く数値により算出しており、スイスは未調査である。
- 4 「享受の有無」において、比率の高い順に並べかえている。

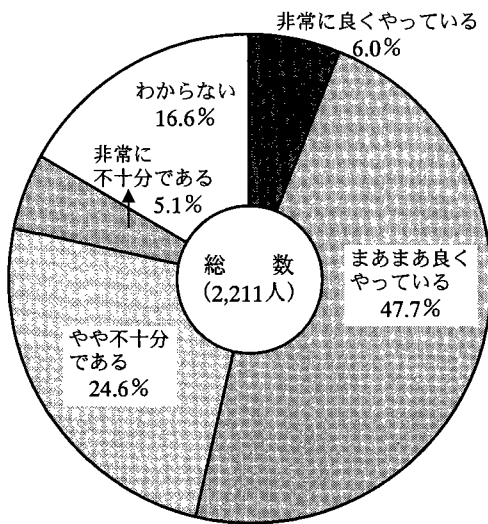
(5) 警察活動に関する認識

すべての調査対象者に対して、警察活動に関する認識について、2つの質問を実施している。質問紙では、「すべてのことを考慮に入れた場合、あなたの地域の警察の防犯活動をどのように評価しますか。」(以下、「防犯活動」とする。), 「それでは警察の親切さはどうでしょうか。警察が人々を助けるためにできる限りのことをやっている、役立っているという点については、……。」(以下、「親切さ」とする。)と尋ねている。

2-16図は、我が国について、警察活動に関する認識を示したものである。「非常に良くやっている/まあまあ良くやっている」又は「全く同感/どちらかと言えば同感」の各合計は50%を超えており、警察活動に関して高い評価をしていることがうかがえる。

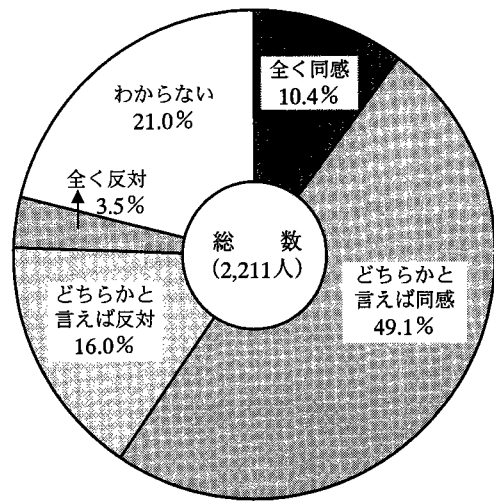
2-16図 警察活動に関する認識（日本）

① 防犯活動



② 親切さ

(できる限りのことをやっている、役立っている)

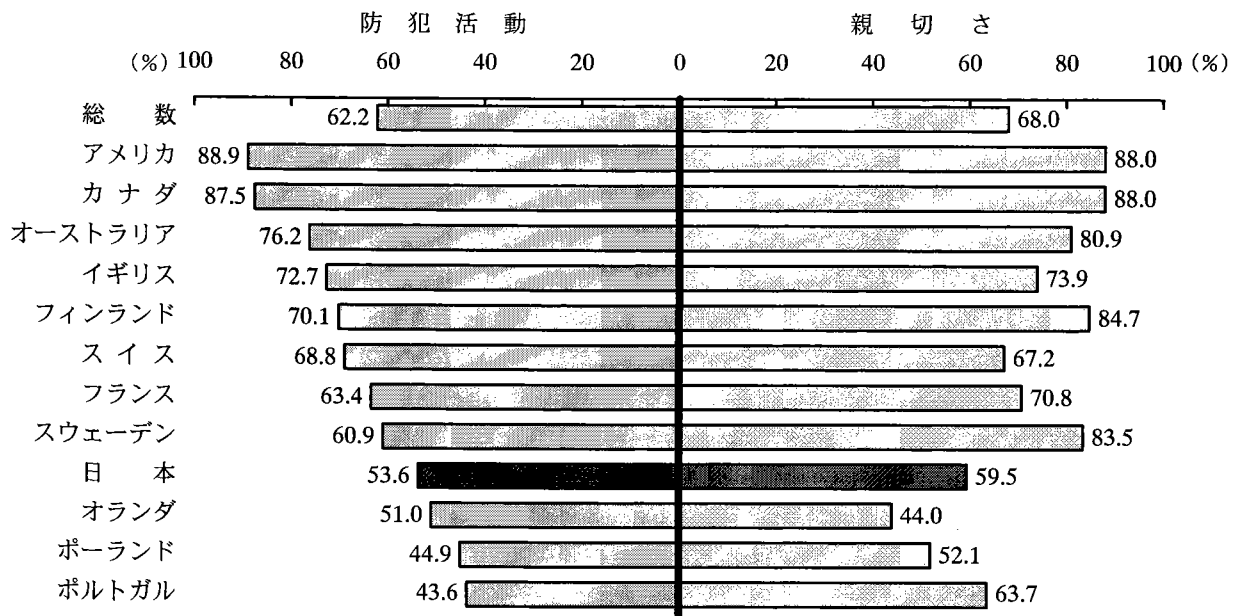


注 「① 防犯活動」は「すべてのことを考慮に入れた場合、あなたの地域の警察の防犯活動をどのように評価しますか。……」, 「② 親切さ」は「それでは警察の親切さはどうでしょうか。警察が人々を助けるためにできる限りのことをやっている、役立っているという点については……」と、それぞれ質問している。

2-17図は、12か国について、警察活動に関する認識を、防犯活動及び親切さの2側面に対比して示したものである。この図からうかがえる特徴は以下のとおりである。

- ① 「防犯活動」と「親切さ」は、同様の回答傾向を示している。
- ② 我が国は、「防犯活動」「親切さ」ともに、他の比較対象国と比べて、高い評価をしている者の比率が低い。その一因として、本調査実施時が、警察官による不祥事がマスコミ等で報道されていた時期と偶然重なったことが、多分に影響した可能性がある^(*)。よって、本結果をもって、「我が国の国民は、警察活動に対して低く評価している。」と結論付けるのは早計であろう。今後、同種質問項目により、経年比較をすべきものとする。

2-17図 警察活動に関する認識 (国別)



- 注 1 「防犯活動」は、「非常に良くやっている」「まあまあ良くやっている」, 「親切さ」は、「全く同感」「どちらかと言えば同感」を、それぞれ合計した比率による。
- 2 「防犯活動」において、比率の高い順に並べかえている。
- 3 我が国の場合、本調査実施時が、警察官による不祥事がマスコミ等で報道されていた時期と重なったことが、多分に影響している可能性があるため、国際比較は慎重にされたい。

③ 上記②とも関連するが、ポルトガルやポーランドにおいて低い評価をしている者の比率が高い要因として、警察官による汚職が考えられる。1999年の汚職において、直近の事件にかかわった職員が警察官であったものは、ポルトガルでは50.0% (12人)、ポーランドでは47.8% (118人)であり、他の比較対象国と比べると、人数、比率ともに目立っている。そこで、汚職の有無と警察活動に関する認識との関連を12か国合計で見ると、汚職に遭ったことがない場合は、防犯活動で62.5%、親切さで68.4%の者が高い評価をしている。一方、警察官による汚職に遭った場合 (141名) は、防犯活動で27.0%、親切さで33.3%の者しか高い評価をしていない。たとえ汚職に遭ったことがなくても、警察官による汚職が、広く国民の間で一般的となっている国においては、警察の防犯活動そのものへの評価にも影響するものと考えられる (詳細は、参考資料1 (Q23) を参照のこと)。

(* 6) 脚注 (* 4) で記した「刑事警察に関する意識調査」では、「犯罪の捜査について、警察の活動をどう思いますか。」と質問し、「全般的によくやっている」「凶悪犯罪など重大な犯罪はよいが、身近な日常犯罪は不満だ」「身近な日常犯罪はよいが、凶悪犯罪など重大な犯罪は不満だ」「全般的に不満だ」の中から選択させている。その結果、「全般的に不満だ」が37.1%で最も多く、昭和47年に内閣総理大臣官房広報室が実施した「警察に関する世論調査」の結果 (5.8%) と比較すると、大きく上昇している。また、「身近な日常犯罪は不満だ」25.5% (昭和47年調査では17.5%)、「凶悪犯罪など重大な犯罪は不満だ」10.5% (同4.6%) もそれぞれ上昇しており、「全般的によくやっている」は20.3%で、昭和47年調査の結果 (47.8%) と比較すると、大きく低下している。

警察庁調査の質問は「犯罪の捜査」に限定しているものの、サンプリング手法及び調査方法は本暗数調査と同様であり、比較・参照が可能と思われるが、警察庁調査においても、調査実施時期が平成12年6月ということもあってか、国民が警察活動に対して低い評価をしていることがうかがえる。詳細は、「警察白書 (平成12年版)」, p51を参照のこと。

3 犯罪・防犯等に関する認識及び態度

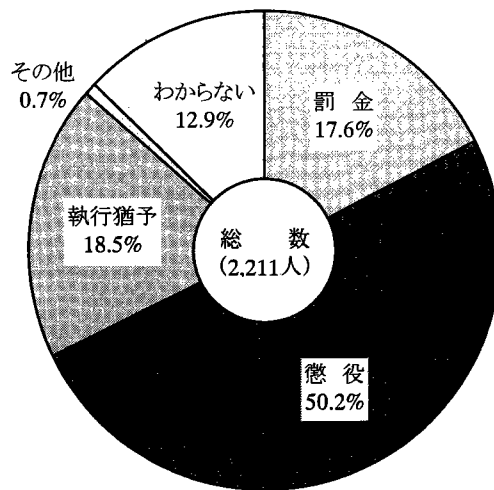
ここでは、回答者が犯罪・防犯等に関して、どのような認識をもち、どんな態度をとっているのかを探るために、「犯罪者に対する量刑意見」、「青少年犯罪対策に関する意見」、「銃器の所有」、「住居の防犯設備」、「夜間外出頻度」及び「犯罪被害に対する不安」について取り上げる。

(1) 犯罪者に対する量刑意見

すべての調査対象者に対して、犯罪者に対する量刑意見について、2つの質問を実施している。質問紙では、「犯罪者に科せられる処罰については人によって意見が異なります。一例として、21歳の男性が二度目の住居侵入・窃盗で有罪になったとします。今回盗んだ物はカラーテレビ1台でした。このような場合、最も適当な刑はこの中のどれだと思います。」と尋ね、拘禁刑である「懲役 (imprisonment)」を選択した者に対してはさらに、適当な懲役期間（拘禁刑の期間）を尋ねている。

2-18図は、我が国について、犯罪者に適当な刑の種類を示したものである。おおむね半数の者が「懲役」を選択している。適当な懲役期間については、「6か月以上12か月未満」(23.0%)、「1年以上2年未満」(22.8%)、「1か月以上6か月未満」(18.9%)の順となっており、70.4%が2年未満の範囲で回答している。その一方で、10年以上の有期懲役を選択した者が19人(1.7%)、「無期刑」を選択した者が7名(0.6%)いることも注目される(*7)。

2-18図 犯罪者に適当な刑の種類（日本）



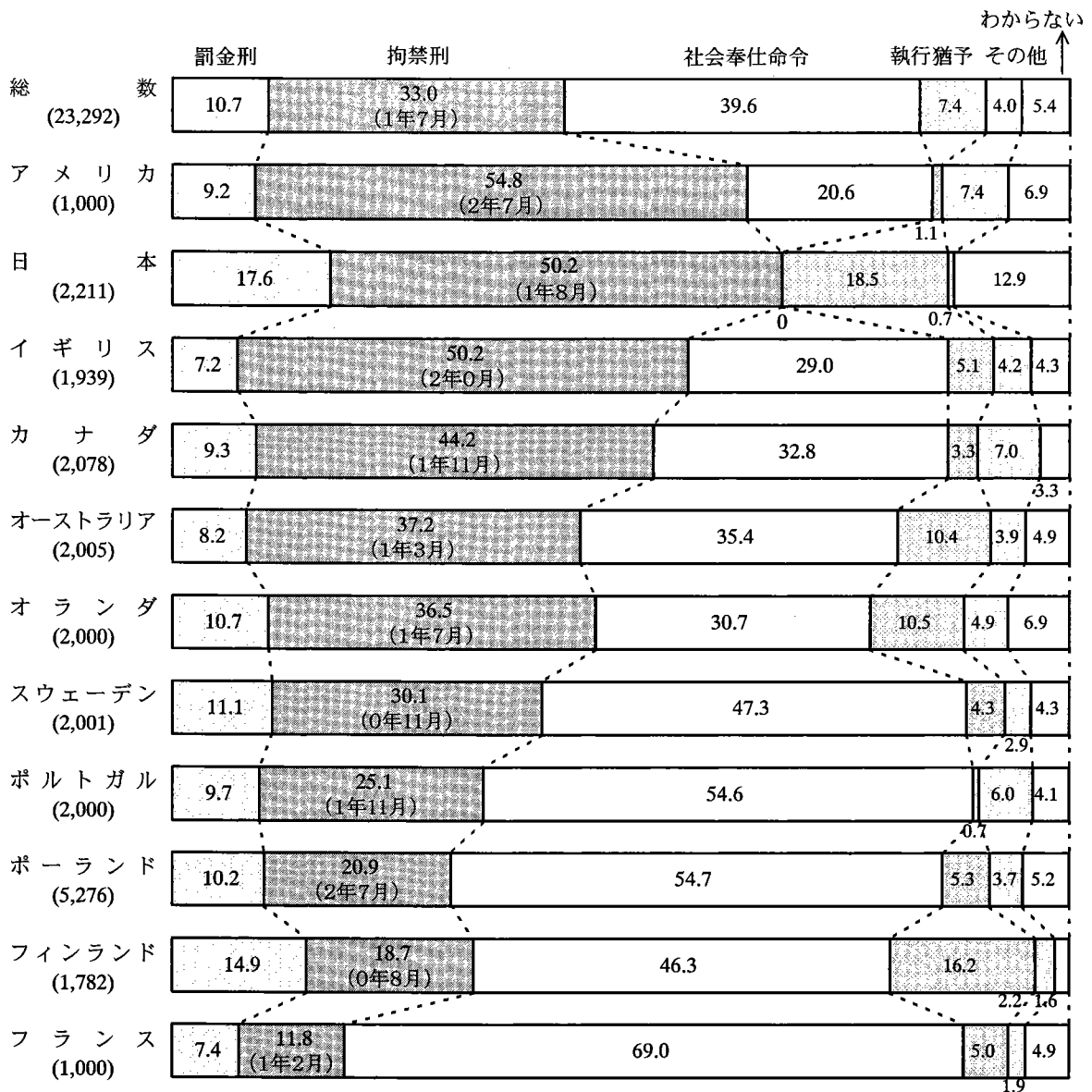
注 「21歳の男性が二度目の住居侵入・窃盗で有罪になったとします。今回盗んだ物はカラーテレビ1台でした。このような場合、最も適切な刑はこの中のどれだと思いますか。」と質問している。

(*7) 住居侵入・窃盗の法定刑や被害品等から、実務に即して考えれば、相当厳しい懲役期間を選択している者が多いといえよう。本事例中の、加害者の年齢及び性別、罪名、被害品よりも、「二度目」という箇所を重視したものと推測される。

2-19図は、スイスを除く11か国について、犯罪者に適当な刑の種類及び拘禁刑の期間を示したものである。この図からうかがえる特徴は以下のとおりである。

- ① 「拘禁刑」を選択した者の比率では、我が国は、アメリカに次いで高い。
- ② 「罰金刑」又は「執行猶予」を選択した者の比率は、我が国が最も高い。他の比較対象国では、「社会奉仕命令」を選択する比率が、拘禁刑と同様に高くなっている。その理由として、我が国には社会奉仕命令の制度がなく、そのため選択肢から「社会奉仕命令」を除いた経緯があり、拘禁刑では重すぎると考えた場合、罰金刑又は執行猶予を選択したことも理由の一つとして考えられる。

2-19図 犯罪者に適当な刑の種類（国別）



注 1 「21歳の男性が二度目の住居侵入・窃盗で有罪になったとします。今回盗んだ物はカラーテレビ1台でした。このような場合、最も適切な刑はこの中のどれだと思いますか。」と質問している。
 2 「拘禁刑」の()内は、「適当な拘禁刑の期間」の平均年月をさし、数値は「2000年ICVS報告書」による。
 3 スイスは、未調査である
 4 日本には、「社会奉仕命令」の選択肢はない。
 5 拘禁刑の比率の高い順に、並べかえている。

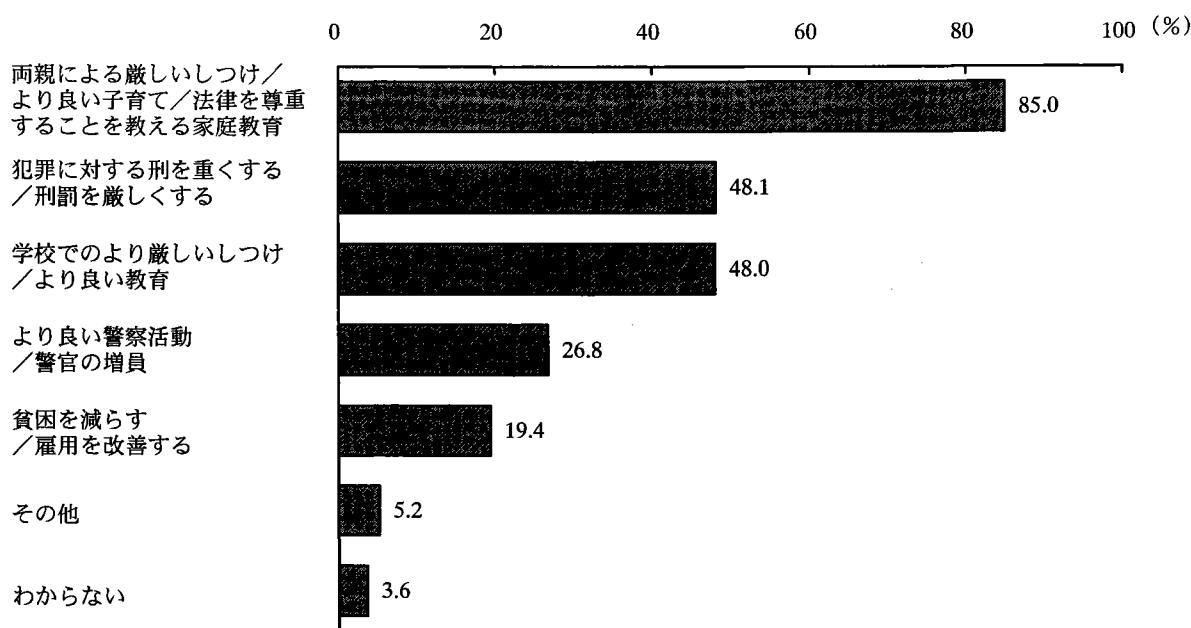
③ 適当な拘禁刑の期間を見ると、アメリカ、イギリス及びカナダは、拘禁刑を選択した比率も高く、その期間も長く、刑の種類も刑期も厳しい傾向がうかがえる。一方、ポルトガル及びポーランドは、拘禁刑を選択した比率は低いですが、その期間は長くなっている。我が国は全体的にみると、平均期間は他の比較対象国と同様であるが、その中から比較的長期刑を相当と考える者（我が国は10年以上、他の比較対象国は11年以上とし、終身刑又は無期刑を含む。）を抽出すると、2.3%にのぼり、アメリカ、ポーランドに次いで高いという結果となった。

(2) 青少年犯罪対策に関する意見

すべての調査対象者に対して、青少年犯罪対策に関する意見を聞いている。質問紙では、「青少年による犯罪に対する懸念が高まっています。青少年による犯罪を減らす為に最も有効だと考えている措置はありますか。3つまであげてください。」と尋ねている。

2-20図は、我が国について、青少年犯罪対策に関する意見を示したものである。ほとんどの者が家庭教育に関する事項を選択しており、次いで、厳罰化に関する事項、学校教育に関する事項を選択している。

2-20図 青少年犯罪対策（日本）

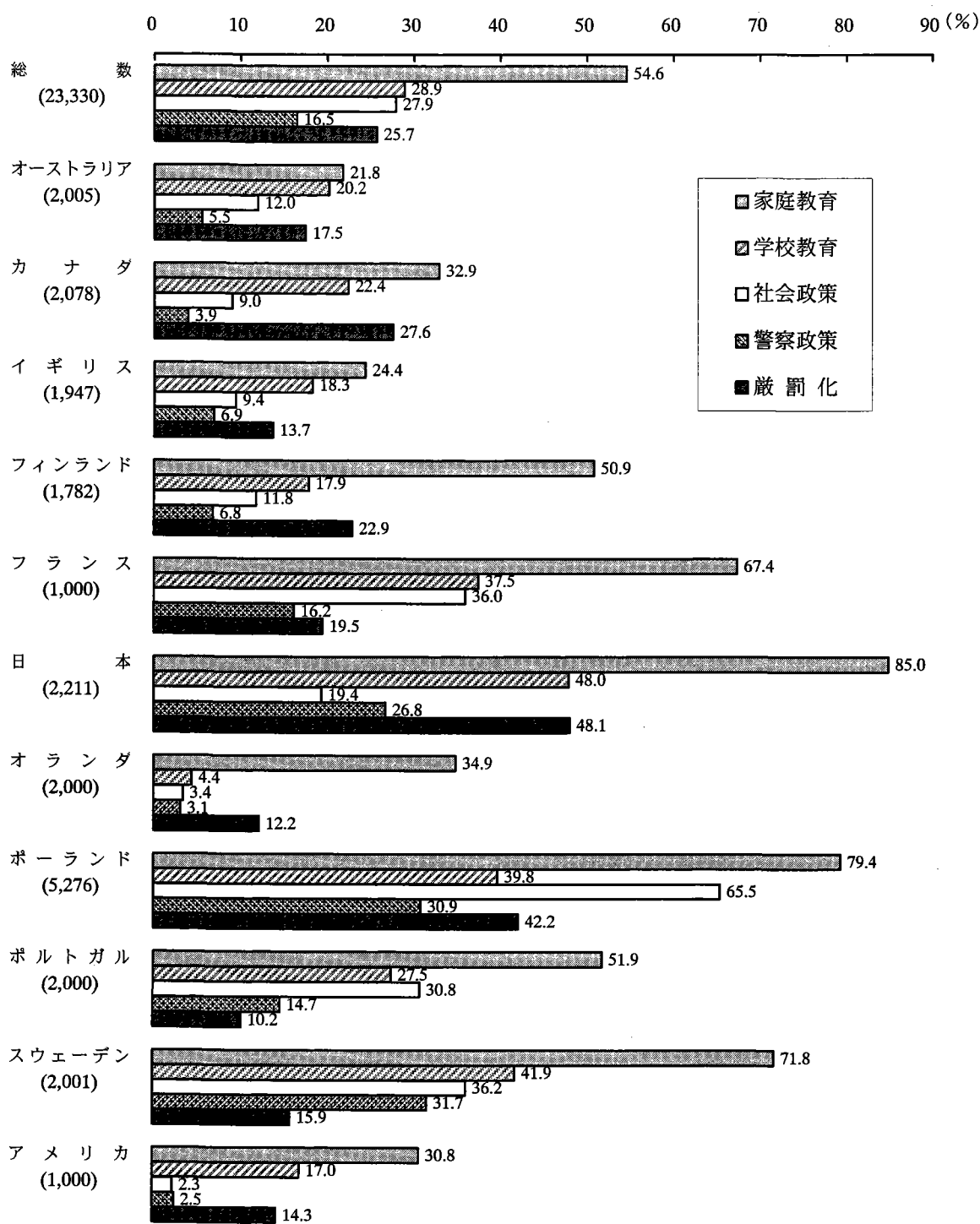


注 重複選択（最多3項目まで）による。

2-21図は、スイスを除く11か国について、青少年犯罪対策に関する意見を示したものである。この図からうかがえる特徴は以下のとおりである。

- ① 11か国すべてにおいて、「家庭教育」に関する事項が、最も選択されている（「その他」及び「わからない」を除く。）。
- ② 我が国は、「家庭教育」、「学校教育」及び「厳罰化」において、比較対象国中で最も高い比率となっている。特に「厳罰化」の比率は、他の比較対象国では約4人に1人の計算となるが、我が国では

2-21図 青少年犯罪対策（国別）



注 1 各項目の質問は、以下による。

- 「家庭教育」 両親による厳しいしつけ／より良い子育て／法律を尊重することを教える家庭教育
- 「学校教育」 学校でのより厳しいしつけ／より良い教育
- 「社会政策」 貧困を減らす／雇用を改善する
- 「警察政策」 より良い警察活動／警官の増員
- 「厳罰化」 犯罪に対する刑を重くする／刑罰を厳しくする

2 重複選択（最多3項目まで）による。

3 スイスは、未調査である

約2人に1人となる(*8)。全体として、「貧困を減らす／雇用を改善する」を除いて、我が国とポーランドの回答パターンがよく似ている。

(3) 銃器の所有

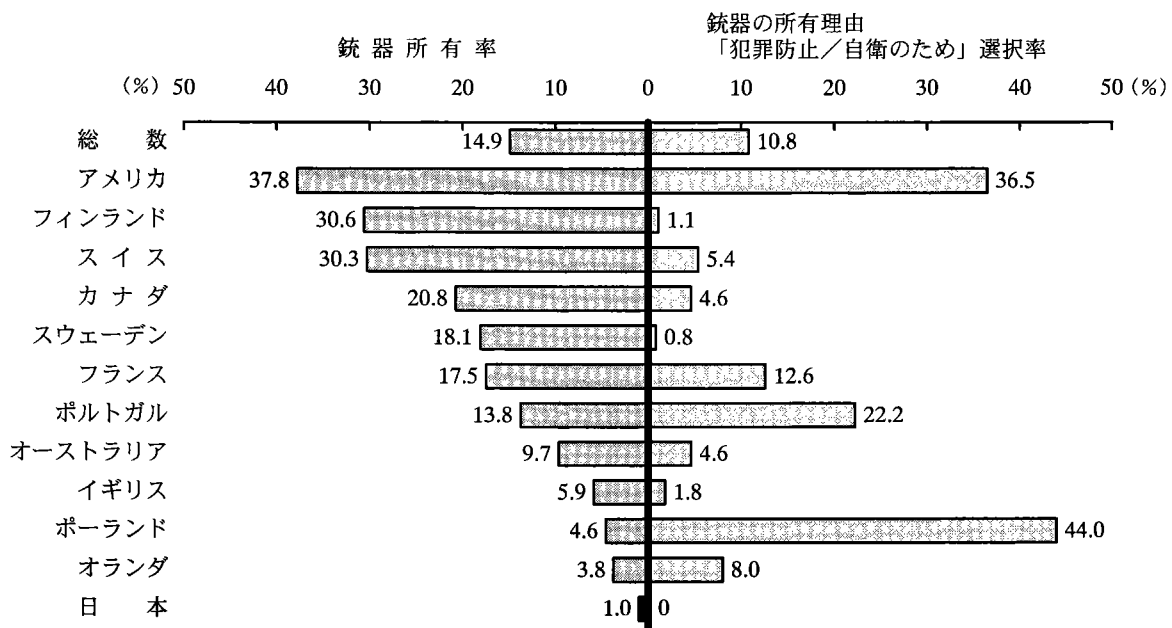
すべての調査対象者に対して、銃器の所有に関連して、所有の有無、所有している銃器の種類及び所有理由の3つの質問を実施している。

ア 基礎的データ

我が国についてみると、銃器を所有している者の比率（以下、「銃器所有率」とする。）は1.0%（22人）で、その種類としては、「空気銃」が約半数を占めている。また、銃器の所有理由としては、約半数が「狩猟のため」又は「収集物（コレクターズアイテム）」を選択している（参考資料1（Q35）参照）。

2-22図は、12か国について、銃器所有率と、銃器の所有理由のうち「犯罪防止／自衛のため」を選択した比率を、対比して示したものである。この図等からうかがえる特徴は以下のとおりである。

2-22図 銃器の所有（国別）



注 「銃器所有率」において、比率の高い順に並べかえている。

- ① 銃器所有率に関しては、国による格差が大きく、アメリカ、フィンランド及びスイスでは、約3人に1人が銃器を所有している計算となる。一方我が国は、比較対象国中で最も低い所有率となっている。
- ② 銃器の所有理由を見ると、ほとんどの国では、「狩猟のため」又は「射撃（スポーツ）」が最も選

(*8) 平成12年12月に実施された「世論調査」によると、「今後、政府に対して、力を入れてほしいと思うことをこの中からいくつでもあげてください。」との質問に対して、28項目中、「犯罪対策」は7位（35.5%）、「教育・青少年対策」は8位（35.3%）であった。これを前回調査（平成10年12月実施）と比較すると、「犯罪対策」は9.6ポイント、「教育・青少年対策」は7.3ポイント、それぞれ上昇しており、選択肢中で最も上昇した項目であった。この「世論調査」の結果からも、「厳罰化」などの国策をとおして犯罪者及び非行少年に対処すべきであると、国民が認識していることが分かり、本調査の結果と通じる点がかがえる。詳細は、内閣府大臣官房政府広報室(2001b)を参照されたい。

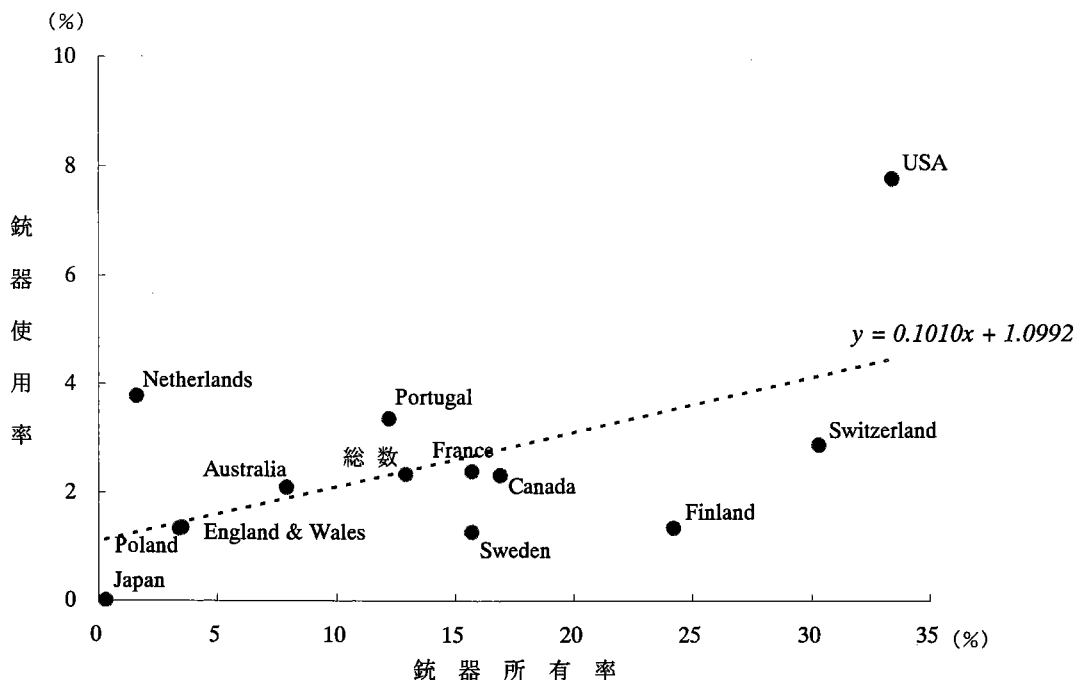
択率が高い。多くの者は、明確な目的の下に、銃器を所有していることがうかがえる。

- ③ ポーランドは、銃器の所有理由では「犯罪防止／自衛のため」が最も選択率が高い。アメリカもポーランドと並んで選択率が高い。このことから、アメリカでは、狩猟や射撃等の他に犯罪防止のためなど、多目的で銃器を所有していることが一因で、銃器所有率が高くなっているという傾向が、ポーランドでは、銃器を所有することはあまり一般的ではないが、国民の一部を占めるであろう銃器所有者の多くは、自分の身を守るために所有しているという傾向が、それぞれうかがえる。

イ 他の要因との関連

2-23図は、12か国について、銃器所有率(ただし、空気銃を除く。)と、暴力犯罪被害3罪種(強盗、性的暴行及び暴行・脅迫)で銃器が使用された比率(*9) (以下、「銃器使用率」とする。)を3罪種の延べ合計比率で算出し(「1(5)犯人・凶器等」の項を参照。), この両者の関連を散布図(*10)で示したものである。この図からうかがえる特徴は以下のとおりである。

2-23図 銃器所有率と銃器使用率との関連(国別)



- 注 1 「銃器使用率」とは、いずれかの暴力犯罪被害(強盗、性的暴行、暴行・脅迫)に遭った際に、銃器が使用された場合の、延べ合計比率をさす。
 2 図中の直線及び式(回帰式)は、総数を除いた12か国のデータで作成したものである。
 3 「銃器」には、空気銃を除く。

(*9) 質問紙では、「凶器は実際に使われましたか。……銃はそれにより脅かされたり実際に撃たれた場合を言います。」として、加害者が犯行時に、単に所持していた場合と、実際に使用された場合とを分けている。ここでは、犯行に使用されたことに着目して、便宜上両者を合わせて「使用」としている。

(*10) ここでは、銃器所有率を原因(独立変数)、銃器使用率を(従属変数)と見なして、回帰分析を行っている。2-23図中に示した回帰式は、

$$\text{銃器使用率} = 0.1010 \times \text{銃器所有率} + \text{切片}(1.0992)$$
 であることを意味する。

- ① 散布図を見ると、右肩上がりの直線を描くことができ、銃器所有率が高い国ほど、銃器使用率も高くなる傾向がうかがえる(*11)。
- ② 散布図中の直線（回帰直線）から距離が離れている国に着目すると、フィンランドは、銃器所有率が高い割には銃器使用率が低い。一方、オランダやアメリカは、銃器所有率と比較すると、銃器使用率が高い。これは、銃器入手の容易さと銃器使用率が必ずしも一致していないことが理由の一つとして考えられる。

(4) 住居の防犯設備

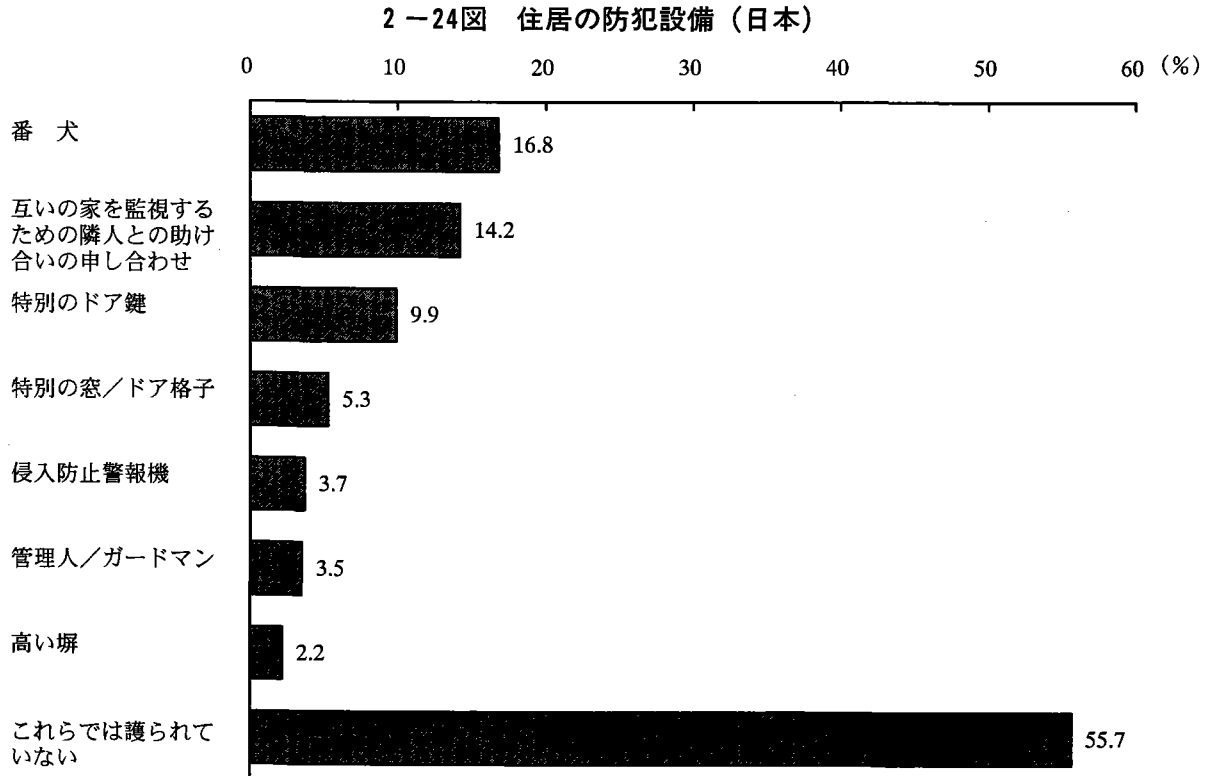
ア 基礎的データ

すべての調査対象者に対して、自宅の防犯設備を聞いている。質問紙では、「あなたの家の防犯設備についてお聞きします。あなたの家はここにあげるようなものによって護られていますか。」と尋ねている。

2-24図は、我が国について、住居の防犯設備を示したものである。半数以上が「これらでは護られていない」としている。

(*11) 確かに、銃器の入手が容易であることが、銃器を使用した犯罪を増加させる重大な要因となることは予想がつく。銃器所有率が比較対象国中で最も低い我が国の、平成11年（本調査対象期間）における銃器犯罪の概況をみると、発生（認知）件数は242件で、これを罪名別に見ると、強盗・同未遂110件（全認知件数の2.6%）、殺人・同未遂42件（同3.3%）、恐喝・同未遂12件（0.08%）、傷害12件（0.06%）などとなっており、過去5年間ほとんど変動はない。検挙件数は106件であるが、このうち71件（67.0%）は、暴力団構成員及び準構成員によるものとなっている。したがって、我が国の銃器犯罪の大半は、暴力団対立抗争事件等であり、一般市民が被害に遭う場合は少ないといえよう（なお数値は、警察庁（編）「平成11年の犯罪」及び警察庁生活安全局銃器対策課（編）「平成11年の銃器情勢」による。）。

また、社会心理学の分野における、「けん銃やナイフなどの武器は、人間の攻撃性に影響を与える」という「攻撃手掛かり仮説」は、あまりにも有名である。バーコヴィッツとルペイジ（Berkowitz & Lepage）は、武器（けん銃）の挑発効果に関する実験を行った。その結果、①武器が近くにあった場合の方が、攻撃行動をとりやすかった。ただし、単なる物（バドミントンのラケット）では、影響はなかった。②統計的有意差は見られなかったが、その武器が、挑発をもたらした本人の物である場合の方が、やや攻撃行動を起こしやすかった。③怒っている人の方が、より攻撃行動を起こしやすかった。以上から、攻撃に結びついた武器の存在は、人が怒りを挑発されているときには、攻撃を促進する傾向があることを示唆し、バーコヴィッツの言葉を借りれば、「銃の引き金を引くのは人の指であるが、その指を引っ張るのは引き金である」といえよう。以上について、詳細は齊藤（1987）を参照されたい。



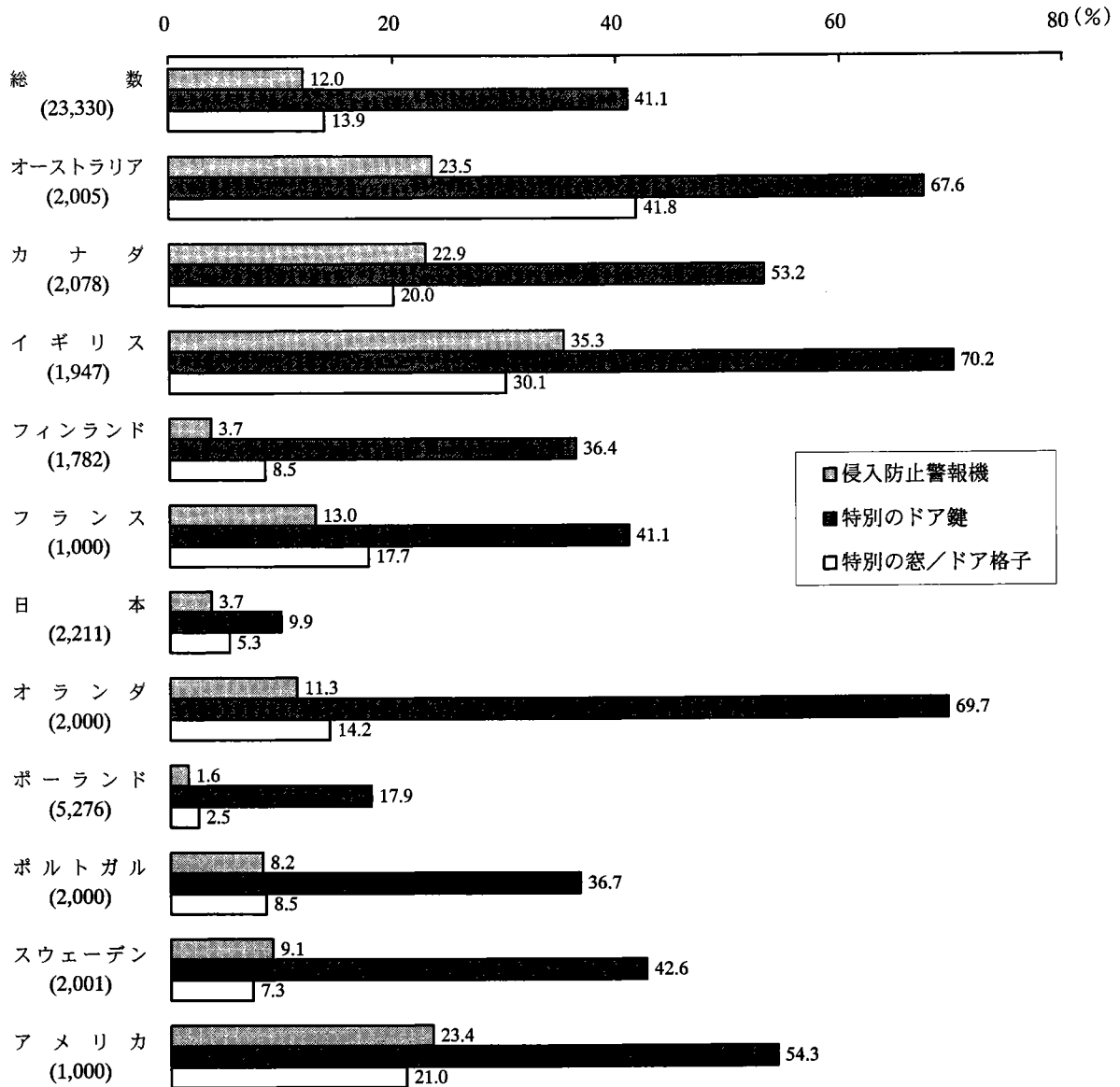
注 重複選択による。

2-25図は、スイスを除く11か国について、住居の防犯設備のうち「侵入防止警報機」、「特別のドア鍵」及び「特別の窓/ドア格子」の該当する比率を示したものである。この図等からうかがえる特徴は以下のとおりである。

- ① 「これらでは護られていない」と回答した者の比率は、我が国では55.7%にのぼり、比較対象国中で最も高い比率となっている。よって、住居の防犯設備が全く備わっていない世帯は、我が国が最も多いことがうかがえる^(*12)。
- ② 「特別のドア鍵」については、オーストラリア、カナダ、イギリス、オランダ及びアメリカの半数以上の世帯に備わっている一方、我が国では10%に満たなく、比較対象国中で最も低い比率となっている。「侵入防止警報機」及び「特別の窓/ドア格子」に関しても、我が国は、ポーランドに次いで低い比率である。
- ③ 他の比較対象国では、上記②のような「ハード面」の防犯設備のほか、「公的な近隣自警団組織」(a formal neighborhood watch scheme) 又は「互いの家を監視するための隣人との助け合いの申し合わせ」といった「ソフト面」についても、比較的選択されている。なお我が国では、「公的な近隣自警団組織」はもともと選択肢中に盛り込まれていなく、「互いの家を監視するための隣人との助け合いの申し合わせ」は、ポルトガルに次いで低い比率となっている。
- ④ 回答者1人当たりの選択数（「これらでは護られていない」及び「回答拒否」を除く。）を比較す

(*12) 「これらでは護られていない」の選択肢に対して、「これまで列举された設備はないが、その他の設備によって護られている」と解釈した回答者が、皆無とは言い切れない。しかし、「防犯設備としては、特に該当するものはない」と解釈するのが自然であろう。

2-25図 住居の防犯設備（国別）



注 1 重複選択による。
 2 スイスは、未調査である

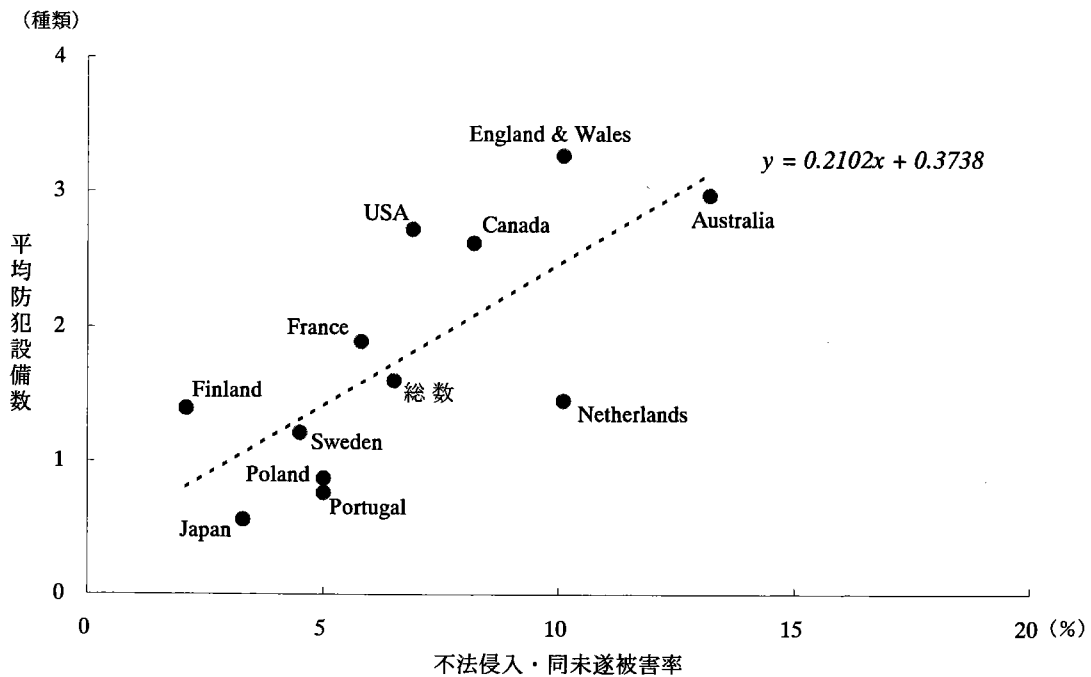
ると、最も多いのがイギリスの3.4種類で、以下、オーストラリア(3.1種類)、アメリカ(3.0種類)、カナダ(2.8種類)と続いており、11か国総数では2.2種類である。一方我が国は1.3種類となっており、比較対象国中で最も低い。

⑤ 以上から、他の比較対象国では、防犯設備が備わっている比率が高く、しかも、ハード、ソフト両面による複数の防犯設備によって住居が護られている（例えば、侵入防止警報機も特別のドア鍵も設置されているし、公的な近隣自警団組織も有している。）^(*13)。一方我が国は、防犯設備が備わっている比率が低く、たとえ備わっていても、単一の設備等しかないことがうかがえる。

イ 他の要因との関連

次に、防犯設備にかかわりが深いと思われる要因との関連について見たい。2-26図は、スイスを除

2-26図 防犯設備と不法侵入・同未遂被害率との関連（国別）



注 1 「平均防犯設備数」とは、「これらでは護られていない」と回答した者を「防犯設備なし」とみなした上で、一国当たりの平均防犯設備数を算出したもので、以下の式による。

$$\text{平均防犯設備数} = \frac{\text{防犯設備の延べ数}}{\text{総回答者数} - \text{回答拒否者数}}$$

2 図中の直線及び式（回帰式）は、総数を除いた11か国のデータで作成したものである。

3 スイスは、「住居の防犯設備」について未調査であるため、図中に含まれていない。

(*13) ノリスとカニアスティ (Norris & Kaniasty, 1992) は、アメリカ・ケンタッキー州において、防犯設備（警戒行動）の種類別に、不安全般との関連を調査した。調査結果の概要は以下のとおりである。①専門家行動（本調査では「管理人／ガードマン」「公的な近隣自警団組織」が該当しよう。）は、あまり頻度は高くなかったが、犯罪多発地域ではかなり使われていた。②鍵行動（本調査では「特別のドア鍵」が該当しよう。）の使用は、一般に高く、特に居住地域があまり安全であると感じず、アパートなどの短期居住者において高かった。また、鍵行動が高ければ高いほど、心理的苦惱度（うつ的傾向、一般不安度及び恐怖性不安度）は低かった。③隣人行動（本調査では「互いの家を監視するための隣人との助け合いの申し合わせ」が該当しよう。）は、鍵行動以上に一般的に用いられており、特に長期居住者には共通して見られた行動であった。また、心理的苦痛を緩和しストレス緩衝機能をもつ社会的支援につながっているとも考えられ、今後の防犯設備（警戒行動）の一つとして有望であると思われた。

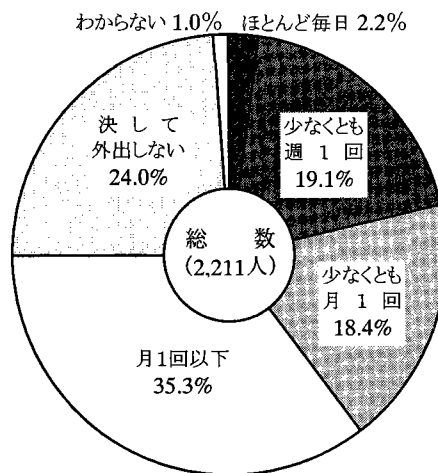
く11か国について、平均防犯設備数と不法侵入・同未遂被害率（過去5年間）との関連を散布図^(*14)で示したものである。右肩上がりの直線を描くことができ、不法侵入・同未遂被害率が高い国ほど、平均防犯設備数が高くなる傾向がうかがえ、非常に了解可能な結果となっている^(*15)。

(5) 夜間外出頻度

すべての調査対象者に対して、夜間外出頻度を聞いている。質問紙では、「娯楽目的、例えば飲食店やレストランや映画に行ったり友達に会ったりするために、夜間、個人的にどのくらい外出されますか。」と尋ねている。

2-27図は、我が国について、夜間外出頻度を示したものである。「月1回以下」の者が最も多く、約4人に1人は「決して外出しない」としている。「ほとんど毎日」の者は非常に少ない。

2-27図 夜間外出頻度（日本）



2-28図は、スイスを除く11か国について、夜間外出頻度を示したものである。「決して外出しない」及び「月1回以下」を合計した比率を見ると、我が国は、比較対象国中で最も高い。また「ほとんど毎日」の比率も、我が国が最も低い。

(6) 犯罪被害に対する不安

ア 基礎的データ

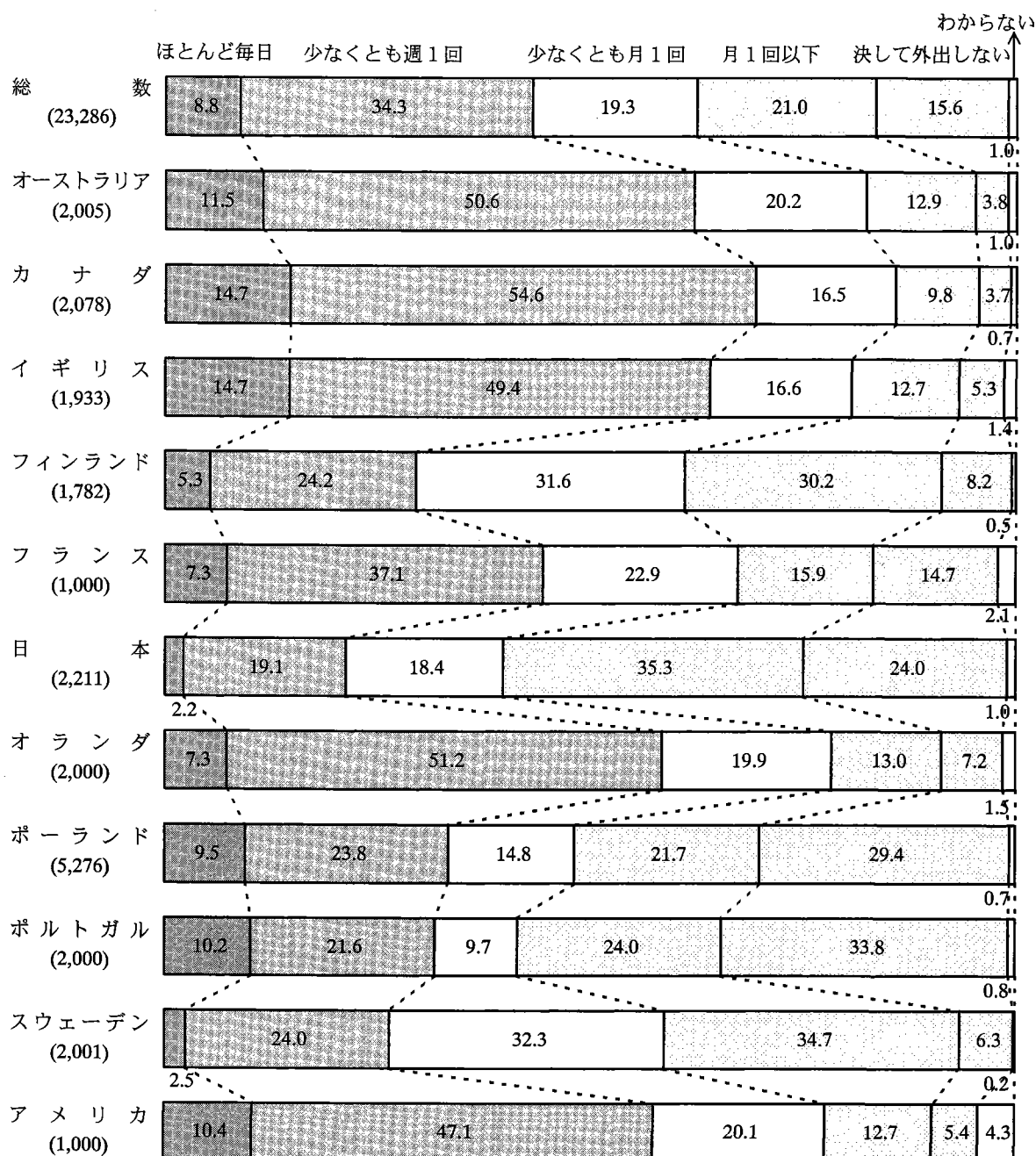
すべての調査対象者に対して、犯罪被害に対する不安（以下、「犯罪不安」とする。）について、3つの質問を実施している。質問の最初に「これからあなたの住んでおられる地域その地域における犯罪について、あなたの意見をお聞かせください。」とことわることで、犯罪に関する質問であることを明確にしている。質問紙では、①「暗くなった後、あなたの住んでおられる地域を一人で歩いているとき、ど

(*14) 不法侵入・同未遂被害率を独立変数、平均防犯設備数を従属変数と見なして、回帰分析を行っている。

(*15) 脚注(*14)で記したのとは逆に、「防犯設備を備えるほど、不法侵入・同未遂被害率は低下するので、平均防犯設備数を独立変数、不法侵入・同未遂被害率を従属変数と見なすべきである。」との解釈も可能であろう。しかし本分析では、防犯設備は調査日時点の事象、不法侵入・同未遂被害率は過去5年間の事象といったように、時間的に前後関係が明らかである。

なお、犯罪警戒行動（自宅の施錠の徹底、留守中の近所における助け合いなど）が犯罪予防にもたらす効果については、明確に検証されていないか、あるいは曖昧な効果しか報告されていなく（齊藤ら、1999）、全く効果が見られなかったとの調査結果さえも見られる（例えば、ノリスとカニアステイ（Norris & Kaniasty, 1992）など）。

2-28図 夜間外出頻度（国別）



注 スイスは、未調査である。

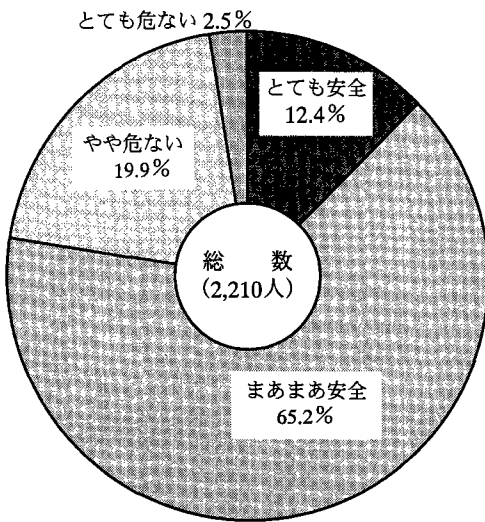
の程度安全であると感じますか。」(以下、「居住地域における夜間の一人歩きに対する不安」とする。),
 ②「暗くなってから家に一人にいるとき、どの程度安全であると感じますか。」(以下、「自宅に夜間一人
 にいることの不安」とする。), ③「今後12か月の内に誰かがあなたの家に侵入しようとするこ
 について考えてみてください。それは非常にあり得ますか、……。」(以下、「不法侵入の被害に遭う不安」と
 する。)と尋ねている。

2-29図は、我が国について、3種類の犯罪不安を示したものである。この図からうかがえる我が国
 の特徴は以下のとおりである。

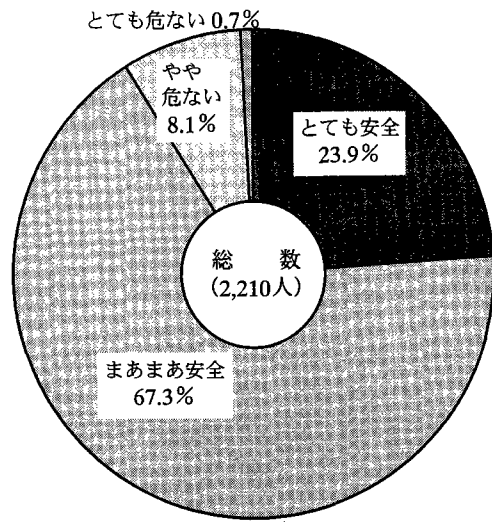
①「居住地域における夜間の一人歩きに対する不安」については約80%、「自宅に夜間一人でいるこ

2-29図 犯罪不安（日本）

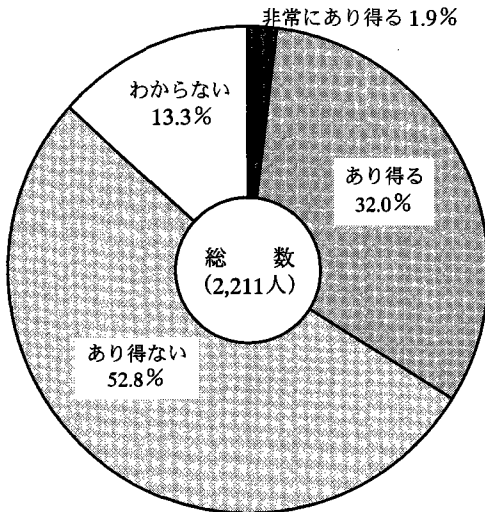
① 居住地域における夜間の一人歩きに対する不安



② 自宅に夜間一人でいることへの不安



③ 不法侵入の被害に遭う不安



注 ①・②については、無回答1名を除く。

との不安」については90%以上の者が、「とても安全」又は「まあまあ安全」と回答しており、不安感を抱いていない者が多い。

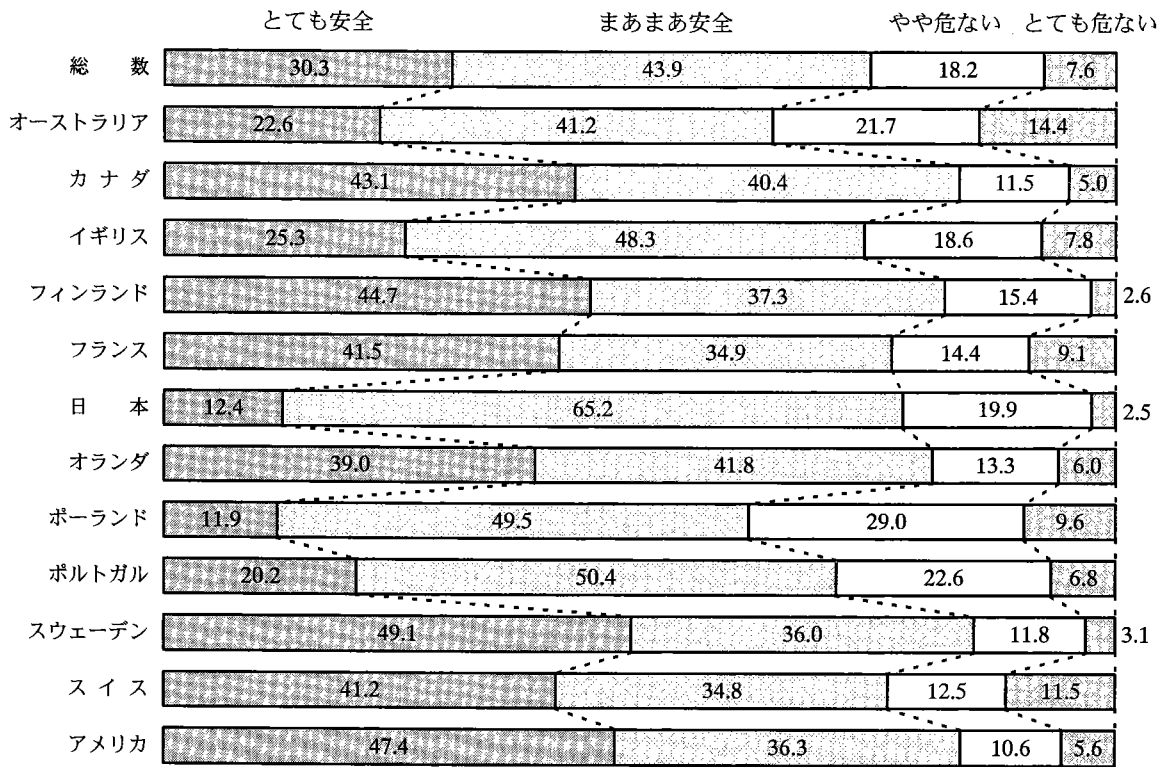
② 「不法侵入の被害に遭う不安」については、「あり得ない」と回答した者は約半数にとどまり、「居住地域における夜間の一人歩きに対する不安」及び「自宅に夜間一人でいることへの不安」と比較すると、不安感を抱いている者が多い。

2-30図は、12か国について、3種類の犯罪不安を示したものである。この図からうかがえる特徴は以下のとおりである。

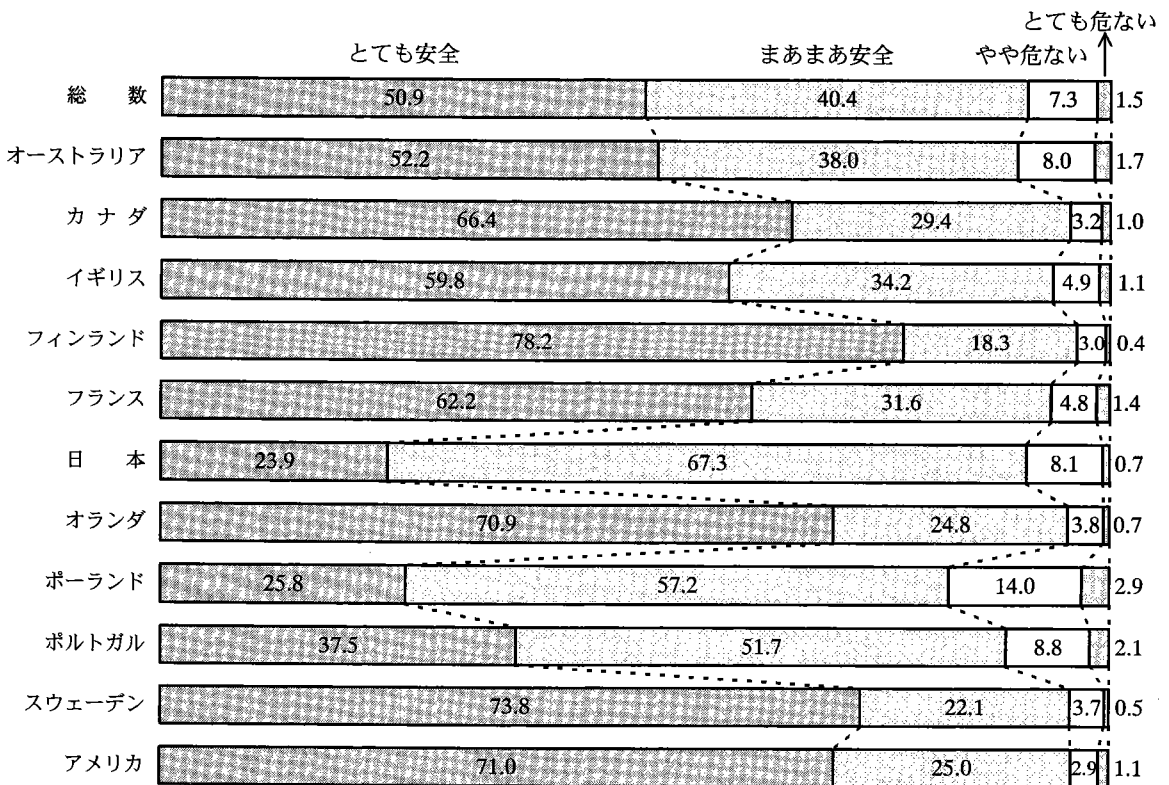
① 「居住地域における夜間の一人歩きに対する不安」は個人犯罪被害に関する不安を、「自宅に夜間一人でいることへの不安」は不法侵入に対する不安を、それぞれ主として尋ねたものであるが、いずれの場合においても、我が国の被害率は他の比較対象国よりもかなり低いにもかかわらず、犯罪不安（安全でないと感じている者の比率）が高くなっている。

2-30図 犯罪不安(国別)

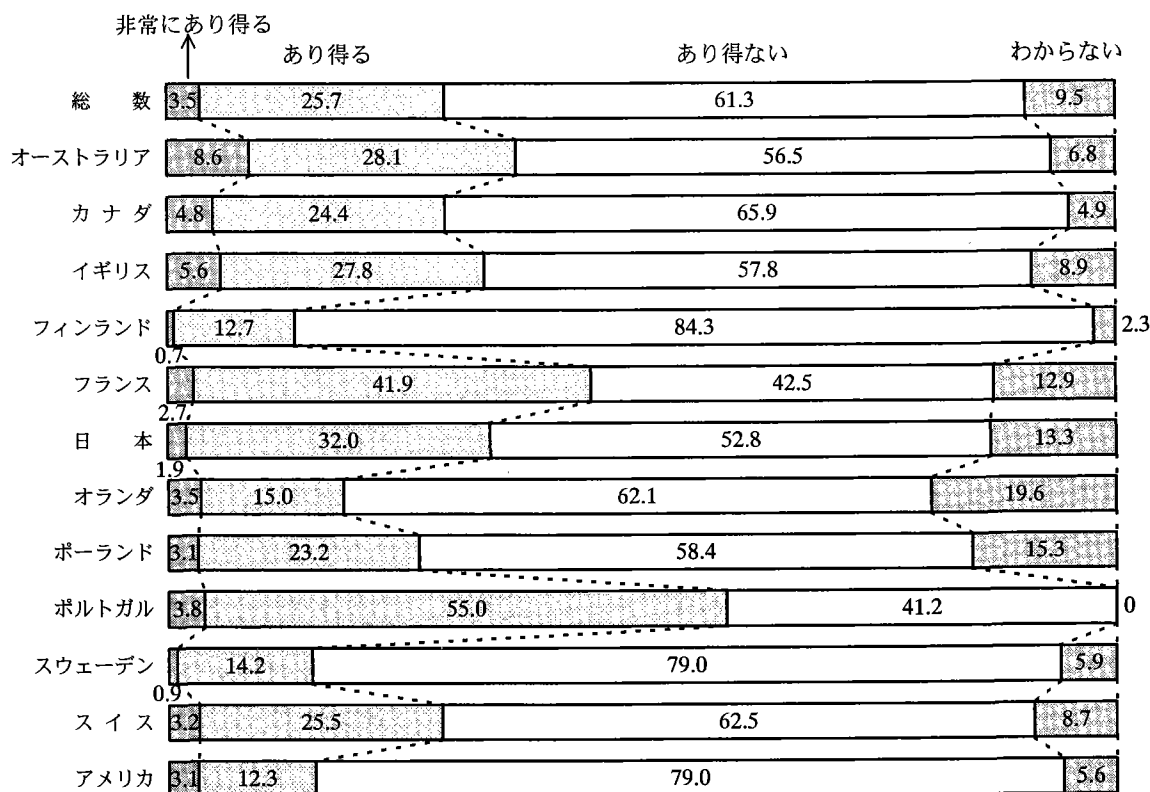
① 居住地域における夜間の一人歩きに対する不安



② 自宅に夜間一人でいることの不安



③ 不法侵入の被害に遭う不安



注 1 ②については、スイスは未調査である。
 2 無回答を除く。

② 「とても安全」と回答した者の比率に着目すると、「居住地域における夜間の一人歩きに対する不安」に関しては、12か国総数で約30%の者が該当している（カナダ、フィンランド、フランス、スウェーデン、スイス及びアメリカでは40%を超えている。）のに対して、我が国では約12%となっている。「自宅に夜間一人であることへの不安」についても、12か国総数で約51%の者が該当している（フィンランド、オランダ、スウェーデン及びアメリカでは70%を超えている。）のに対して、我が国では約24%の者しか該当していない。

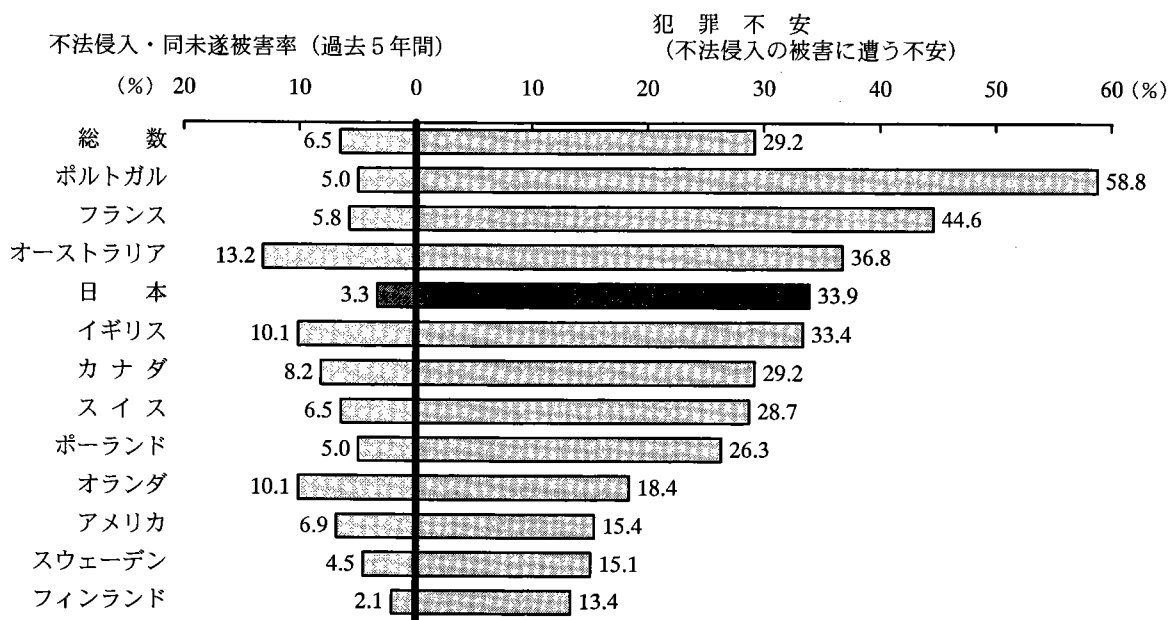
イ 他の要因との関連

次に、犯罪不安にかかわりが深いと思われる要因との関連について見たい。取り上げた要因は、「被害率」、「警察活動」、「住居の防犯設備」及び「夜間外出頻度」で、これらの各要因と、各国における犯罪

不安が高い者の比率とを対比することとする(*16)。なお、ここで取り上げた各要因と犯罪不安との関連に関する統計的検討については、「第3 結果と分析2 (クロス集計分析)」において、あらためて行う。

2-31図は、12か国について、犯罪不安のうち「不法侵入の被害に遭う不安」と不法侵入・同未遂被

2-31図 犯罪不安と被害率との関連 (国別)



注 1 「犯罪不安」は、「非常にあり得る」「あり得る」を合計した比率による。

2 「犯罪不安」において、比率の高い順に並べかえている。

(*16) 前述のとおり、ICVSで使用している犯罪不安 (fear of crime) は、アメリカのNCVS (National Crime Victimization Survey) やイギリスのBCS (British Crime Survey) で使用されているものとほぼ同様の質問を用いている。つまり、まず居住地域の犯罪に関する質問であることを前置きした上で、「暗くなった後、あなたの住んでおられる地域を一人で歩いているとき、どの程度安全であると感じますか?」、「今後12か月の内に誰かがあなたの家に侵入しようとするということについて考えてみてください。それは非常にあり得ますか?」といった、居住地域の安全性に対する認知 (feeling of safety) や犯罪に遭遇する危険性の認知 (perception of risk or concern about victimization) をいい、必ずしもフェラロ (Ferraro, 1995) が指摘する危険に対する感情的反応 (心の反応としての恐怖や不安) としての犯罪不安を意味しない。

また、犯罪不安 (fear of crime) については、最近、これ自体が社会に深刻なダメージを与える犯罪被害の一つであると考え、それに影響を与える要因の研究が注目されている。しかし、同時にその概念について、調査票の中で犯罪不安として何が測られているのかについても議論が高まりつつある。これまでの研究で使用された用語だけでも、fear, worry, concern, anxiety, unsafe feeling, perceived risk of victimization, afraid and angry などがある。ウィリアムスら (Williams et al., 2000) は、これまでの研究で犯罪不安として調査された変数を整理した上で、五つの犯罪不安概念、すなわち①夜間の一人歩き時の犯罪不安 (NCVS walking worry scale)、②犯罪に遭う心配 (victimization worry scale)、③日常行動での一般的な防犯行動 (general behavioral precautions)、④自宅の防犯行動 (home-oriented behavioral precautions)、⑤旅行時の防犯行動 (trip-oriented behavioral precautions)、⑥犯罪以外の夜間一人歩きの不安 (general worry walking scale) を用いて、犯罪不安に関する調査を実施している。その結果、三つの因子を抽出している。第一因子が犯罪に遭う心配 (worry)、第二因子が一人歩きの不安、最後の因子が防犯行動である。そして、第二因子である一人歩きに関する不安は、犯罪を想定した場合も、想定しなかった場合も同じ因子が作用していることから、この質問は、一般的な社会不安を示す指標と考えるほうが妥当であり、犯罪不安を示す指標として使用することは適当ではないとしている。その上で、彼らは、犯罪不安の指標としては、犯罪に遭う心配 (worry about crime) を使用することが最も適当であるとしている。

害率（過去5年間）とを、対比する形で示したものである。この図からうかがえる特徴は以下のとおりである。

- ① ほとんどすべての国において、現実（不法侵入・同未遂被害率）と、可能性（不法侵入の被害に遭う不安）とが一致していない。その中でも不一致が著しいのが、我が国とポルトガルであり、被害率と被害の可能性があると考える者の比率に10倍以上の開きがある。この比率に近いのはオランダであり、その開きは2倍以下である。
- ② 比較対象国中のそれぞれの順位で見ると、オーストラリアでは、不法侵入・同未遂被害率が比較対象国中で最も高く、不法侵入の被害に遭う不安も3番目に高くなっており、フィンランドでは、不法侵入・同未遂被害率も不法侵入の被害に遭う不安も、比較対象国中で最も低くなっており、了解可能な結果である。ところが我が国は、不法侵入・同未遂被害率はフィンランドに次いで低いにもかかわらず、不法侵入の被害に遭う不安は4番目に高いという結果になっている。このことから、我が国は、実際に犯罪被害に遭う可能性は低いものの、犯罪不安が高い傾向がうかがえる。

2-32図は、11か国又は12か国について、犯罪不安と警察活動（各国における良い評価をした者の比率で、防犯活動と親切さとの合計比率）との関連を散布図^{(*)17}で示したものである。この図からうかがえる特徴は以下のとおりである。

- ① 犯罪不安のうち「①居住地域における夜間の一人歩きに対する不安」及び「②自宅に夜間一人であることの不安」については、やや右肩下がりの直線を描くことができ、警察活動に関する評価が高い国ほど、犯罪不安は低くなる傾向がうかがえる^{(*)18}。しかし、「不法侵入の被害に遭う不安」については、何らかの傾向は見出せない。
- ② 散布図中の直線（回帰直線）から距離が離れている国に着目すると、オランダが特に、他の比較対象国とは異なる傾向を示している。

2-33図は、スイスを除く11か国について、犯罪不安のうち「自宅に夜間一人であることの不安」及び「不法侵入の被害に遭う不安」と平均防犯設備数との関連を散布図^{(*)19}で示したものである。この図からうかがえる特徴は以下のとおりである。

- ① 「① 自宅に夜間一人であることの不安」については、やや右肩下がりの直線を描くことができ、平均防犯設備数が高い国ほど、犯罪不安は低くなる傾向がうかがえる。しかし、「② 不法侵入の被害に遭う不安」については、何らかの傾向は見出せない。

(*17) 警察活動を独立変数、犯罪不安を従属変数と見なして、回帰分析を行っている。

(*18) キダーとコーンは、アメリカ世論調査の結果から、「防犯対策（被害者になるのを避ける対策）は、自己効力感や希望を生み出さない。なぜなら、犯罪被害に遭う確率は変わるかも知れないが、犯罪が起こる可能性（社会が危険であること）に変わりはないし、ずっと警戒し続ける必要があるからである。だから、防犯対策を取るほど、犯罪を恐れる傾向が強い。そして犯罪を恐れるほど、警察や裁判所が役に立たないと考え、司法のシステムに協力しようとしないのである。」と指摘している。詳細は、Kidder & Cohn (1979) 及び齊藤ら (1999) を参照されたい。

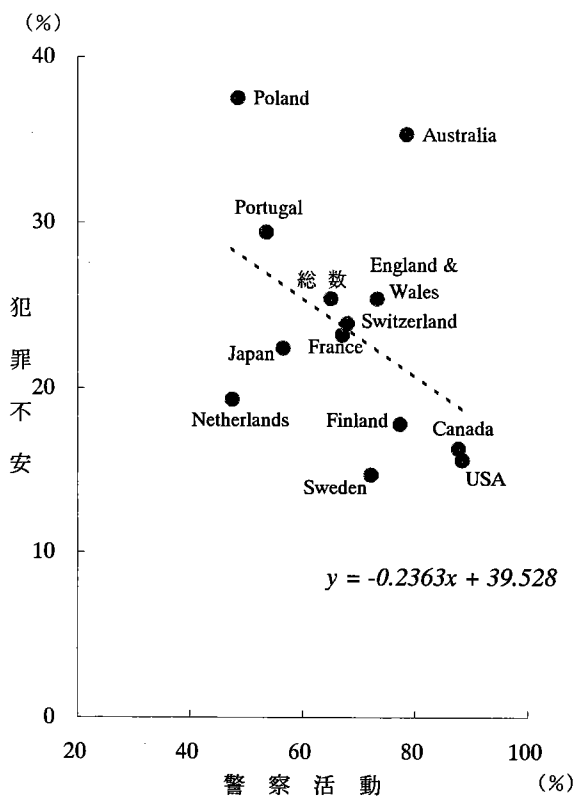
また、警察活動に関する評価が低いから犯罪不安が高くなるという指摘も可能である。星野(1975,1976,1977)は、パトロールや家庭訪問の実施による目に見える活動の強化や警察と地域との良好な関係が、人々の犯罪に対する不安を軽減させると指摘している。

この星野の研究を引用した所(1990)は、「安全感は、『正確には、現実の警察力・警察活動よりも人々に認知されたそれらの水準によって影響される。』一方、人々に認知された警察活動の水準は、その現状よりも低いから、『現状——に関する広報活動を行うことによって』も安全感を上昇させることが可能なわけである」と指摘している。つまり、警察が、最近の犯罪の凶悪化、それに対応することの困難さ、検挙率の低下等を喧伝することは、所の指摘するように、人々の安全感を低下させることになる。

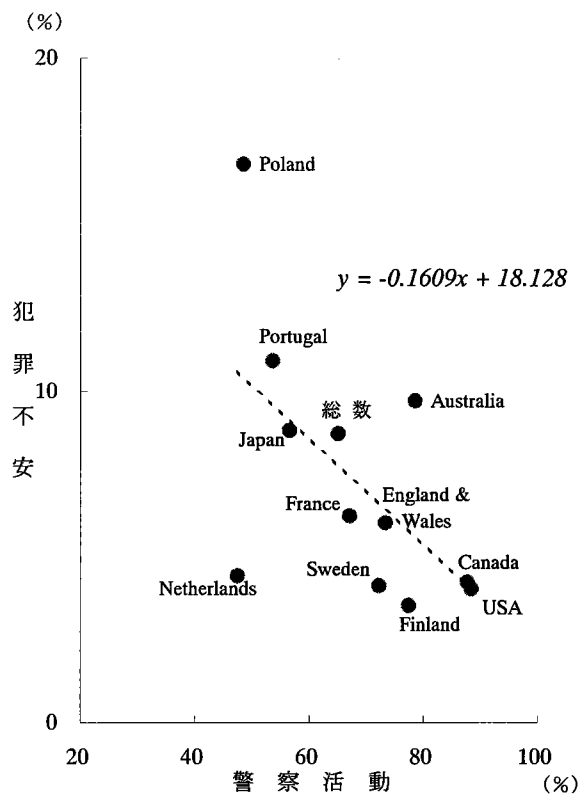
(*19) 平均防犯設備数を独立変数、犯罪不安を従属変数と見なして、回帰分析を行っている。

2-32図 犯罪不安と警察活動との関連 (国別)

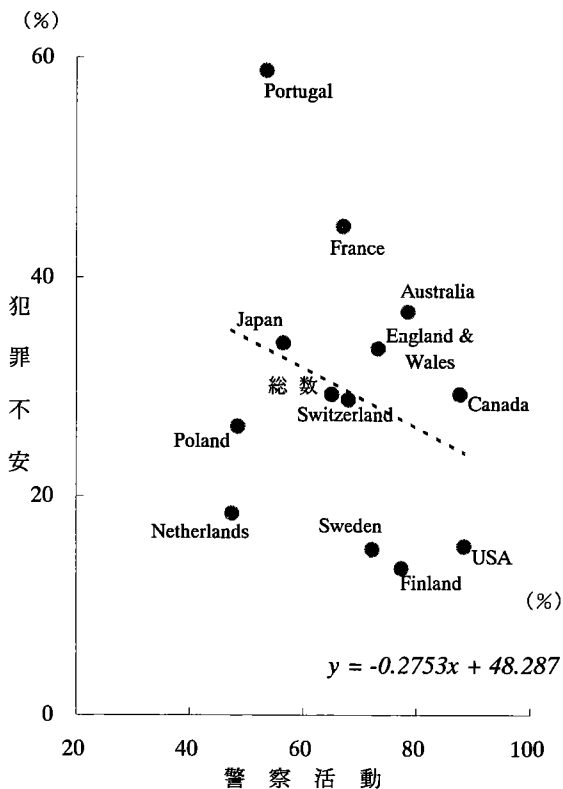
① 居住地域における夜間の一人歩きに対する不安



② 自宅に夜間一人でいることの不安



③ 不法侵入の被害に遭う不安



注 1 「警察活動」については、「警察の防犯活動」の「非常に良くやっている」「まあまあ良くやっている」を、「警察の親切さ」の「全く同感」「どちらかと言えば同感」を、それぞれ合計した比率である。

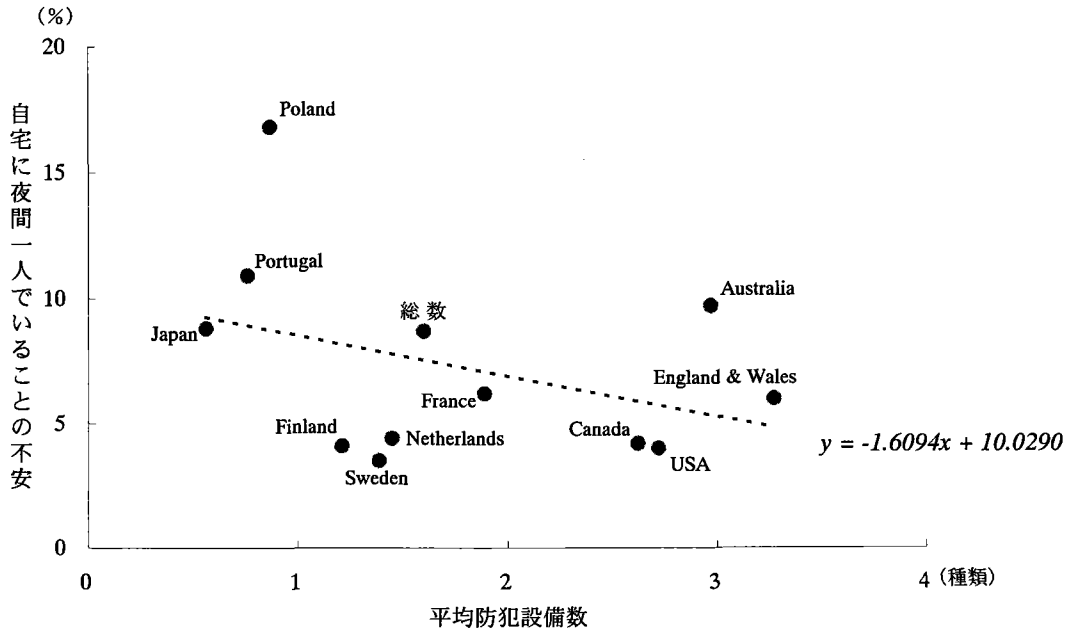
2 「犯罪不安」については、①・②は「とても危ない」「やや危ない」を、③は「非常にあり得る」「あり得る」を、それぞれ合計した比率である。

3 図中の直線及び式(回帰式)は、総数を除いた11か国又は12か国のデータで作成したものである。

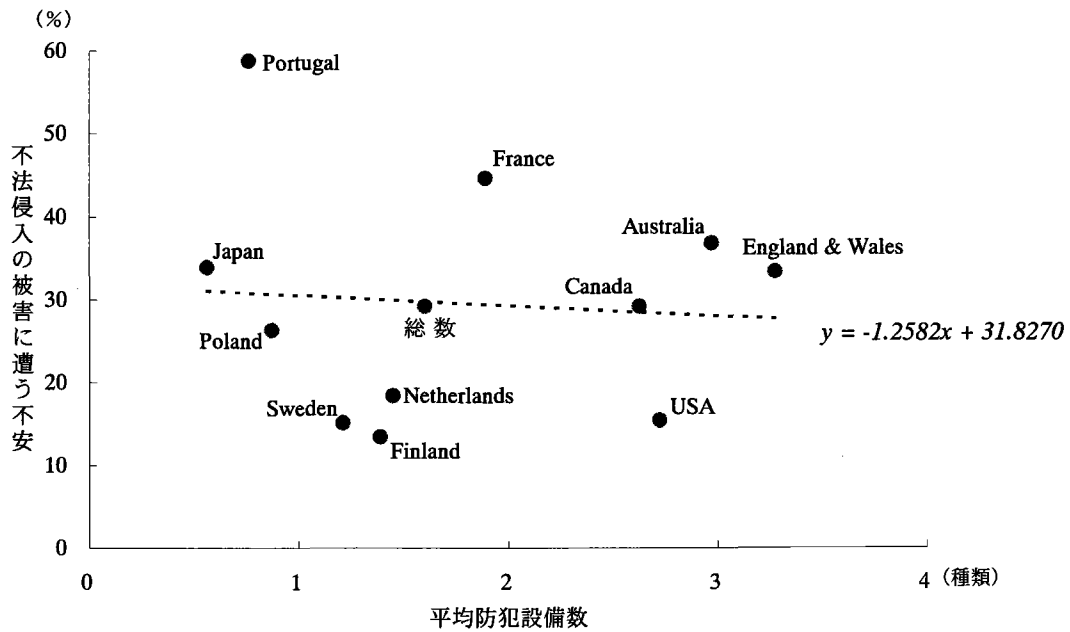
4 スイスは、「自宅に夜間一人でいること」が未調査のため、②の図中に含まれていない。

2-33図 犯罪不安と防犯設備との関連（国別）

① 自宅に夜間一人でいることの不安



② 不法侵入の被害に遭う不安



注 1 「平均防犯設備数」とは、「これらでは護られていない」と回答した者を「防犯設備なし」とみなした上で、一国当たりの平均防犯設備数を算出したもので、以下の式による。

$$\text{平均防犯設備数} = \frac{\text{防犯設備の延べ数}}{\text{総回答者数} - \text{回答拒否者数}}$$

2 「自宅に夜間一人でいることの不安」は「とても危ない」「やや危ない」を、「不法侵入の被害に遭う不安」は「非常にあり得る」「あり得る」を、それぞれ合計した比率である。

3 図中の直線及び式（回帰式）は、総数を除いた11か国のデータで作成したものである。

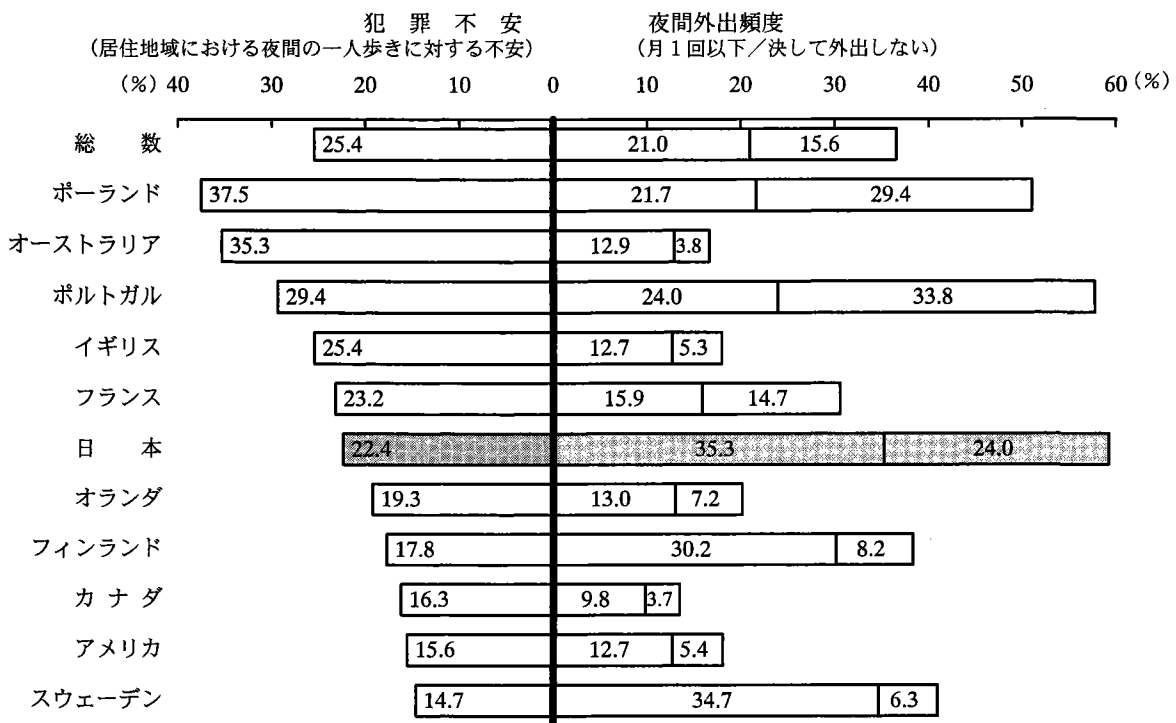
4 スイスは、「住居の防犯設備」について未調査であるため、図中に含まれていない。

害に遭う不安」については、何らかの傾向は見出せない。

- ② 上記の理由として、一般的には、「防犯設備を備えるほど、不法侵入の被害に遭う可能性が低下すると認識され、その結果、犯罪不安が低減する。」と考えられる。その一方で、「防犯設備を備えるほど、逆に犯罪被害に敏感になって、かえって不安が助長される。」もしくは「犯罪不安が高い者ほど、より多くの防犯設備を備える傾向にある。」ことも考えられる(*20)。いずれにせよ、ウィリアムスら(Williams et al., 2000)は、犯罪に備える防犯行動は、それ自体が犯罪不安の指標の一つであると指摘しているが、防犯設備は自宅における防犯行動の一つであり、犯罪不安そのものと考えることができる。犯罪不安の研究は、ICVSのような犯罪被害実態調査が最も得意とする分野の一つであり、今後、それを測定するための操作的定義のあり方も含めて更に詳細な検討が必要である。

2-34図は、12か国について、犯罪不安のうち「居住地域における夜間の一人歩きに対する不安」と夜間外出頻度とを、対比する形で示したものである。

2-34図 犯罪不安と夜間外出頻度との関連(国別)



- 注 1 「犯罪不安」は、「とても危ない」「やや危ない」を合計した比率による。
 2 スイスは、「犯罪不安」について未調査であるため、図中に含まれていない。
 3 「犯罪不安」において、比率の高い順に並べかえている。

(*20) 「防犯設備を備えるほど、不法侵入の被害に遭う可能性が低下すると認識され、その結果、犯罪不安が低減する。」にはローゼンバウムら(Rosenbaum et al., 1986)など、「防犯設備を備えるほど、逆に犯罪被害に敏感になって、かえって不安が助長される。」にはキダーとコーン(Kidder & Cohn, 1979)(脚注(*18)を参照されたい。)、テイラーとシューメイカー(Taylor & Shumaker, 1990)及びノリスとカニアスティ(Norris & Kaniasty, 1992)など、「犯罪不安が高い者ほど、より多くの防犯設備を備える傾向にある。」にはリガー(Riger, 1985)などの、それぞれ研究結果がある。これら、「警戒行動と犯罪不安との関連」に関するレビューとして、齊藤ら(1999)が詳しい。

ポーランド及びポルトガルは、犯罪不安が高く、夜間外出頻度が低くなっている。これは、「夜間の一人歩きは怖い」という意識が、「夜間の外出は控える」という行動につながったと解釈でき、了解可能な結果となっている。一方オーストラリアは、犯罪不安が高く、夜間外出頻度も高いという結果となっている。我が国は、犯罪不安の割に、夜間外出頻度が低くなっている^(*21)。

(*21) 「夜間の外出」といった人間行動は、犯罪不安といった意識のみではなく、その国及び地域の物理的、自然的及び社会的環境等によって左右されるものであろう。例えば、気候（夜間でも暖かい、あまり雨や雪が降らないなど）、商店等が遅い時間でも開店している（例えばカナダでは、夏は夜10時、11時まで商店が開いている場合がある。）、遅い時間でも公共の交通機関が機動している、街の照明の明るさなどが要因として考えられよう。